

## 洛陽西朱村曹魏墓出土石碑銘選注

本稿は、河南省洛陽市西朱村一號墓から出土した曹魏石碑銘文の注釋である。二〇一五年から二〇一六年末にかけて洛陽市文物考古研究所（二〇一七）がこの墓から大量の石碑を發掘した。それらの石碑には、この墓に副葬されたと推定される品々の名稱・材質・規格・數量などが記され、曹魏皇族の副葬品の全體像を知る重要な手がかりとして、また三世紀の器物の具體的な呼稱を明示する同時代資料として注目された。石碑は、縦長長方形の左右兩肩を斜めに落とした六角形を呈し、高さ八・三×八・六cm、幅四・六×四・九cmで、上部中央に圓孔が穿たれている。

これらの石碑の形状や刻銘の方式は、河南省安陽市西高穴の曹操高陵出土石碑と近似し、その數量・内容ともいっそう充實していることから多くの研究者の關心を集め、一部の研究成果は『博物院』二〇一九年第五期の「洛陽曹魏大墓出土石碑刻銘研究」特集に發表された。そのうち李零「洛陽曹魏大墓出土石碑銘文分類考釋

### 「三世紀東アジアの研究」班

向井 佑介・森下 章司

（以下、李零）は一三八點の石碑拓本を掲載し、記載内容を十三分類して注釋を加えたもので、簡潔ながら石碑の全容がうかがえる。

現在までの整理により、出土石碑の總數は破片を含めて三二五點にのぼることが判明し、昨年にはそれら全點を収録した『流眄洛川——洛陽曹魏大墓出土石櫨（以下、流眄）』（中國美術學院漢字文化研究所・洛陽市文物考古研究所編二〇二二）が上海書畫出版社から公刊された。この圖録には、破片を含む石碑全點の寫眞・拓本・釋文が掲載され、曹錦炎による「石櫨銘文分類注釋（以下、流眄釋）」が附されている。これにより石碑の基礎資料がすべて公表されたといえ、個々の銘文の具體的な解釋をめぐっては多くの問題が残されている。西朱村一號墓の被葬者については、曹魏明帝の娘・曹淑とする王咸秋（二〇二二）説をはじめとして議論があり、銘文の解釋は被葬者をめぐる論争とも不可分である。そこで、既發表の石碑三二五點のうち二二五點を選び、本研究班の解釋を示すことにした。

なお、これらの石牌について、趙超（二〇一九）や流昞は、付札の機能をもつ「楬」と解釋し「石楬」と呼稱する。しかし、すべての石牌に對應する物品が墓に副葬されていたかどうかは明確でなく、具體的な機能は確定したいことから、ひとまず本稿では石牌と呼ぶことにする。

銘文分類は、服飾・什器・飲食・車馬・武器・樂器・儀禮・造形・娛樂・動植物、とした。記述にあたっては、まず石牌銘文の釋文を示し、洛陽市文物考古研究所の遺物番號、李零番號、流昞釋・圖番號を附記した。注釋作成にあたり、頻出する出典は略稱（李零・流昞）を用い、曹操高陵出土資料は河南省文物考古研究院（二〇一六）の遺物番號を附記した。それ以外の參考文獻は「」に著者名と發表年を記した。參考文獻は末尾にまとめて記載した。

釋文中の記號の用法は、以下のとおりである。

□…石牌の斷裂による文字の缺損をあらわす。

…判讀不能の文字をあらわす。

…判讀不能かつ字數も不明な文字列をあらわす。

〔…〕…殘劃をもとに判讀した文字をあらわす。

「」…文例や内容をもとに補った文字をあらわす。  
銘文釋讀と注釋作成は、主として飲食・車馬・武器・樂器・儀禮を森下章司が、服飾・什器・造形・娛樂・動植物の項目を向井佑介が擔當し、全體を向井がまとめた。

共同研究班における檢討作業に参加したのは、東潮・諫早直人・稻本泰生・王含元・大谷育恵・大平理紗・岡村秀典・金文京・古勝隆一・高井たかね・坂川幸祐・田中一輝・長友朋子・藤井律之・古松崇志・馬淵一輝・宮宅潔・目黒杏子・森岡秀人・山本堯・吉井秀夫の各位である（五十音順）。

## 一、服飾

### （一）衣服

#### 1 白緋練襦

##### 襦一領

（M一・四五四、流昞釋六、流昞圖八〇）

白緋色のねりぎぬでできた筒袖の長い着物が一領。

「白緋練」を李零は「淡紅色」、流昞は「赤白色」「粉紅色」すなわち薄紅色のねりぎぬと解釋する。ただし、湖南省長沙馬王堆一號漢墓出土の白紗禪衣（湖南省博物館ほか一九七三・圖版七八）は白色の生地に緋色の縁飾りを施したもので、そうしたものを「白緋」と稱した可能性もある。

「構」については、『釋名』釋衣服に「構、禪衣之無胡者也。言袖夾直、形如溝也」とあり、袖の下にたもとを垂らさず、袖が筒状になったひとえの着物をいう。

「襦」は「襦」に同じで、『釋名』釋衣服に「襦、屬也。衣裳上下相連屬也。荊州謂禪衣曰布襦亦是也」とあり、「襦」は衣と裳とが上下に連續したものだという。

したがって、「構襦」はたもとの垂れていない筒袖で、上下がつらなつたひとえの着物である。「領」は衣類を數える單位。

#### 2 白緋練襦

##### 衫一〇

（M一・一八七、李零四三、流昞釋七、流昞圖七八）

白緋色のねりぎぬでできた筒袖の衫衣が一枚。末字を缺失するが、李零・流昞とも「白緋練襦衫一領」と復元する。

前述のとおり、「袴」は筒袖でたもとの垂れていない、ひとえの着物をいう。一方、「衫」は肌着で、『方言』卷四・汗襦「陳魏宋楚之間、謂之襜褕、或謂之禪襦」の晉・郭璞注に「今或呼衫爲單襦」とあるように、ひとえの肌着を「衫」と稱した。要するに、白緋のねりぎぬでつくられた、筒袖のひとえの着物である。

なお、『三國志』魏書・鍾繇傳の裴松之注に引く陸氏「異林」に、鍾繇のもとを毎晩おとずれた婦人の話があり、「明日使人尋跡之、至一大冢、木中有好婦人、形體如生人、著白練衫、丹繡襦褕、傷左髀、以襦褕中綿拭血」と述べている。墓で発見されたという死んだ女性は、白い練の衫に赤い刺繡のある襦褕（うちかけ）を着ていた。

### 3 白緋練複衫一

(M一・四五〇、李零四四、流眇釋八、流眇圖六二)

白緋色のねりぎぬでできた、あわせの着物が一枚。

「複衫」について、李零は「多層衫」、流眇は裏地のある「夾衣」とし、あわせの着物と解釋する。

『初學記』器物部・衫の事對に洛陽の西晉皇帝陵を修復した東晉の車灌『晉脩復山陵故事』を引いて「梓宮衣物、練單衫五領・練複衫五領・白紗衫六領・白紗縠衫五領」といい、「練單衫五領」と「練複衫五領」があったことを述べているから、ひとえの着物に對するあわせの着物が「複衫」だと考えてよいであろう。

### 4 白緋練大袖襦一領

(M一・四五七、李零四五、流眇釋九、流眇圖九四)

### 5 白緋練大袖襦一領

(M一・四五八、流眇釋一〇、流眇圖九五)

白緋のねりぎぬでできた大袖の着物一領。同じ銘文の石牌が二點出土している。

「大袖」は、たもとを垂らした袖をいう。「襦（褕）」は衣と裳とが上下に連続した着物である。つまり、たもとを垂らした大きな袖をもち、上下がつながった、日本の着物に似た衣服が「大袖襦」にあたる。

### 6 白緋練兩當一

(M一・八五、流眇釋一四、流眇圖六三)

白緋のねりぎぬのうちかけが一枚。

流眇がいうように「兩當」は「襦褕」のこと。ただし、石牌は左下部分を缺損し、第四・第五字の左側にもともと衣偏があった可能性は否定できない。

「襦褕」については『釋名』釋衣服に「其一當胸、其一當背也」とあり、一方を胸に當て、もう一方を背に當てるから「兩當」つまり「襦褕」と呼ぶのだという。

### 7 白緋練袴一

(M一・四四五、李零四六、流眇釋一五、流眇圖四五)

白緋のねりぎぬでつくった袴が一枚。

「袴」は「袴」に同じで『說文』糸部に「袴、脛衣也」という。また『釋名』釋衣服に「袴、跨也、兩股各跨別也」とあり、「袴」はまたぐ意味で、股が両方に別れているのだと述べている。

8 白紵構一領

(M一・五二、流昞釋一一、流昞圖四二)  
 白色の麻布でつくった筒袖のひとつの着物が一領。  
 「紵」は『玉篇』糸部に「紵、丈呂切、麻屬、所以緝布也」とあるように、麻の類をいう。  
 「構」は筒袖でたもと垂れていない、ひとつの着物。

9 白扁絹・阜領袖

縁・中單衣一領  
 (M一・三三四、流昞釋一二、流昞圖一四八)

10 白扁絹・阜

縁・中單衣  
 (M一・五、流昞釋一三、流昞圖一四九)

白絹の生地に黒い縁取りをもつ、ひとつの内衣が一領。  
 同様の石牌二點があり、後者は下半を缺損する。  
 流昞は「扁」を平たく薄い意とする。しかし、『釋名』釋綵帛に「絹、矩也、其絲矩厚而疎也」「縑、兼也、其絲細緻……細且緻不漏水也」とあり、絹は糸が太く粗いのに対し、縑は細く緻密であるというのは、流昞の解釋と矛盾する。「扁」は「編」の假借ないし省字であろう。『太平御覽』布帛部に引く『晉陽秋』に「有司奏依舊調編絹、武帝不許」とあり、調として「編絹」を納めさせる事例があった。曹操「收田租令」(『三國志』魏書・武帝紀・建安九年九月裴注、  
 『文館詞林』卷三三)には「其令收田租畝四升、戶出絹二匹、綿二斤而已」とある。「絹」は『玉篇』糸部に「絹、居掾切、生繪也」とあるように、きぎぬのことであり、それを編んだ粗い布を「扁絹」

すなわち「編絹」と稱したのであろう。

「阜」は『玉篇』白部に「阜、才老切、色黒也」とあるように黒色をいい、また『廣韻』に「阜……亦黒繪」とあり、黒色のきぬをいう。つまり石牌の「阜領袖縁、中單衣」は、領(えり)と袖を黒色で縁取りした、ひとつの着物をいう。  
 流昞は「中單衣」をひとつの「中衣」すなわち「內衣」と解釋する。『續漢書』禮儀志上・養老に「養三老、五更之儀……皆服都紵大袍單衣、阜縁領袖中衣、冠進賢、扶玉杖」とあり「阜縁領袖中衣」は「袍」の下に着る衣服であった。また『續漢書』輿服志下・通天冠には「今下至賤更小史、皆通制袍、單衣、阜縁領袖中衣、爲朝服云」とあり、『晉書』輿服志・中朝大駕鹵簿には「其朝服、通天冠高九寸、金博山額、黒介幘、絳紗袍、阜縁中衣」、『宋書』禮志五には「朝服一具、冠幘各一、絳緋袍、阜縁中單衣領袖各一領、革帶袴各一、舄・屨各一量、簪導餉自副」とあることから、本石牌にいう「阜領袖縁中單衣」は「袍」とともに後漢から晉・南朝において朝服の一部を構成していたことがわかる。

11 袿袍以下

凡衣九襲  
 (M一・一〇三、李零四七、流昞釋一八、流昞圖九九)

袿袍以下、全部で九襲の着物。  
 李零・流昞とも「袿袍」は女性の上等の長い着物であり、それが九組あると解釋する。  
 「袿」は『釋名』釋衣服に「婦人上服曰袿、其下垂者、上廣下狹如刀圭也」とあり、婦人の上服を袿といい、その下に垂れた部分が刀や圭のような形状を呈するので袿と呼ぶのだという。

「袍」は日本の着物のように上下がつながった衣服。『釋名』釋衣服に「袍、丈夫著、下至跗者也。袍、苞也、苞內衣也。婦人以絳作衣裳、上下連、四起施緣、亦曰袍、義亦然也」とあり、袍とは下端がかかるとに達する長い着物で、その女性用のものは赤いきれで衣裳をつくり、上下がつながり、四つの縁飾りをつけたものだという。

「桂袍」については『禮記』雜記上の「内子以鞠衣裏衣素沙」に附された鄭玄注に「六服皆袍制、不禪、以素紗裏之、如今桂袍襪、重繪矣」とあり、王後の六服はみな袍の制により、ひとえではなく、白い絹を裏地とし、ちようど漢代の桂袍の裏地に繪をかさねるのと同じようであるという。

また、『宋書』禮志五に「諸在官品令第二品以上、其非禁物、皆得服之。第三品以下、加不得服三鑲以上・蔽結・爵又・假眞珠翡翠校飾纓佩・雜采衣・杯文綺・齊繡黼・鎗離・桂袍」とあり、第三品以下が「桂袍」を身につけることはできず、高位の服制とされた。

## (二) 綬帶

### 12 朱綬文綬囊一、八

#### 十首朱綬、九采袞

#### 帶、金鮮卑頭自副

(M一・三六六、李零五〇、流昞釋四、流昞圖二〇九)

朱綬を入れるための綬囊が一點、それに八十首の朱綬と九采の袞帶、そして帶金具にあたる金の鮮卑頭がセットになっている。

「綬」は印や玉を佩びるための組ひもであり、身分に應じてその色や構成に差異がある。「綬」を構成する「首」については、『續漢書』輿服志下に「凡先合單紡爲一系、四系爲一扶、五扶爲一首、五首成一文、文采淳爲一圭。首多者系細、少者系麤、皆廣尺六寸」と

規定されている。すなわち紡をよりあわせた糸(系)を四本あわせたものが一扶、それを五本あわせたものが一首であるという。後漢の制度において綬の幅は一尺六寸と一定で、首数が多いほど細密であり、少ないほど目は粗くなる(林一九七六・一〇〇―一〇二頁)。

『續漢書』輿服志では綬色を黃赤・赤・綠・紫・青・黒・黃・青紺の八等級にわけており、「乘輿黃赤綬、四采、黃赤紺纁、淳黃圭、長(二)丈九尺九寸、五百首。諸侯王赤綬、四采、赤黃纁纁、淳赤圭、長二丈一尺、三百首。太皇太后・皇太后、其綬皆與乘輿同、皇后亦如之。長公主・天子貴人與諸侯王同綬者、加特也」とあるように、赤綬と朱綬が同じであるならば諸侯王・長公主に對應する。ただし、本石牌には「八十首朱綬」とあり、首数は輿服志の規定より少なく、つまりやや粗い。

『三國志』魏書・武帝紀によれば、建安十九年(二二四)に「天子使魏公位在諸侯王上、改授金璽・赤紱・遠遊冠」と特別に曹操に赤紱(赤綬)が許されており、また『魏文帝雜事』が記載する曹丕が于禁に與えた詔書には「昔漢高祖解衣以衣韓信、光武解綬以帶李忠、皆人主貴敬功勞之心也。今別將軍、欲以竭勤勞、朕嘗以昔時所自佩朱綬與卿」(隋・虞世南『北堂書鈔』卷一三一・儀節部下・綬)として特別に朱綬を佩びることが許されている。

「綬囊」は綬をいれる袋をいう。『宋書』禮志五に「鞞、古制也。漢代著鞞囊者、側在腰間。或謂之傍囊、或謂之綬囊。然則以此囊盛綬也」とあり、腰にまわす革製の鞞(大帶)につける袋を「鞞囊」「傍囊」「綬囊」といい、綬をいれるためのものだという。石牌の記載は「朱綬文綬囊一」で、その意味は明確でないものの、ひとまず「朱綬をいれるための、紋様のある綬囊一」と解釋しておく。

「袞帶」について流昞および市元(二〇一九)は袞服にともなう腰



帯と解釋するが、「緹帯」の假借であろう。「袞」は「緹」に通じ、帯のこと。『廣雅』釋器に「緹、帶也」という。『宋書』禮志五・孝建二年有司奏に「諸妃主不得著袞帶」とあるのを同書・江夏文獻王義恭傳では「諸妃主不得著緹帶」と記しており、「袞帶」と「緹帶」は區別なく使用されていた。『續漢書』輿服志下・后夫人服に「自公主封君以上皆帶緹、以采組爲緹帶、各如其綬色。黃金辟邪、首爲帶鑄、飾以白珠」とあり、公主封君より上はみな緹を帯び、彩りのある組ひもを編んで緹帯をつくり、それにより綬色をあらわした。後漢の制度で「赤緹」に對應するのは「四采、赤黃纁紺」であるが、この石牌は「九采袞帶」としている。

これらにともなう「金鮮卑頭」は金の帶金具をいう。『東觀漢記』鄧遵傳（『太平御覽』服章部所引）に「金剛鮮卑緹帶一具」とあるのはまさに「金剛鮮卑」が「緹帯」とセットになつていたことを明示している。町田章（一九七〇）は樂浪石巖里九號墓・新疆焉耆漢代墓地・湖南安鄉西晉劉弘墓などから出土した金糸金粒細工の馬蹄形打出金具（帶扣）をそれに對應する帶金具とみる。玉製品では上海博物院藏の龍紋玉製帶扣に「庚午、御府造白玉袞帶鮮卑頭、其年十二月丙申就、用功七百」「將臣范許、奉車都尉臣程涇、令奉車都尉關内侯臣張餘」の刻銘があり、具體的な製作年代には諸説があるものの（王一九九九、張二〇〇九）、晉朝宮廷工房の「袞帶鮮卑頭」の實例として重要である。

### 13 □百廿首朱綬一

具、九采袞帶、金

鮮卑頭・璠自副

（M一・一三五、流昞釋五、流昞圖二〇二）

朱綬が一組で、それに九采の袞帶および帶留金具の金鮮卑頭・璠がセットになっている。

先の石牌は朱綬を入れる綬囊を主とした記載であつたのに對し、本石牌には綬囊がなく、朱綬が記載の中心であり、九采の袞帶と金の鮮卑頭・璠が朱綬に自副するものとして記される。ただし、先の石牌が「八十首朱綬」であるのに對し、本石牌は「□百廿首朱綬」であり、使用されている組ひもの数が異なるため、同一の品を別の石牌に記したのではない。

本石牌においては、「九采袞帶」に附屬する黄金の帶金具として、「金鮮卑頭」と「璠」があげられている。流昞は、「璠」は「鑄」に同じで、舌をもつ環形の帶扣だという。『說文』角部に「觶、環之有舌者、从角、復聲。鑄、觶或从金、喬」とあり、「鑄」は「觶」に同じで、環の舌があるものだと述べている。つまり、石牌の「璠」とは、帶を環に通して舌（刺金）で留める部品である。

孫機（一九九四）は先の『說文』角部「觶、環之有舌者」の段玉裁注に「環中有横者以固系」とあることに着目し、帶扣にともなう固定式の舌を「鑄」と解釋する。そして『續漢書』輿服志に「自公主封君以上皆帶緹、以采組爲緹帶、各如其綬色。黃金辟邪、首爲帶鑄、飾以白珠」の「帶鑄」がこの種の舌をともなう帶扣であろうと推定した。輿服志の記載からは、緹帯にともなう黄金製の帶金具には辟邪などの瑞獸紋様があらわされ、その先端に帶留めの舌があり、白珠を飾っていたことが知られる。

以上のことをふまえて石牌の記載を改めて整理すると、少なくとも百廿首の組ひもをあわせた朱綬が一具、朱綬を佩びるための腰帶として九色の彩りのある組ひもを用いた袞帶（緹帯）がともない、帶留めの舌をもつ黄金の帶扣が加えられたことがわかる。

## (三) 履物

## 14 六寸絳韋宛

下一量絳著

(M一・二六八、李零一三六、流眇釋一九、流眇圖二二五)

六寸の大きさの赤いなめし革製の「宛下」すなわち「宛下」が一組で、内側に綿を入れた女性用のくつである。

「宛下」は「跪下」ともいう。『釋名』釋衣服に「跪下、如舄、其下跪々而危、婦人短者著之、可以拜也」(吳志忠刊本)とあり、「舄」に似た底の高いくつで婦人用のものに「跪下」がある。つまり、跪下とは舄に似るがその下は跪々として危うく(高く)、婦人の背の低いものが着用し、かがむことができるという。また「跪下」ともいい、『方言』卷四に「中有木者謂之複舄、自關而東謂之複履、其庫者謂之跪下」とあるが、その「庫(ひくい)」ものを「跪下」というのは『釋名』の記載と矛盾し、背の低いものが着用するという記載と混同して伝えられたのかもしれない。

「韋」はなめし革のこと。『說文』韋部に「韋、相背也。从舛、口聲。獸皮之韋、可以束、枉戾相韋背、故借以爲皮韋」とあり、唐の玄應『一切經音義』に引く『字林』に「韋、柔皮也」という。石碑の記載は、なめし革でつくった厚底のくつであり、樂浪彩篋塚出土の漆塗革舄(複舄)に似た形状のものであろう(朝鮮古蹟研究會一九三四)。彩篋塚の例は表面に黒漆を塗るが、石碑の記載は赤色(絳)で、内側に「絳著」すなわちわたを入れたものである。

「一量」は履物を数える単位。『抱朴子』内篇に「以赤玉舄一量爲報」とあり、『宋書』禮志五に「朝服一具、冠幘各一、絳緋袍・卓緣中單衣領袖各一領、革帶袴各一、舄・袜各一量、簪導餉自副」と規定される。

嘉峪關新城二號墓出土骨尺(國家計量總局ほか一九八四)をもとに

曹魏の一尺二二三・八cmとすると、長六寸は一四・三cm。長六寸とは外寸を述べたものであろうから、おおよそ成人女性の履物ではあり得ず、女兒の履物とするのが妥當だろう。参考までに、長沙馬王堆一號漢墓から出土した軼侯夫人の絹の履は長さ二六・〇cmであった。

一方、敦煌馬圈灣漢代烽燧遺址から出土した戍卒家族の生活用品のなかには小兒用の履物があり、麻製の履で長一五cm、幅五・五cmと報告され、三〜四歳の子供用のものと推定している(甘肅省文物考古研究所一九九一)。

## (四) 冠・頭飾

## 15 武冠一

(M一・四八八、李零四一、流眇釋一、流眇圖一六)

武冠が一つ。

武冠は、頭部後半を覆う箱形の冠で、諸々の武官が着用した。後漢の制度については『續漢書』輿服志下に「武冠、一曰武弁大冠、諸武官冠之。侍中・中常侍加黃金璫、附蟬爲文、貂尾爲飾、謂之趙惠文冠。胡廣說曰、趙武靈王效胡服、以金璫飾首、前插貂尾、爲貴職。秦滅趙、以其君冠賜近臣」と記される。武冠は武弁大冠ともいい、諸武官がそれを用し、侍中・中常侍はそれに黃金璫(前立)を加えて蟬の紋様を付け、貂の尾を冠飾として、これを趙武靈王の故事にもとづき趙惠文冠と稱したのだという。

同様の記述は『晉書』輿服志にもみえ、「武冠、一名武弁、一名大冠、一名繁冠、一名建冠、一名籠冠、即古之惠文冠。……天子元服亦先加大冠、左右侍臣及諸將軍武官通服之。侍中・常侍則加金璫、附蟬爲飾、插以貂毛、黃金爲竿、侍中插左、常侍插右」というから、

石牌が記す曹魏の武冠もおおよそこれらと同じだろう。「一名籠冠」というように、幘の後半から後頭部をすっぽりと覆う籠状の冠である〔原田一九三七、林一九七六・六八～六九頁〕。漢代の出土例では、湖南省長沙馬王堆三號墓の漆纒紗冠〔湖南省博物館ほか二〇〇四〕や甘肅省武威磨嘴子六二號墓の墓主が着けていた冠がそれにあたる〔甘肅省博物館一九七二〕。

## 16 平上黒幘一

〔M一・二〇五、李零四〇、流昞釋三、流昞圖四〇〕

黒色の平上幘が一つ。

幘は頭巾の一種である。平上幘は頭頂部を平らにつくった頭巾で、武冠の下に着用し、また單獨で着用することもあった。

『續漢書』輿服志下は、漢代の幘について「古者有冠無幘……至孝文乃高顔題、續之爲耳、崇其中爲屋、合後施收、上下羣臣貴賤皆服之。文者長耳、武者短耳、稱其冠也」と述べており、文帝のときに「顔題」（額上の前立部分）を高くし、その後方に連なる部分を尖らせて「耳」をつくり、鉢巻状の「巾」を高くして頭頂を覆う「屋」を形成し、上下の群臣貴賤はみなこれを着けたという。文官は進賢冠のように小さい冠を上に乗せるので長い耳の幘を、武官は後頭部を大きな武冠が覆うので短い耳の幘を着用した。漢代の圖像からみれば、武冠と幘の組みあわせは前漢後期にさかのぼるのに對し、進賢冠と幘との組みあわせは後漢後期に定着するという〔原田一九三七、林一九七六・五一・六二頁〕。

『晉書』職官志には「大司馬・大將軍・太尉・驃騎・車騎・衛將軍・諸大將軍、開府位從公者爲武官公、皆著武冠、平上黒幘」とあり、晉制において「平上黒幘」と「武冠」の組みあわせが武官の

ぶりものと規定されている。石牌の「平上黒幘」もこれと同様に「武冠」と組みあうものであろう。

## 17 黒介幘一

〔M一・一四一、流昞釋二、流昞圖三三〕

黒色の介幘が一つ。

介幘は、天子の通天冠や諸王の遠遊冠、文官の進賢冠の下に着けるかぶりものであり、單獨で着用することもあった。

前掲『續漢書』輿服志下には「古者有冠無幘……至孝文乃高顔題、續之爲耳、崇其中爲屋、合後施收、上下羣臣貴賤皆服之。文者長耳、武者短耳、稱其冠也」とあり、文官の幘は後方に向かって高くなり「屋」を形成するといひ、これが「介幘」にあたる。輿服志がその冒頭において、古は冠があつたが幘はなかつた、というのに對し、蔡邕『獨斷』卷下は「幘者古之卑賤執事、不冠者之所服也……元帝額有壯髮、不欲使人見、始進幘服之、群臣皆隨焉。然尚無巾、如今半幘而已。王莽無髮、乃施巾。故語曰、王莽禿、幘施屋」と述べて、幘は古くからあり、身分が低く冠をかぶらないものが着用していたと述べている。そして、元帝が前髪を氣にして幘を着用したため群臣にもそれにならない、王莽は禿頭を隠すため頭頂を覆う形状にした、と説明している。こうした記述と出土遺物や圖像資料を對照すると、幘のような頭巾は殷周時代から存在するのに對し、前漢代には進賢冠の下に幘を着けずに冠のみを着用しており、冠はあつたが幘はなかったというのはこうした状況を説明したものと考えられる〔林一九七六・五一頁〕。

後漢および魏晉の壁畫墓や陶俑には、介幘と進賢冠、あるいは介幘のみを着用した例を散見する〔小林二〇一〇〕。後漢後期から曹魏



代とされる洛陽東北郊の偃師朱村壁畫墓（洛陽市文物管理局ほか二〇一〇）では、帳内に坐す男性墓主および車馬上の人物が黒色の介幘と進賢冠を着用しており、石牌に記載された「黒介幘」をあらわしたものと考えられる。ただし、西朱村一號墓の石牌銘文では、黒介幘に對應する通天冠・遠遊冠・進賢冠などの存在が確認できない。黒介幘が單獨で着用されることを前提に副葬されたものか、本來は冠と組みあっていたのか、被葬者の身分や性格とも關係して、留意すべき點である。

## 18 翡翠・金・白珠

### 校小形多股蟬

#### 一具、柙自副

（M一・五七、李零四二、流眇釋二五、流眇圖一九〇）

翡翠・金・白珠をちりばめた小型の蟬形裝飾一點であり、それを收納する柙がともなう。

「翡翠」はカワセミの羽、「白珠」は白色の珠玉の類をいう。『續漢書』輿服志下に「太皇太后・皇太后入廟服……簪以瑇瑁爲擗、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黃金鏹」「皇后謁廟服……步搖以黃金爲山題……諸爵獸皆以翡翠爲毛羽。金題、白珠瑇瑁、以翡翠爲華云」などあり、後漢の太皇太后・皇太后・皇后らが謁廟に際して着用したのは、カワセミの羽を飾り、白珠をあしらひ、黄金で山題をつくった豪華な頭飾である。石牌の記載は蟬形の裝飾品であり、「白珠」を蟬の眼とし、「翡翠」を蟬の翅としたのかもしれない。ただし、流眇が『淮南子』泰族訓「瑤碧玉珠、翡翠玳瑁」を引いて説明するように、石牌の「翡翠」は寶石の類であった可能性もある。

「校」について、先行研究では解釋がわかれる。李零は「校」は「鉸」に同じで、金糸金粒・象嵌などの細工を指す用語と推測した。流眇は「校」は「絞」であり、紐状のものを撚り合わせる意味であるから、金銀珠寶首飾りを編結する専門用語と推測した。趙超（二〇一九）は、「校」は「校」に同じだという。傳世文獻に「校飾」があり、『宋書』禮志五に「假眞珠翡翠校飾纓佩」というのは、珍珠・翡翠などにより裝飾したものと指摘した。流眇もまた、この「校」の用法は石牌の「校」と同じだとする。

趙超や流眇が指摘するように「校」と「校」は通用し、「校飾」と「校飾」は同義である。王符『潜夫論』浮侈篇に「校飾車馬、多畜奴婢」があり、これは「校飾車馬」に同じで車馬を飾りたてる意味である。「校飾」は『三國志』吳書・諸葛恪傳に「鉤落者、校飾革帶、世謂之鉤絡帶」とある。これらの「校飾車馬」「校飾革帶」は金工の裝飾とみられる。南北朝の用例をみると、先述の『宋書』禮志五「假眞珠翡翠校飾纓佩」は糸で繫いだ裝飾と考えられるものの、同書同條の「以金校飾器物」、「南齊書」輿服志の「望板、金塗受福望龍諸校飾」「金塗校飾」「金校飾」「銅校飾」「鏤金銀校飾」など、金工に關係する語が多い。「校」「校」の字をもって特定の技法にあてるのは適切ではないが、石牌の「校」はおおよそ翡翠・白珠・金などをちりばめて裝飾するものである。

「小形多股蟬」は、小型の蟬で、多くの足がわかれ出たものをいう。李零は『漢書』武五子傳に「郎中侍從者著貂羽、黃金附蟬、皆號侍中」、「續漢書」輿服志下に「侍中・中常侍加黃金瑇瑁、附蟬爲文、貂尾爲飾、謂之趙惠文冠」とあるのを引用し、本石牌は武冠の前立とした金の博山瑇瑁に蟬を付けたものだと考えた。流眇も同様に頭飾の類と解釋し、武冠の正面に付けた「黃金瑇瑁」、あるいは天子の戴

く通天冠上の「金博山」「金顔」に相當する蟬紋様の金裝飾だと考えた。

『宋書』禮志五・諸受朝服には「步搖・八鑲蔽結・多服蟬」があり、本来「多股蟬」であった可能性があるだろう。

蟬をあらわした金璫は、後漢・三國にさかのぼる出土例がなく、西晉太康七十年（二八六～二八九）の漆器を出土した山東省臨沂洗砚池晉墓（山東省文物考古研究所ほか二〇一六）出土例が古い。二棺を埋葬した東室から五點、一棺を埋葬した西室から四點の金璫が発見され、人骨から被葬者はいずれも小兒であったことが判明している。蟬紋金璫は東晉の南京仙鶴觀六號墓のように女性の棺から出土した例があり、韋正（二〇一〇）は『晉書』禮志の記載に照らして高位女性（命婦）の朝服・命服の一部を構成する服飾品であった可能性を指摘する。男性にともなう例では、遼寧省北票の北燕馮素弗墓（四一五年歿）蟬紋金璫（遼寧省博物館二〇一五）があり、これは蟬の眼球部分に半球形の灰色石珠を固定したもので、石牌の「白珠」の用途を考える上で参考になる。

なお、「二具」は種類の異なるものを含む組みあわせを意味する〔劉一九六五〕。ここでは、翡翠・金・白珠などの異なる素材を組みあわせた小形多股蟬一點を「二具」と稱したのだろう。

## 19 翡翠・白珠・

### 金校蟬二

〔M一・四七八、流昞釋二六、流昞圖一〇一〕

翡翠と白珠をあしらった金の蟬形裝飾品二點。

これも冠に着ける蟬形金璫であった可能性がある。

## 20 寶小形蟬

### 柙自副

〔M一・一〇九、流昞釋二七、流昞圖二六三～二六四〕

小型の蟬形裝飾品である。

これもやはり冠飾の類であろう。石牌の上半を缺失して意味が明確でないものの、「實」は「于實」すなわち西域南道のホータン（和田）に産出する玉を指したのかもしれない。あるいは「碧實」の殘缺の可能性があり、石牌31「金碧實校」（M一・三二二）、石牌43「碧實指環一」（M一・三三三）などの用例がある。「碧實」を李零および流昞は黄金に綠松石を象嵌したものと解釋する。「實」は「填」に通じ、ふさぐ、うずめる意。『通典』卷五十四・封禪に「又造玉册三枚、皆以金繩編玉牒爲之、每牒長尺二寸、廣寸二分、厚三分、刻玉填金爲字」とあるように、玉册に文字を彫刻して金泥でうめる技法は「填金」と呼ばれた。本石牌もそれに類する技法を用いた蟬形裝飾品の可能性がある。

## 21 翡翠・金縷・白珠

### 校百子千孫珮

### 勝一、柙自副

〔M一・二五五、李零九七、流昞釋二八、流昞圖一九八〕

翡翠・金糸・白珠により裝飾した「勝」形の佩飾一點であり、それを收納する柙がともなう。「珮」は「佩」に同じ。

「金縷」を流昞は「金鏤」とみて「黄金器物上の彫刻」と解釋する。しかし、『續漢書』禮儀志下・大喪「金縷玉柙如故事」の注に引く『漢舊儀』に「帝崩……以玉爲襦、如鎧狀、連縫之、以黄金爲縷。腰以下以玉爲札、長一尺、〔廣〕二寸半、爲柙、下至足、亦縫以

黄金鏤」とあるように、玉衣を綴る金糸が「金鏤」「金鏤」と稱されたことはよく知られており、石牌にいう「金鏤」も金糸を指すのであろう。

「百子千孫」について、李零は百子千孫の圖柄を象嵌したもので、子孫繁榮のまじないであろうとする。流昞によれば、「百子千孫」は果實が多くできる蓮などの形容であり、その紋様を指したと考えられる。玉佩飾には安徽省壽縣計生服務站後漢墓から出土した「長宜子孫」雙龍璜形玉佩（許ほか二〇一四）など吉祥句を彫りあらわしたものがあり、本石牌の場合は「百子千孫」の文字をあらわした金象嵌細工の佩勝と推定される。

「勝」は華勝ともいい、婦人の頭飾の一種である。『續漢書』輿服志下に「太皇太后・皇太后入廟服……簪以瑇瑁爲擗、長一尺、端爲華勝」とあり、玳瑁の簪の兩端を「勝」形につくったものを着けた。その形状は、織機のなかで經糸を巻きつける横木をかたどったものであり、それゆえに高貴な女性や女神を象徴する装身具に採用されたと考えられる（小南一九七四）。

後漢の中山穆王劉暢の墓（二七四年歿）とされる河北省定縣四三號墓から出土した多数の金製裝飾品のなかに勝形飾が三點含まれ（定縣博物館一九七三）、東晉高松夫婦（三五六・三六六年）を葬った南京仙鶴觀二號墓（南京市博物館二〇〇二）からも金の勝形飾が出土している。さらに近年、安徽省當塗縣の「天子墳」と呼ばれる吳の大墓（葉二〇一六）からも金粒細工の勝形飾が出土した。本石牌はこうしたものに翡翠・金糸・白珠を加えた裝飾品をいうのであろう。

## 22 連璧柏勝一具

（M一・四六一、李零九八、流昞釋二九、流昞圖六七）  
璧を連ねた裝飾をもつ柏製の勝形髮飾りが一具。

「連璧柏勝」について、李零は柏の木で彫刻した厭勝のものであり、玉璧と連ねて佩飾としたのだろうと推測する。流昞は柏葉狀の頭飾で、「連璧」は小さな玉璧を連ねたものと解釋する。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園匠・考工令奏東園祕器、表裏洞赤、虞文晝日・月・鳥・龜・龍・虎・連璧・偃月、牙檜梓宮如故事」とあり、天子の葬具の紋様に日・月・四神とならんで「連璧」があったことが知られる。

先に「百子千孫珮勝」について述べたとおり「勝」は婦人の髮飾りであり、「連璧柏勝」もやはり「勝」形の髮飾りと考えられる。すなわち、髮飾りの軸部を柏（コノテガシワ）の木から削り出し、その兩端に璧を連ねた裝飾を加えたものであろう。

## 23 翡翠・金・白

### 珠技簪六

（M一・三〇八、流昞釋三〇、流昞圖一〇二）  
翡翠・金・白珠をちりばめた髮飾りが六本。

石牌の「簪」字は艸に簪。流昞によれば「簪」は「鏤」に通じ、「鏤」は「鈿」に同じだとする。『集韻』卷三に「鈿、金華飾、亦作鏤」とあるのがそれで、珠玉寶石を象嵌して花・龍鳳・仙人などをあらわした頭飾りを指すという。

24 八分翡翠・金・

白珠校簪二

(M一・四四六、流昞釋三二、流昞圖一三三)

翡翠・金・白珠をちりばめた髪飾りが二本。

「八分」について流昞は、象嵌した各色石料の大きさをいったものと推測する。しかし「八分」は約一・九cmで、象嵌した石の径とするには大きすぎるから、髪飾りの先端につけられた装飾部分の大きさと考えるのが妥當であろう。

25 四分翡翠・金・

白珠校一爵

簪四、柙自副

(M一・四四八、李零三六、流昞釋三三、流昞圖一八四)

四分の大きさの飾りをもつ、翡翠・金・白珠をちりばめた髪飾りが四本で、それを収納する柙がともなう。

「四分」を李零は器壁を四分したものと解釋するが、石牌では器端の装飾部分の大きさを述べたのだろう。

「爵簪」について、李零は柄をもつ「勺形爵」の一種と推定するのに対し、流昞はこれを「爵鑲」と読んで髪飾りの一種とする。

「爵」は「雀」に通じ、鳥の名である。後漢の八鳳鏡には「八爵相向法古始」の銘文をもつものがあり、河南省新郷市金灯寺四七號墓出土「尙方」八鳳鏡〔中國古鏡の研究班二〇一・七二二〕がその一例としてあげられる。すなわち、八鳳鏡の鏡背面にあらわされた、相對する四組八羽の鳥が「爵」である。

一方、『續漢書』輿服志下に「太皇太后・皇太后入廟服……簪以

瑋瑁爲擗、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黃金鑷」「皇后謁廟服……假結、步搖、簪珥。步搖以黃金爲山題、貫白珠爲桂枝相繆、一爵九華、熊・虎・赤羆・天鹿・辟邪・南山豐大特六獸、詩所謂副笄六珈者。諸爵獸皆以翡翠爲毛羽。金題、白珠瑳繞、以翡翠爲華云」というように、後漢の太皇太后・皇太后は入廟に際して「鳳皇爵」の簪を着け、皇后は「一爵九華」の頭飾りを着けた。これらを参考にすれば、石牌の器物は「一爵の簪(鑲)」すなわち一羽の鳥をあらわした頭飾りであり、その装飾の大きさが四分だと理解できる。それは、金に白珠をあしらい、カワセミの羽を花形の飾りとしたものであっただろう。

26 三分翡翠・□

珠校爵鑲四

(M一・四七五、李零九〇、流昞釋三三、流昞圖一〇七)

三分の大きさの飾りをもつ、翡翠や珠類をちりばめた髪飾りが四本である。

第二行第三・四字を李零は「碧寶」、流昞は「爵鑲」とする。缺损部分が多く確定が難しいものの、ひとまず流昞の釋讀にしたがう。それによれば、翡翠・白珠をあしらった三分の大きさの鳥形が付いた頭飾りが四本、ということになる。三分は約〇・七cm。

27 翡翠・金・白珠

校三簪蔽結

一具、柙自副

(M一・三八三、李零九三、流昞釋三七、流昞圖一八七)

翡翠・金・白珠を用いて三つの花形をつけた髪飾りで、それを收

納する栞がともなう。

李零、流眇、歐佳・王化平〔二〇二〇〕らが解説しているとおり、「蔽結」はあるいは「蔽髻」ともいい、貴婦人の髪飾りをいう。「蔽」は「おおう」意味であるから、髻にかぶせる布やネットなどの織物に花形の飾りをつけたものと推定される。

『晉書』輿服志に「貴人・貴嬪・夫人助蠶、服純縹爲上與下、皆深衣制。太平髻、七鑲蔽髻、黑玳瑁、又加簪珥。九嬪及公主・夫人五鑲。世婦三鑲」とあり、晉制では謁廟や助蠶に際して三夫人は七鑲蔽髻、九嬪・公主・夫人は五鑲、世婦は三鑲と規定されていた。『宋書』禮志五には「今皇后謁廟服袿襜大衣、謂之禕衣。公主三夫人大手髻、七鑲蔽髻。九嬪及公夫人五鑲。世婦三鑲」とあり宋制では公主・三夫人が七鑲蔽髻、九嬪・公夫人が五鑲、世婦が三鑲とされ、『隋書』禮儀志六が記載する陳制は「公主・三夫人、大手髻、七鈿蔽髻。九嬪及公夫人、五鈿。世婦、三鈿」で宋制と同じだがそれぞれ「七鈿蔽髻」「五鈿」「三鈿」と記している。

また『宋書』禮志五には「諸受朝服……步搖・八鑲蔽結・多服蟬・明中・襪白、又諸織成衣帽・錦帳・純金銀器・雲母從廣一寸以上物者、皆爲禁物」とあつて朝服において「八鑲蔽結」は禁物とされ、高官でも着用することが禁じられていた。また「第三品以下、加不得服三鑲以上蔽結・爵又・假眞珠翡翠校飾纓佩・雜采衣・杯文綺・齊繡黼・鑿離・桂袍」と第三品以下は「三鑲以上蔽結」が禁じられているように多くの「鑲」をもつ「蔽結」は特定の階級のみならず許された装束であつたことが知られる。

28 翡翠・金珠縷・白

珠校五篋蔽結

一具、蝦段自副

(M一・三三七、流眇釋三五、流眇圖二〇四)

29 翠・金珠縷・白

翠校七篋蔽結

一具、蝦段自副

(M一・三三四、流眇釋三六、流眇圖二七〇)

翡翠・金珠・金縷・白珠を用いて五つないし七つの花形をつけた髪飾りである。これにともなう「蝦段」は不詳。

30 同心大篋一、

金珠縷校

(M一・四四七、流眇釋三八、流眇圖一一二)

「同心大篋」が一つで、金粒金糸の装飾が施されている。

流眇によれば「同心」とは「同心結」のことで、錦帯を連環状に編んだ飾り結びを指し、堅い愛情を象徴するのだという。そして、石牌の器物はこうした「同心結」式のやや大きな「鑲」で、金珠縷で装飾されたものと解釋している。

『初學記』儲宮部・太子妃に引く『東宮故事』に「太子納妃、有同心雀鈿一具」とあり、器物部・扇に引く『東宮舊事』に「納妃、同心扇三十、單竹扇二十」とあることは、「同心」紋様が婚禮にもなう道具類に用いられたことを示唆する。その具體的な形状が近世以降の「同心結」と同じかどうかは検証が難しいものの、一種の嫁入り道具として「同心」の髪飾りが用いられた可能性はあろう。



31 重華篋三、  
金碧寶校

(M一・三三一、李零三五、流昞釋四〇、流昞圖九八)  
重瓣形の花飾りが三つで、これらに青緑色の石を象嵌した金の装飾がともなう。

李零・流昞とも「重華」は重瓣の花をいい、「金碧寶校」は黄金に綠松石 (Turquoise) を象嵌したものとす。

「碧」については『漢書』司馬相如傳・子虛賦「錫碧金銀」の顏師古注に「碧、謂玉之青白色者也」とある。「寶」は「填」に通じ、ふさぐ、うずめる意。

32 覆撮華一、金・  
白珠校

(M一・二五七、李零一〇二、流昞釋四一、流昞圖一〇五)

髻をおおう華飾りが一点で、金・白珠の装飾が施されている。

李零は「撮華」を「攢華」に通ずるとし、花を集めた飾りと理解する。流昞は「覆」は「覆蓋」の意、「撮」は「聚」の意であり、花を集めた造形の頭飾りであると説明している。

しかし『毛詩』小雅・魚藻之什・都人士「彼都人士、臺笠緇撮」の毛傳に「緇撮、緇布冠也」とあるように「撮」は髻をおおう小冠を意味した。あるいは『集韻』に「撮、會撮、頭椎也」というように髻を「撮」と稱した。したがって、石牌の「覆撮華一、金・白珠校」とは、髻をおおう華飾りであり、金・白珠をあしらったものと解釋するのが妥當である。

33 六寸瑇瑁又□  
裘、丹練裘自副

(M一・五三、李零九四、流昞釋四三、流昞圖一四七)  
六寸の長さの瑇瑁 (玳瑁) のかんざしで、これに赤い絹製の袋がともなう。

李零・流昞が指摘するとおり、「瑇瑁」は「玳瑁」に同じで、ウミガメの一種をいい、またその甲羅をいう。「瑇瑁」のかんざしについて、『史記』春申君列傳に「爲瑇瑁簪、刀劍室以珠玉飾之」、また『漢書』東方朔傳の「宮人簪瑇瑁、垂珠璣」とあり、その顏師古注に「瑇瑁、文甲也……瑇瑁音代、瑇音味」とある。『後漢書』賈琮列傳に「舊交阯土多珍産、明璣・翠羽・犀・象・瑇瑁・異香・美木之屬、莫不自出」とあり、『三國志』吳書・士燮傳に「明珠・大貝・流離・翡翠・瑇瑁・犀・象之珍、奇物異果、蕉・邪・龍眼之屬、無歲不至」というように、瑇瑁の多くは南海産と考えられる。ただし、晉の袁宏『後漢紀』孝安皇帝紀に「及桓帝建初中、(大秦) 王安都遣使者奉獻象牙・犀角・瑇瑁、始一通焉」とあるように、後漢代には地中海産の瑇瑁が献上された記録もある。

「又」は「釵」の省字で、かんざしのこと。『說文』新附に「釵、笄屬」とあり、『釋名』釋首飾に「釵、又也、象又之形、因名之也」(畢沅の補による) とあるように「釵」は「又」の意で、二又の形状をかたどったものだという(林一九七六・八四〇・八五頁)。

「裘」は「帙」に同じ。ここでは小袋を意味する。『禮記』内則「婦事舅姑、如事父母……右佩箴・管・線・續施繫裘、大鱗、木燧」とあり、その鄭玄注に「繫、小囊也。繫表言施。明爲箴・管・線・續有之」という。石牌では二行目の第一字と第四字の兩方に「裘」字があらわれる。一行目の第六字を缺損するため明確にはしえない

ものの、かんざしに二種類の袋がともなっていた可能性がある。

34 三點七

角叉□□

(M一・一七一、流昞釋四四、流昞圖九二)

流昞は本石牌を「三點七」「寸」角叉(釵)「二表」と復元・釋讀し、三叉の頭飾りである「三點釵」について述べたものと判断する。史料上では、『太平御覽』服用部に引く『江表傳』に「魏文帝遣使於吳、求玳瑁三點釵」の記載があり、それに對應する可能性がある器物として、兩端がそれぞれ三叉にわかれた「三子釵」が後漢墓や魏晉墓から出土している(孫一九九一・六二一七)。

35 金爪一、柶自副

(M一・四六〇、李零二三、流昞釋四六、流昞圖六五)

「金爪」が一點で、それに柶をとまなう。

李零は「金爪」を「金瓜」と釋し、飲食類に區分する。これに對し、流昞は「金爪」とは「金爪錘」の略であり、黄金製の「爪錘」、つまり髮飾りの類とする。

『後漢書』董卓列傳「卓遂僭擬車服、乘金華青蓋、爪畫兩轎」の李賢注に「金華、以金爲華飾車也。爪者、蓋弓頭爲爪形也」とあり、『漢書』王莽傳「莽乃造華蓋九重、高八丈一尺、金搔羽葆」の顏師古注に「搔讀曰爪、謂蓋弓頭爲爪形」とある。これらは車蓋の飾金具である蓋弓帽に爪形の突起があることを述べたものである(趙二〇一四、林二〇一八)。ただし、車馬具の蓋弓帽を一點だけ柶に容れて副葬したとは考えにくいことから、ここでは金の爪形の裝飾品一點と理解しておく。

36 車琚爪錘一

□□

(M一・三六〇、李零七九、流昞釋五〇、流昞圖六四)

車琚(車渠)でつくられた爪錘が一點。

李零・流昞とも二行目第一字を「枚」と推測し、「車琚爪錘一枚」に復元する。「車琚」は「車渠」に同じで、シヤコガイあるいは玉石の一種と考えられる。

李零は、爪錘とは「爪杖」「搔杖」「如意」であり、手の届かないところを搔くための道具、つまり孫の手だという。「爪」は「搔」に通じる。

これに對し、流昞は、一端に垂飾をもつ頭飾と解釋し、「搔」の別稱とする。「搔」は『續漢書』輿服志下に「太皇太后・皇太后入廟服……簪以瑇瑁爲搔、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黄金鐻。左右一橫簪之、以安齒結。諸簪珥皆同制、其搔有等級」とあるように、さまざまな裝飾を加えた貴婦人の簪をいう。「搔」は「搔」に通じ、『釋名』釋首飾に「搔、搔也、所以摘髮也」とあり、また『詩』鄘風・君子偕老「象之搔也」の毛傳に「搔、所以摘髮也」、孔穎達疏に「以象骨搔首、因以爲飾、名之搔」とあることから、「搔」は頭を搔くための道具に起源する髮飾であったと考えられる(林一九七六・八五〜八六頁)。

なお、『西京雜記』卷二に「武帝過李夫人就取玉簪搔頭、自此後宮人搔頭皆用玉」とあり、漢の武帝が李夫人の玉の簪を取って頭を搔いたことから、宮人がこぞって玉の簪(搔頭)を用いるようになったと傳えている。

37 □□爪錘



一、柙自副

(M一・三七五、流昞釋四七、流昞圖一〇〇)  
 「爪錘」が一點で、それに柙をとまなう。  
 流昞は第一・第二字を「碧寶」と復元し、トルコ石の象嵌細工による「爪錘」すなわち髪飾りだと考える。

38 碧寶佛人爪錘

一枚

(M一・三四八、流昞釋四八、流昞圖一四三)  
 青綠色の石を象嵌した佛人の裝飾をもつ爪錘が一枚。  
 流昞は、トルコ石の象嵌細工によって佛像をあらわした髪飾りと解釋する。また二行目の第三・四字を「柙自副」と推定し、それに柙がともなうとする。

「佛人」については、西朱村の石牌銘198に「珠縷佛人」(M一・一〇〇)がある。湖北省武昌蓮溪寺で發見された吳の永安五年(二六二)校尉彭盧墓からは金銅製の菩薩像飾金具が出土しており(湖北省文物管理委員會一九五九)、また二〇一五年には安徽省當塗縣の「天子墳」と呼ばれる吳の大型墓から佛像を表現した金粒細工の蓮瓣形裝飾が發見され(葉二〇一六、周二〇三二)、こうしたものを「佛人爪錘」と稱した可能性がある。

39 金珠縷・白珠

按榼錘一

(M一・八二、李零八〇、流昞釋五三、流昞圖一一三)  
 金粒金糸細工に白珠を加えた裝飾品で、垂飾の類と考えられる。

「榼錘」の意味するところは不詳。流昞は「榼」の本来の字義を「鞘」と解釋する。

しかし、「榼」は酒壺や酒器の用例が多く、あるいは垂飾の形状をいうものかもしれない。鄂城六朝墓からは金粒と金糸で裝飾した扁壺形(M二・八六・一〇)と圓壺形(M二・二二・一〇)の裝飾品が出土している(南京大學歷史系考古學專業ほか二〇〇七)。

40 雜色鬘(鬘)五、柙自副

柙自副

(M一・一五〇、李零七四、流昞釋五五、流昞圖八九)  
 さまざまな色のかつらが五つ、それに柙がともなう。  
 李零・流昞とも第三字「鬘」は「鬘」の異體字とする。「鬘」はかつらの意。なお、漢代の事例では、湖南省長沙馬王堆一號漢墓から軟侯夫人のために副葬されたかつらが出土している。

(五) 佩飾・裝身具

41 金蛇瑣一

(M一・三〇九、李零五四、流昞釋五六、流昞圖三二)

金製の蛇形の鎖が一連。  
 李零は、「蛇」は「蛇」、「瑣」は「鎖」に同じであるから、蛇をあらわした金の鎖と解釋する。一方、流昞は『説文』玉部「瑣」の徐灝箋「蓋以玉爲小連環。……繫人琅當、以鐵爲連環、其形相似、故亦謂之瑣、其後因易金旁爲鎖」などにもとづき、「瑣」は玉を連結した裝飾品で、首飾の類と解釋する。

42 翡翠・白珠絞耳中

懸一具、金眊自副

(M一・九七、李零九二、流眇釋五七、流眇圖一七三)  
翡翠・白珠をあしらった耳飾り一具で、毛羽飾りを施したもの。

李零・流眇とも「耳中懸」は耳飾りを指すものと考ええる。また、流眇は「眊」を羽毛や獸毛を用いた裝飾品とする。

「眊」については、『後漢書』單超傳「金銀鬪眊、施於大馬」の李賢注に「眊、以毛羽爲飾」とあるように「眊」は毛羽の飾りをいう。また『吹景集』又眊字義に引く服虔『通俗文』に「毛飾曰眊、則凡絲羽華草之下垂者、竝可以眊名矣」というようにそこから轉じて各種の垂飾をいうこともあった。「金眊自副」とは耳環の付屬品で金線・金鎖などにより毛羽飾りを垂下させたものと考えられる。なお、「耳中」の裝飾については、後漢末の繁欽「定情詩一首」(『玉臺新詠』卷二)に「何以致區區、耳中雙明珠」とあり、これも實際には耳の中ではなく耳たぶに装着するものをいう。

43 碧寶指環一

(M一・三三三、李零九二、流眇釋六一、流眇圖五〇)

青綠色の石を用いて裝飾した指環が一つ。

「環」字を石碑は金偏に還とする。「環」は『集韻』卷二に「環、金環也」とあり、金屬製の環のことで、耳環・指環などをいう。

「碧寶指環」を流眇は金屬ないし寶石製の指環とする。既述のように李零・流眇ともに「碧寶」は綠松石を象嵌する技法と推定する。綠松石に限定できるかどうかは不明だが、「碧」は青綠色の石をいう。『說文』石部に「碧、石之青美者、从王石白聲」とある。また、班固「兩都賦」(『後漢書』班固傳、「文選」卷一)の「珊瑚碧樹、周阿

而生」の高誘注に「碧、青石也」とある。

「指環」は指環のこと。『晉書』四夷・西戎・大宛國傳に「其俗、娶婦先以金同心指環爲娉」とあり西域の大宛では妻を迎えるにあたり金の「同心指環」を贈る風習があったという。

44 □瑑環一、  
柙自副

(M一・一八一、流眇釋六二、流眇圖六八)

浮彫紋様のある環が一点で、それを收納する柙をとともなう。

第一字は缺損により不詳、第二字は殘劃により「瑑」とされる。「環」字を石碑は金偏に還とする。

「瑑」について、流眇は玉器上に彫刻された凹凸のある紋様あるいは文字であり、石碑が記す器物は彫刻紋様をもつ玉環と解釋する。『說文』玉部に「瑑、圭壁上起兆瑑也」とあり、また『漢書』董仲舒傳「良玉不瑑」の顏師古注に「瑑、謂彫刻爲文也」とあるのがそれである。第一字を缺くため玉器に限定できるかどうかはなお検討の餘地があるものの、浮彫紋様のある玉製あるいは金屬製の環であった可能性が高い。

45 珊瑚人、車渠  
跳脱纓一具

(M一・四七一、李零九二、流眇釋六〇、流眇圖一二七)

珊瑚の人形と車渠の腕輪を組みあわせた装身具である。

李零は、「珊瑚人」は小人の彫刻、「車渠」は「車渠」に同じで、「跳脱」は珠をつないだ手鐲(腕輪)、「纓」はその紐と理解し、その全體を珊瑚の人形と車渠の珠を紐をつないだ裝飾品とみる。

流眇も「跳脱」については明・顧起元『客座贅語』女御の用例などを引いて車渠製の手鐲とする。一方、「纓」はものをつなぐための繩索であり、手鐲の螺旋状の形状を表したものとみる。

繁欽「定情詩一首」（『玉臺新詠』卷二）に「何以致契闊、繞腕雙跳脱。何以結恩情、佩玉綴羅纓」とあり、後漢末に腕輪を「跳脱」と呼び、佩玉などを綴る紐を「纓」と稱していたことが確認できる。漢代には腕に小珠類を飾る「係臂」（林一九七六・九四～九五頁）があったことも知られており、小珠類を「纓」でつないだ連珠状の腕輪と解釋するのが妥當であろう。

「車渠」は「碑磔」に同じで、腕輪に用いる小珠の材質を述べたものである。一般に「車渠」「碑磔」は貝の名とされ、シヤコガイのことという。ただし、『廣雅』釋地に「蜀石・磔・玳・碑磔・碼碯……石之次玉」とあるように、玉に次ぐ石と認識されていた。魏文帝「椀賦」（『藝文類聚』寶玉部）の序でも「車渠、玉屬也。多織理縵文、生于西國、其俗寶之」とあるように玉に似た石とされ、西域に産出するものと理解されていた。したがって「車渠跳脱」についても、玉に似た材質の小珠をつないだものと理解できる。

珊瑚については『後漢書』西域傳・大秦國に「土多金銀奇寶、有夜光璧・明月珠・駭鷄犀・珊瑚・虎魄・琉璃・琅玕・朱丹・青碧」とあり、また『三國志』魏書・東夷傳の裴松之注所引『魏略』西戎傳に「大秦多金・銀・銅……車渠・瑪瑙……虎珀・珊瑚」と記され、南海産の珊瑚のほかに地中海産の珊瑚がもたらされていた可能性もある。また、『晉書』輿服志に「後漢以來、天子之冕、前後施用眞白玉珠。魏明帝好婦人之飾、改以珊瑚珠」とあり、曹魏明帝が冕冠の前後の垂飾に珊瑚珠を用いたことが記され、またそれはもともと婦人の裝飾品であったことがうかがえる。

石牌が記すのは、車渠の小珠をつないだ腕輪に「珊瑚人」を加えたものである。曹植「美女篇」（『文選』卷二七）の「攘袖見素手、皓腕約金環。頭上金爵釵、腰佩翠琅玕。明珠交玉體、珊瑚間木難」には珠をつないだ瓔珞状の飾りに、珠・玉・珊瑚・木難（寶石の一種）などがちりばめられていたことを記しており、石牌の腕輪も同様の趣向によるものだろう。

46 壁一、柙自副

（M一・二二二、李零九五、流眇釋二六五、流眇圖五七）  
壁が一枚、それを收納する柙がともなう。  
壁は中央に孔をもつ圓盤状の玉器である。

47 石壁三、柙自副

（M一・二二四、流眇釋二六六、流眇圖六〇）  
石壁が三枚、それを收納する柙がともなう。  
「石壁」は石製の壁。ふるく齊の桓公が管仲の進言により多数の石壁をつくらせて他國から富を得た「石壁謀」が知られ、『管子』輕重丁に「使玉人刻石而爲壁」「天下諸侯載黃金珠玉五穀文采布泉、輪齊、以收石壁」という。

この石牌に對應して、實際に西朱村一號墓から滑石製の壁が出土し、同様の石壁は曹操高陵からも出土している（M二・二八七）。

48 車渠珮□

具、柙自副  
（M一・三三〇、李零九六、流眇釋六四、流眇圖九六）  
車渠（車渠・碑磔）の佩飾であり、それを收納する柙がともなう。



李零が指摘するように、「車琚」は「車渠」「碑磔」に同じで、シヤコガイを指す場合と玉石類を指す場合とがある。流眇はこれを「車渠石」で製作した佩飾と解釋する。

49 白珠校璧珮

一、柙自副

(M11・222、流眇釋六六、流眇圖一一〇)

白珠を壁に加えた佩飾であり、それを收納する柙がともなう。

流眇は「白珠校璧」を壁の四周に白珠を飾つたものと解釋する。

50 白珠校□

玉珮一具

(M11・226一、流眇釋六七、流眇圖七七)

白珠をあしらつた玉珮が一具。

『三國志』魏書・王粲傳の裴松之注は摯虞『決疑要注』を引いて「漢末喪亂、絶無玉珮。魏侍中王粲識舊珮、始復作之。今之玉珮、受法於粲也」と述べており、後漢末の動亂により玉珮の傳統が途絶えてしまつたが、曹魏の王粲が知識にもとづき再現した制度を晉が繼承したという。

(六) 手巾

51 白越手巾一

(M11・229、李零五二、流眇釋八六、流眇圖四三)

白い綾織物の手ぬぐいが一枚。

李零によれば、「白」は白色、「越」は「越地」あるいは「越諾」(西域ペルシアの織物)を指すという。これに對し、流眇は「越」は

中國南方の地名であり、越州産の木綿布で製作した手ぬぐい、すなわち「越巾」とする。『北堂書鈔』服飾部三・手巾條に「越巾」があり、注に秦嘉「與婦徐淑書」を引いて「今奉越州手巾二枚」と記している。

「越」については、曹操高陵の石牌M11・362に「絨手巾一」があるのが注意される。「絨」は『說文』糸部に「絨、采彰也」とあり、綾織物をいう。「巾」は『說文』巾部に「巾、佩巾也」とあるように、腰にぶらさげておく手ぬぐいをいう。「手巾」は、「巾」の原義のとおり、手ぬぐいの類をいう。つまり、本石牌「白越手巾一」は「白絨手巾一」すなわち、白い綾織物の手ぬぐい一枚、と解釋するのが妥當であろう。

52 金珠纒授手

巾頭鍾一

(M11・229、李零五三、流眇釋八七、流眇圖二一四)

金珠・金糸をあしらつた「巾頭鍾」が一點。

「巾頭鍾」の意味するところは不詳。流眇は「頭鍾」は手巾に附屬する裝飾と推定する。

あるいは、金珠・金糸をあしらつた鍾(鐘)狀の裝飾品で、その頭頂部の鈕に手ぬぐいを結びつけて吊り手としたものか。

二、什器

(一) 机・坐具・帳

53 廣二尺長 二丈青

地落星錦緣薦

二、墨漆畫机二

(M一・六九、李零五八、流眇釋九七、流眇圖二〇五)

周縁を青地の落星錦で縁どりしたござ二枚、黒漆畫の机が二點。

石牌は右端を缺損し、一行目の文字が不明瞭であるもの、李零・流眇とも「廣二尺、長一丈青」と復元する。

「薦」はござ、こも。『釋名』釋牀帳に「薦、所以自薦藉也」とある。また、『楚辭』九歎・逢紛「薜荔飾而陸離薦兮」の注に「薦、臥席也」とあり、薦は寝るための席だという。

「薦」の周圍を縁どりしていたという「落星錦」について、李零は「落星」はあるいは「絡星」のことで、星を象徴する圓圈をつないだ紋様と推定した。流眇は、漢鏡の鏡背紋様などにみる小圓圈で星を表現した紋様が「落星」であろうと考える。

『史記』天官書「星墜至地、則石也」の『正義』に「春秋云、星隕如雨、是也。今吳郡西鄉見有落星石、其石天下多有也」とあるように、「落星」とは星が降ってくるさまをいい、その落ちてきた隕石を「落星石」と稱した。そうすると、前漢の星雲紋鏡の鏡背紋様にあるような、雲氣を引く圓圈紋(珠紋)が「落星」の表現であった可能性があるだろう。

『河朔訪古記』卷下に「漢劉寬墓。在洛陽上東門外。墓南二碑、漢隸、蔡邕所書。碑首題曰、漢太尉車騎將軍特進遼鄉侯劉公碑。其一碑、門生殷包等所立。碑陰刻、贈物緣含玉・落星錦之類」とあり、

漢劉寬墓碑の碑陰に「落星錦」の記載があったという。

甘肅省武威磨嘴子漢墓(甘肅省博物館一九七二)などでは墓室内の椁前方に蓆と机を置き、死者のための祭祀をおこなった形跡があり、同様の例は魏晉墓にも多くみとめられる。

54 □□□□□□□□

青地落星錦

二、墨漆畫

(M一・一五一、流眇釋九九、流眇圖一九九)

石牌は右側と下部を缺損する。流眇は他の石牌銘文との比較により一行目を「廣二尺長一丈」、二行目第六・第七字を「緣薦」、三行目第五・第六字を「机二」と復元し、全體は先の石牌と同じく「廣二尺、長一丈青地落星錦緣薦二、墨漆畫机二」であったと推定している。

55 □□□□□□□□

青地落星錦薦

一枚、墨漆畫机一

(M一・一九五、流眇釋九八、流眇圖二〇七)

石牌は右側を缺損する。流眇は他の石牌銘文をもとに一行目を「廣二尺長一丈」と復元し、二行目第一字を「青」と推定する。一行目については釋讀の手がかりを缺くものの、二行目以降による限り、青地の落星錦で縁どりしたござ一枚と墨漆畫の机一點との組み合わせであることが知られる。

56

□□尺長一丈  
□□上複席一枚、

青地落星錦縁

(M一・一八六、李零五七、流昞釋一〇〇、流昞圖一九一)

青地の落星錦で縁とりした長一丈の複席一枚。

石牌は上部を缺損する。李零・流昞とも一行目の第一・第二字を「廣二」と推定する。また、二行目の第一・第二字を李零が「有二」と復元するのに對し、流昞は「薦上」と推定する。

李零・流昞とも「複席」はむしろを二層にかさねたものとする。『禮記』禮器に「天子之席五重、諸侯之席三重、大夫再重」とあるように、席の層数は尊卑に對應する。ただ、『禮記』の記載が數枚の席をかさねて敷く意味であるのに對し、石牌は「複席一枚」であるから二枚あわせて一枚とした敷きものをいうのだろうか。

『說文』巾部に「席、籍也。禮、天子諸侯席、有黼黻純飾」とあり、「席」は敷くものであり、天子や諸侯の席には刺繡の縁飾りがあったという。また『釋名』釋牀帳に「席、釋也、可卷可釋也」とあり、「席」は「釋」のことで、巻くことも敷くこともできると述べている。『周禮』春官・司几筵「設莞筵紛純、加練席畫純」の疏に「凡敷席之法、初在地者一重即謂之筵、重在上者即謂之席、已下皆然」とあり、地面に直接敷くものを筵といい、その上にかさねて敷くものを席というと説明している。

「席」とその青色の縁飾りについては、湖南省長沙馬王堆一號漢墓の遺策(簡二八八)に「莞席二其一青掾(縁)一錦掾(縁)があり、「フトイのござが二點。うち一點は青の幅廣い縁飾りをつけ、一點は錦の幅廣い縁飾りをつける」と解説している。また遺策(簡二九〇)には「坐莞席三錦掾(縁)・二青掾(縁)」とあり、やはり

「フトイの坐るためのござが三點。一點には錦の幅廣い縁飾りがつき、二點には青い幅廣い縁飾りがつく」と解釋する(湖南省博物館ほか一九七六)。馬王堆一號墓からは實際に四枚の「草席(蘆草のござ)」が出土しており、そのうち保存状態のよい三三三號のござは周縁を錦のきれで包んでいたことが確認されており、おおよそ本石牌にいう錦縁の席に對應する。

57

□□□長二尺  
二寸高一尺

墨漆畫机一枚

(M一・一九六、流昞釋一〇一、流昞圖一六九)

黒漆を塗って紋様を描いた、長二尺二寸、高一尺の机一點。

石牌は右上部を缺損する。一行目の第一・四字は幅(廣)について記載したと考えられるものの、具體的な數値は不明。長さ二尺二寸はおおよそ五二・四cm、高さ一尺は二三・八cmである。

58

墨漆再重机一

(M一・四八〇、流昞釋一〇二、流昞圖七〇)

黒漆塗の再重机が一點。

「再重机」を流昞は二段にかさねた机と解釋する。すなわち、『北堂書鈔』服飾部二「漆畫重几」に曹操「上雜物疏」を引いて「御物三十種、有上車漆畫重几大小各一枚」と記しており、流昞はこれが石牌の「墨漆再重机」であろうと推測する。

西朱村一號墓出土の石牌銘文には「再重机」「三重机」がある。これらは『禮記』禮器にいう「禮有以多爲貴者」の一例と考えられ、

机についての記載はないものの、「天子之席五重、諸侯之席三重、大夫再重」とあり、石牌にいう「再重机」「三重机」もこうした席の用法に對應するものと推定される。

59 □□□□□尺

高一尺墨漆畫

再重机一枚

(M一・四七四、流昞釋一〇三、流昞圖一三七)

黒漆を塗って紋様をあらわした、高さ一尺の再重机一點。

石牌は右端を缺損し、一行目は判讀不能だが、その末字は「尺」の殘劃のようであり、幅と長さを記載したものだらう。

60 □□尺長六

尺五寸墨漆

畫三重机二

(M一・一三八、流昞釋一〇四、流昞圖一七二)

黒漆を塗って紋様をあらわした、長さ六尺五寸の三重机二點。

石牌は右上を缺損する。流昞は一行目を「高一尺、長六」と復元するものの、第一・第二字は字劃が殘存せず、石牌の記載方式からいえば冒頭に高さではなく廣さ(幅)を記した可能性が高い。

「三重机」は三段にかさねた机のことであり、先の『禮記』禮器にいう「諸侯之席三重」が机の層數と對應するのであれば、諸侯クラスに許されたものと解釋できよう。

61 墨漆畫辟方七

寸机一、高五寸

(M一・二八九、李零五九、流昞釋一〇五、流昞圖一五七)

黒漆を塗って紋様を描いた机が一點で、その長さと幅が各七寸、高さは五寸であるという。

李零・流昞とも「辟方」は正方形の一邊の長さとして解釋している。

『鄴中記』には「石虎御牀辟方三丈」とあり、一邊が三丈の巨大な御牀があったと傳えている。『晉書』淳于智傳に「高平劉柔夜臥、鼠齧其左手中指、以問智。……乃以朱書手腕橫文後三寸作田字、辟方一寸二分、使露手以臥。明旦、有大鼠伏死手前」とあり、淳于智が劉柔の腕にある横筋から三寸ほどの位置に、方一寸二分の田字を朱書したことを述べる。なお、同内容を載せる干寶『搜神記』は「可方一寸二分(方一寸二分ばかり)」と記している。

天板の大きさが方七寸(一邊二六・七cm)、高五寸(一一・九cm)であるから、たいへん小さい机である。

62 廣八寸長□□

高七寸墨漆

畫單慮机一枚

(M一・三七九、流昞釋一〇六、流昞圖一七四)

廣さ八寸、高さ七寸、黒漆を塗って紋様を描いた單慮机一點。

石牌は右端を缺損し、長さを記した部分は讀めない。

「單慮机」について、流昞は几案の一種とし、「單」は「憚」に通じ、「憚慮」は勞を思うことであろうと推測する。あるいは、ただ思慮にふけるための机、といった程度の意味かもしれないが、用例がなく確定しがたい。

63

□地胡桃

錦牀帖一枚、

長三丈二尺

(M一・二六〇、流眇釋九一、流眇圖一六二)

胡桃錦でつくった牀帖(檐)一枚、その長さが三丈二尺である。

石牌は上部を缺失するものの、一行目第一字を除けば殘劃により判讀可能である。

「胡桃」はクルミのこと。晋の張華『博物志』卷二八に「張騫使西域還得大蒜・安石榴・胡桃・蒲桃」とあり、ザクロやブドウとともに張騫が西域より持ち歸つたと伝えられる。『後漢書』南匈奴列傳に「順帝幸胡桃宮臨觀之」とあるように、後漢の雒陽には「胡桃宮」があり、また『晉宮閣名』(『藝文類聚』菓部下所引)に「華林園胡桃八十四株」と記されるように、漢魏晋の中原では多く栽培されていたらしい。

「胡桃錦」はクルミを紋様とした錦と考えられるものの、その具體的な實例は明らかでない。文獻上にはしばしば「蒲桃錦」がみえ、『西京雜記』には「霍光妻遺淳于衍蒲桃錦二十四匹・散花綾二十五匹」(卷二)および「尉他獻高祖鮫魚・荔枝、高祖報以蒲桃錦四匹」(卷三)の記載がある。

「牀」は大型の坐臥具であり、寢臺をいう。『釋名』釋牀帳に「人所坐臥曰牀、牀、裝也、所以自裝載也」とある。服虔『通俗文』(『初學記』器物部所引)に「牀三尺五曰榻、板獨坐曰秤、八尺曰牀」というように、牀は坐臥具のなかでも大型のものをいい、小さいものは榻・獨坐・秤などと呼ばれた。

流眇によれば「帖」は「帖」の意だという。「帖」は『釋名』釋牀帳に「牀前帷曰帖、言帖帖而垂也」とあり、牀の前にめぐらせた

帷のことを「帖」と呼ぶ。一方、流眇はまた「牀帖」は「牀檐」に作るといい、『北堂書鈔』服飾部一・牀檐の「絹綺牀檐」に引く『東宮舊事』に「皇太子納妃有緣石絹綺牀檐二」とあることを指摘している。

ただし、「帖」と「帖」は音が異なるのに對し、『集韻』卷四に「駭、衣動貌、或作帖・佔、通作檐」とあるように「帖」は「檐」に通じるから、石牌の「牀帖」は「牀檐」と同じである。この「檐」は『說文』衣部に「檐、衣蔽前」、「爾雅」釋器に「衣蔽前、謂之檐」とあり、衣の前かけを意味するとともに、『後漢書』劉盆子傳「乘軒車大馬、赤屏泥、絳檐絡」の李賢注に「檐、帷也」とあるように、帷の一種を「檐」と稱した。

石牌が記載する「牀帖」の長さは三丈二尺であるから、假に正方形の牀の四周にめぐらせたとすれば一邊が八尺、長方形の牀であれば長邊は一丈ほどになり、『通俗文』に「八尺曰牀」というのと對應している。

64

□□□□□□丹

地承雲錦斗帳一

具、絹隔緹沓自副

(M一・二七〇、李零六一、流眇釋九二、流眇圖二〇八)

赤地の承雲錦でつくった斗帳一具で、内部を絹によって仕切り、頂部を赤色ないし赤黄色の絹布で覆ったものをいう。

石牌は右端を缺損し、一行目を李零は「高八尺、長一丈丹」と復元するものの、その具體的な大きさは確定できない。

「斗帳」は『釋名』釋牀帳に「帳、張也。張施於牀上也。小帳曰斗帳、形如覆斗也」とあり、帳とは牀上に張りめぐらすもので、そ



のうち小帳を斗帳といい、斗をふせたような形状（覆斗形）を呈しているという。石牌の記載は「丹地承雲錦斗帳」であり、赤地の承雲錦を張りめぐらせたもの。馬王堆一號墓遺策に「乘雲繡」があり〔湖南省博物館ほか一九七三〕、それに類した紋様の錦である。

李零は「絹隔縦沓」の「沓」は「榻」に同じとみて、絹・緹により相隔てて飾りとした榻だと解釋する。流昞は「沓」は「箔」に同じで器物の蓋だと解釋する。しかし、「沓」は「帙」の省字とみるべきであろう。『宋書』禮志五に「聽事不得南向坐、施帳并帙」とあり、『廣韻』および『集韻』卷十に「帙、帳上覆」とあるように、「帙」は「帳」とともに用いられ、その上を覆うものをいう。

「絹隔」について流昞は、屏風のかわりに絹を用いて隔てたものであると推定している。一方、「緹」は『説文』糸部「緹、帛丹黄色」とあるように、赤色ないし赤黄色の絹布を指す。

つまり、「絹隔縦沓」は、「丹地承雲錦斗帳」の内部を絹によって仕切り、またその頂部を赤色ないし赤黄色の絹布によって覆ったものと解釋できよう。

65 □□尺長一

丈斗帳中白

食絹隔一具

〔M一・二二二、流昞釋九三、流昞圖一七二〕

長一丈の斗帳一具で、内部を白色の絹によって區切つたもの。

石牌は上部を缺損し、冒頭二字を缺くものの、殘劃からみて先の石牌と同じく「高八尺」か。

「白食絹隔」は斗帳の内部を白色の絹によって區切つたものである。「食」の意味は明確でないもの、あるいは「飾」の省字と

も考えられる。清・王引之『經義述聞』卷二六・載謨食詐僞也に「或曰食當讀爲飭、吳語、周軍飭壘、韋注曰、飭治也、字或作飾」とあるのが参考になる。

66

□□斗帳構一

□□構青油一枚

〔M一・六八、李零六二、流昞釋九四、流昞圖二六九一〕

黒漆を塗つた斗帳の枠が一組で、青油を塗布した部品を含む。

石牌は上半を缺損する。流昞は「高」□「尺」、「長一」丈墨「漆畫」斗帳構一「具」、構青油一枚」と復元する。李零・流昞とも「斗帳構」は斗帳を支持する構架（枠組）のこととする。

一方、李零・流昞はいずれも「構青油」は「構青軸」だとし、李零は帳構を銜接する青銅支架と推定し、流昞は西朱村一號墓から出土した鐵帷帳架に對應するものと理解する。しかし、その解釋は検討を要する。

「青油」は漆塗工藝の一種で、漆に油を加えて光澤を出すものと推定される。史游『急就篇』「革槩轆油黒蒼」の顏師古注に「槩轆者、以轆漆之、油者、以油油之、皆所以爲光色、而御塵泥其色、或黒或蒼、故云黒蒼也」とあり、漆の色を調合する際に黒や蒼の顔料を油に混ぜて塗布したと考えられている〔范二〇二〇a〕。まさにこうしたものが「青油」と呼ばれた可能性があり、いわゆる「立塗」あるいは「塗立」に相當するものである。

『晉書』輿服志・中朝大駕鹵簿に「卓輪車、駕四牛、形制猶如犢車、但卓漆輪轂、上加青油幢、朱絲繩絡」とあり、『南齊書』輿服志・皇太后皇后重翟車に「蓋、金塗、爪支子花二十八、青油俠碧絹

黄絞蓋、漆布裏、『隋書』禮儀志五・輿輦・隋に「四望車、制同犢車、金飾、青油纈朱裏、通幟」などあるように、車の蓋や幟などに青油が用いられた。『續漢書』輿服志上にみる「大貴人・貴人・公主・王妃・封君油畫駟車」の「油畫」もそれらに類した技法と考えられる。また『南史』梁宗室上・蕭韶傳に「韶接信甚薄、坐青油幕下、引信入宴、坐信別榻、有自矜色」とあるように、青油を塗布した帳幕があつたことも知られ、あるいはこれは本石牌と同様に帳幕の骨組に青油を施したのかもしれない。

石牌が記すところは、墨漆畫の斗帳の枠が一組であり、加えて青油を塗布した部品が含まれる、ということになる。

67 白珠・金鑷校帳

上壁一、柙自副

(M11・四九、流昞釋九五、流昞圖一五〇)

帳上に飾る壁が一點、白珠と金の垂飾をもち、柙をともなう。

流昞は「金鑷」の「鑷」について、綴じつけた垂飾と解釋する。すなわち、『續漢書』輿服志下に「太皇太后・皇太后入廟服……簪以瑇瑁爲擗、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黃金鑷」とあり、貴婦人の簪の垂飾が、まさに本石牌と同じく「白珠」と「金鑷」により構成されていた。こうした帳の垂飾は、『西京雜記』卷一に「上設九金龍、皆銜九子金鈴・五色流蘇、帶以綠文紫綬・金銀花鑷」という昭陽殿の裝飾を想起させる。

68 帳中連璧珮勝一、

白珠校、柙自副

(M11・一〇一、流昞釋九六、流昞圖一六四)

壁をつらねて白珠をあしらった帳中の裝飾が一點、それを收納する柙をともなう。

「帳中」の「璧」については、荀悅『漢紀』前漢孝武帝紀に「立神明通天之臺、造甲乙之帳、絡以隋珠荆璧」とあり、また『漢書』西域傳の贊ではこれを「立神明通天之臺、興造甲乙之帳、落以隋珠和璧」と記しており、武帝が神明臺と通天臺につくらせた帳には隋侯の珠、和氏の璧が飾られたという。

「連璧」については、石牌22に「連璧柏勝一具」がある。『莊子』南華真經に「莊子將死、弟子欲厚葬之、莊子曰、吾以天地爲棺槨、以日月爲連璧、星辰爲珠璣、萬物爲齋送、吾葬具豈不備邪、何以加此」と記されるほか、『續漢書』禮儀志下・大喪には「東園匠・考工令奏東園祕器、表裏洞赤、虞文晝日・月・鳥・龜・龍・虎・連璧・偃月、牙檜梓宮如故事」とあり、同・載車に「大行載車、其飾如金根車、加施組連璧交絡四角」と記されるなど、後漢皇帝の東園祕器や載車にも「連璧」紋様が用いられた。

(二) 敷物・寢具

69 白地明光

錦被一領

(M11・二二九、流昞釋二〇、流昞圖九三)

白地の明光錦でつくった寢衣一領をいう。

「錦被」は錦の寢衣。『後漢書』鍾離意傳「詔太官賜尚書以下朝夕餐、給帷被皂袍、及侍史二人」の李賢注に引く蔡質『漢官儀』に「尚書郎入直臺中、官供新青縑白綾被、或錦被」とあり、後漢明帝以降、尚書郎に支給された品のなかに「錦被」があつた。また、『三國志』吳書・蔣欽傳に「孫權」即敕御府爲母作錦被、改易帷帳、

妻妾衣服悉皆錦繡」とある。

「白地明光錦」については『世説新語』において孫興公（孫綽）が曹輔佐（曹毗）の才について「曹輔佐才如白地明光錦」と述べている。また『鄴中記』に「錦有大登高・小登高、大明光・小明光」、「十六國春秋」後趙錄には「冬月施蜀（熟）錦流蘇斗帳、又用明光錦、以白練爲裏、名曰複帳」とあり、後趙石虎が鄴の宮殿内で用いた斗帳の外側には明光錦が用いられたという。

流昞も指摘するように、新疆樓蘭周邊の漢晉墓からは「長壽明光」「長樂明光」などの文字を織り込んだ紋様錦が出土しており、この種の吉祥句をあらわした錦を「明光錦」と呼んだ可能性がある（于二〇〇三、苗ほか二〇二一）。

## 70 厚薄裕雜

### 被、凡十七領

（M一・四〇四、李零四八、流昞釋二一、流昞圖一一五）

厚と薄さの異なる、あわせの各種寢衣、全部で十七領。

「被」は寢衣、ねまき。『説文』卷八上に「被、寢衣、長一身半」とある。また『釋名』釋衣服に「被、被也、所以被覆人也」とあり「被」はおおう意であり、人を被覆するものだという。

## 71 白緋練三

### 被一領

（M一・一九七、流昞釋二二、流昞圖七九）

（白緋色の）ねりぎぬでつくった寢衣一領。

第一字を缺損するが、残劃から「白」と考えられる。二行目の第一字を流昞は「色」あるいは「采」と推定し、全體を「白緋練三色

被一領」「白緋練三采被一領」の可能性があるとするとする。

## 72 廣六尺長一丈丹地

### 承雲錦蓐一枚、著

### 緋五斤、池練自副

（M一・四四三、李零四九、流昞釋二三、流昞圖二二一）

幅六尺、長一丈の、赤地に承雲紋をあらわした錦の蓐（褥）一枚に、五斤のわたが入っており、縁飾りがともなう。

「蓐」は「褥」であり、寢具の敷物をいう。『釋名』釋牀帳の「褥、辱也、人所坐褻辱也」とあり、畢沅の疏證に「衣旁作褥、俗字也、於文當作蓐」とある。『禮記』少儀「茵、席、枕、几」の鄭玄注に「茵、著蓐也」とある。

その大きさは、嘉峪關新城二號墓出土骨尺（國家計量總局ほか一九八四）をもとに曹魏の一尺 $\parallel$ 二三・八cmとすると、廣六尺 $\parallel$ 一四二・八cm、長一丈 $\parallel$ 二三八・〇cmとなる。

「承雲錦」は、雲氣の鈎連するさまをあらわした紋様の錦であり、「承雲」紋は「乗雲」紋に同じ。馬王堆一號漢墓の遣策（簡二五三）に「素乘雲繡枕巾一、績周緣、素綾」（白い平織の絹の乗雲繡を施した枕カバーが一點、赤い錦の幅廣い縁飾りと白い平織の絹のへりの飾りがつく）があり、對應する副葬品に刺繡のある絹の枕カバーがある（湖南省博物館ほか一九七三）。

「著緋」は「絮綿」であり、わたを入れたもの。『儀禮』士喪禮「著、組繫」の鄭玄注に「著、充之以絮也」とある。

「池練」は縁飾りのあるねりぎぬ。「池」は「池」に通じ、縁飾りのこと。なお、曹操はこうした装飾を嫌ったようで、『三國志』魏書・武帝紀・建安二十五年二月丁卯の裴松之注所引『魏書』に「雅

性節儉、不好華麗、後宮衣不錦繡、侍御履不二采、帷帳屏風、壞則補納、茵蓐取溫、無有緣飾」とある。

73 錐畫警枕

錐畫自副

(M一・四〇七、李零六三、流眇釋二四、流眇圖二六五―二)

線刻紋様のある警枕で、かとりぎぬの包みをとまなう。

石碑は上半を缺損する。一行目第一・第二字を李零は「象牙」、流眇は「墨漆」と推定する。また兩者とも二行目第一・第二字は「一、丹」と推定している。

「錐畫」は錐狀の工具で紋様や文字を刻んだもの。『三國志』魏書・董二袁劉傳の裴松之注に『魏書』を引いて「醫師・走卒、皆爲校尉、御史刻印不供、乃以錐畫、示有文字、或不時得也」とあり、『後漢書』董卓列傳にも「其壘壁羣豎、競求拜職、刻印不給、至乃以錐畫之」という。

「警枕」は、『禮記』少儀「茵、席、枕、几、頰」の鄭玄注に「頰、警枕也」というのがそれである。宋・范祖禹「司馬溫公布衾銘記」(『范太史集』卷三六)に「又以圓木爲警枕、小睡則枕轉而覺、乃起讀書」とあり、丸木でつくった枕で、眠ると枕が轉がって目が覺め、それを用いて讀書に勵んだという。また『資治通鑑』後梁紀・均王・貞明五年には「鏐自少在軍中、夜未嘗寐、倦極則就圓木小枕、或枕大鈴、寐熟輒欬而寤、名曰警枕」とあり、警枕はまた軍中において用いられたという。

これにとまなう「緋衣」は李零・流眇がいうとおり「丹緋衣」であろう。西朱村一號墓の石碑では器物に「自副」するものとして「丹緋衣」がしばしば記され、それ以外の「緋衣」はあらわれない。

「緋」はかとりぎぬ、「衣」は包みをいう。『禮記』檀弓下「赴車不載囊輶」の鄭注に「囊、甲衣、鞞、弓衣」とある。

(三) 衣枷

74 錐畫衣枷二枚

錐畫衣枷二枚

(M一・四六二、李零五一、流眇釋八九、流眇圖一六三)

高さ五尺、長さ六尺、黒漆に紋様を施した衣枷すなわち衣桁が二點セットになっている。

曹魏の一尺 $\parallel$ 二三・八cmとして計算すると、高五尺 $\parallel$ 一一九・〇cm、長六尺 $\parallel$ 一四二・八cmである。

流眇・李零が指摘するように、「衣枷」は「衣架」に同じ。またふるくは「橈枷」「橈架」とも呼ばれた。『禮記』曲禮上「男女不雜坐、不同橈枷」とあり、その鄭注に「橈、可以枷衣者」、陸德明『經典釋文』に「橈、羊支反、衣架也、枷本又作架」とある。

なお、内蒙古自治區托克托縣の後漢閔氏墓では、墓室内の壁畫に衣桁と赤い衣服が描かれ、「衣杆」「玄衣」の榜題があったという(羅一九五六)。

75 錐畫衣枷二枚

錐畫衣枷二枚

(M一・三六一、流眇釋八八、流眇圖一五二)

黒漆を塗って紋様を描いた長さ三尺の衣桁二點。

石碑は右上部分に破損があり、第一字と第二字はほとんど判讀できない。長さは三尺 $\parallel$ 七一・四cmで、先の石碑に記された衣桁の半分の規格である。

(四) 燈火具・香爐

76 銀槃燈一、丹

練囊自副

(M一・三七八、李零五五、流昞釋一一一、流昞圖一一九)

銀製の槃(承盤)が付いた燈(燈)が一つで、それに赤いかとりぎぬの囊をとまなう。

「燈」は高坏形の燈火具、燭臺である。『説文』金部「錠、錠也」「錠、錠也」の段玉裁注は『廣韻』の「豆有足曰錠、無足曰錠」とする説を「未可信」と否定し、『禮記』祭統「執禮授之執錠」の鄭注に「錠、豆下跗也」とあることなどを根據に、「錠」には足があると結論づけている。

また、『急就篇』「鍛鑄鉛錫錠錠鏹」の顏師古注に「錠……其形若杆、中施缸、有柎者曰錠、無柎者曰錠、柎謂下施足也」とあり、「錠」の形状は「杆」のようで、中央に「缸」つまり燈明皿があり、下に柎(足)があるものを錠といい、柎のないものを錠という、と説明している。

ただし、漢代の實物資料をみると、同じ高坏形の器物のなかに「錠」と自銘するものと「錠」と自銘するものが混在しており、「錠」と「錠」の形態的區別は明確でない。ただ、「錠」と自銘する燈火具に承盤をとまなうものがあり(林一九七六・二一六頁)、本石牌の銘文と同様のものであったと考えられる。

77 銀籠燈一、丹

練囊自副

(M一・四一四、流昞釋一一二、流昞圖一二〇)

銀製の籠狀の覆いをもつ燈(燈)が一つで、それに赤いかとりぎ

ぬの囊をとまなう。

「籠燈」は高坏形の燭臺に透かしのある籠形の覆いを加えたもの。流昞は、晉の夏侯湛「釭燈賦」(『藝文類聚』卷八十・火部)に「隱以金翳、疏以華籠、融素膏於回槃、發朱耀於綺窓」というのが「籠燈」の形態を考える上で参考になるとする。

78 瓦槃燈一

(M一・一四、流昞釋一一三、流昞圖二七)

陶製の槃(承盤)が付いた燈(燈)が一つ。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園武士執事下明器……瓦錠一」とあり、後漢皇帝陵に副葬された明器に「瓦錠一」がある。

79 瓦尺錠一

(M一・三二五、流昞釋一二四、流昞圖二六)

陶製の尺錠が一つ。

「尺錠」について『宋書』禮志一に魏司空王朗の奏事を引いて「故事、正月朔、賀。殿下設兩百華錠、對於二階之間。端門設庭燎火炬、端門外設五尺、三尺錠。月照星明、雖夜猶晝矣」と述べており、あるいは一尺の錠を「尺錠」と稱した可能性がある。

80 二合著爪金

鏞一、柎自副

(M一・二五三、李零三八、流昞釋一一八、流昞圖一二二)

二合の金製の香鏞(香爐)が一つで、それを収納する柎をとまなっている。

「二合」について、流昞は香鏞の容量と解釋する。漢魏の一合は



約二〇ml、二合は約四〇mlであり、たいへん小さい。

「著爪」について流昉は、「著」は「附」に同じであり、爪は器物の爪形の部分を指すことから、底部に爪状の足を付けたもの、つまり三足の鼎式罍と解釋する。あるいは、爪状の突起によって蓋を固定する仕掛けをもつ香罍であった可能性もある。漢代の金文資料として、曹魏の中尙方著爪罍（『秦漢金文錄』漢金文錄卷四）の銘文に「嘉平元年十一月十五日、中尙方造、銅著爪罍、重一斤十二兩、第七」がある。

「金罍」は金製ないし金屬製の香罍（香爐）をいう。江淹「別賦」〔文選〕卷十六に「同瓊珮之晨照、共金爐之夕香」があり、その李善注に引く司馬相如「美人賦」に「金爐香薰、黼帳周垂」がある（『古文苑』などは「金鍾薰香、黼帳低垂」に作る）。

## 81 三合銀香罍一、

### 槃、丹縑囊自副

（M一・一七九、李零七八、流昉釋一一九、流昉圖一四六）

三合の銀製香罍（爐）が一つで、香罍を承ける盤と赤いかとりぎぬの囊をとまなう。

「三合」について、李零は三つで一組をなす銀香罍と解釋するのに對し、流昉はそれを香爐の容量と解釋しており、他の石牌の用例と比較すれば後者の可能性が高い。ただし、漢魏の一合は約二〇mlであるから、三合は約六〇mlとなり、これが容量であるならばミニチュアの明器と考えられる。

「槃」は「盤」であり、香罍の下のうけざら。曹操「上雜物疏」〔藝文類聚〕卷七〇・服飾部下・香罍に「御物三十種、有純金香罍一枚、下盤自副。貴人公主有純銀香罍四枚、皇太子有純銀香罍四枚、

西園貴人銅香罍三十枚」とあり、「純金香罍」に「下盤自副」とあるのが参考になる。

## 82 一升墨漆畫

### 箒籠一

（M一・三二八、李零五六、流昉釋一六八、流昉圖九〇）

黒漆を塗って紋様を描いたふせごが一點。

李零が「箒籠」を「鐙籠」と解釋するのに對し、流昉は物を盛る竹籠と理解し、厨具に分類する。

「墨漆」は黒漆。王充『論衡』に「凡可憎惡者、若澆墨漆」とある。「墨漆畫」は黒漆を塗って紋様を描いたもの。「周禮」春官・巾車「大夫乘墨車」の鄭玄注に「墨車、不畫也」、賈公彥疏に「云墨車不畫也者、言墨漆革車而已、故知不畫也」とある。

一般に「箒」は、ふせご。衣服を香で燻らせるため、罍を置いた上にかぶせる籠をいう。一方、『急就篇』「箒箒復筭算箒」の顏師古注に「箒、一名筥、盛杯器也、亦以爲薰籠、楚人謂之牆居」とあり、「箒」は「筥」ともいい、杯を盛る器だと述べるように、諸々の籠を「箒」と呼ぶこともあった。

一行目の第一・第二字に記された器物の容量について、李零および流昉は「一升」と釋讀する。一升は約〇・二ℓで、ふせごの容量としても、杯を盛る籠としても、あまりに小さい。實用品であれば「一斗」と釋したほうが理解しやすいが、あるいはミニチュア品の可能性も否定できない。

(五) 筥・箱・籠・函

83 一尺墨漆畫

綬筥一合、丹

縑衣自副

(M一・三四〇、流眇釋一二五、流眇圖一六八)

84 尺二寸墨漆

畫綬筥一合、

丹縑衣自副

(M一・四〇六、流眇釋一二六、流眇圖一八〇)

85 尺三寸墨漆

畫綬筥一合、

丹縑衣自副

(M一・五〇、流眇釋一二七、流眇圖一八一)

黒漆を塗って紋様を描いた綬筥一合で、それを包む丹縑衣がともなう。綬筥の一邊の大きさは、一尺(二三・八cm)、一尺二寸(二八・六cm)、一尺三寸(三〇・一cm)とそれぞれ異なる。

「筥」は『説文』竹部に「筥、飯及衣之器也」とあり、食物や衣服を入れる容器をいう。『禮記』曲禮上「凡以弓劍苞苴筥筥問人者」の鄭玄注に「筥筥、盛飯食者、圓曰筥、方曰筥……筥筥、竹器也」とあり、圓形の容器を筥、方形の容器を筥といい、いずれも竹器だという。

「綬筥」は綬を入れる容器のこと。『後漢書』方術列傳・許曼傳に「桓帝時、隴西太守馮緄始拜郡、開綬筥、有兩赤蛇分南北走」とあり、『風俗通儀』も「車騎將軍巴郡馮緄鴻卿爲議郎、發綬筥、有二

赤蛇、可長二尺、分南北走」と同じ内容を傳えている。

「二合」は綬筥を数える単位。『説文』竹部に「筥、筥也」とあり、段玉裁注に「蓋匡筥皆可盛飯、而匡筥無蓋、筥筥有蓋」と述べており、筥や筥には蓋があり合子状になっていることから、その単位も「合」と稱したのであろう。前漢南昌海昏侯墓出土漆器に「私府髹木筥一合、用漆一斗一升六簋、丹臯、醜布、財用、工牢、并直九百六十一、昌邑九年造、卅合」と自銘するものがある(江西省文物考古研究院ほか二〇一八)。

86 錐畫農辨綬

筥一、丹縑衣・

拾沓自副

(M一・四六三、流眇釋一二八、流眇圖一七七)

錐畫で紋様を描いた綬筥で、赤いかとりぎぬを縫い合わせてつくった包みをとまなう。

流眇は馬王堆一號漢墓の遣策(簡二七二)「布繪檢一、錐畫、廣尺二寸」が同墓出土の漆奩に對應し、漢代の漆器にしばしばみる裝飾工藝だと指摘する。また「農辨」は漆器に刻んだ圖案の名であろうと推測するが、用例がなく詳細は明らかでない。

流眇は「拾沓」について、縫い合わせてつくった器物の覆いであろうとする。『漢書』外戚傳下・孝成趙皇后傳「(皇后)居昭陽舍、其中庭彤朱、而殿上髹漆、切皆銅沓(冒)黃金塗」の顔師古注に「切、門限也……沓、冒其頭也」とあり、「沓」はその頭をおおうものだと述べている。

87 一升錐畫員綬

筒二、香篋・丹縑  
衣・袷自副

(M一・一八二、流昞釋二二九、流昞圖一九四)

88 二升錐畫員

筒二、香篋・丹縑  
衣・袷自副

(M一・四三一、流昞釋一三〇、流昞圖一九五)

89 三升錐畫員綬

筒二、香篋・丹縑  
衣・袷自副

(M一・一四七、流昞釋一三一、流昞圖一九六)

90 四寸錐畫員

綬筒二、丹縑  
衣・袷自副

(M一・二六六、李零六五、流昞釋一三四、流昞圖一八三)

錐畫の線刻紋様をともなう圓形の綬筒各二で、赤いかとりぎぬを縫い合わせてつくった包みをともなう。

石牌の記載は「員綬筒」であるが「員」は「圓」に通じ、「圓綬筒」を意味するのは李零および流昞が指摘するとおりである。

これらの大きさの表記は、それぞれ一升・二升・三升あるいは四寸と異なっている。一升は約〇・二リで、圓筒形の小さな容器である。また、四寸は直径を述べたものと推定され、假に高さ三〜四寸

とすれば、おおよそ一升の容器になる。

既述のとおり『禮記』曲禮上の鄭注に「圓曰篋、方曰筒」あるいは「篋筒、竹器也」とあり、「筒」は方形の竹製容器とされるが、石牌の綬筒は圓形である。

91 四寸方錐畫

綬筒一、丹縑  
衣・袷自副

(M一・六〇、流昞釋一三五、流昞圖一八二)

錐畫の線刻紋様を施した方四寸の綬筒一點で、赤いかとりぎぬを縫い合わせてつくった包みをともなう。

92 錐畫筒筒三合、  
丹縑衣自副

(M一・一三三、流昞釋一三六、流昞圖一四五)

錐畫の線刻紋様を施した「筒筒」が三組で、赤いかとりぎぬの包みをともなう。

「筒」は女性の髪飾りである。『釋名』釋首飾に「筒、恢也、恢廓覆髮上也」とあり、髪の上をゆったりと覆うものだという。また「筒」に作ることもあり、『續漢書』輿服志下・后夫人服に「太皇太后・皇太后入廟服……剪鬢筒、簪珥。珥、耳璫垂珠也。簪以瑇瑁爲擗、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黃金鐻。左右一橫簪之、以安筒結」とあり、また「公・卿・列侯・中二千石・二千石夫人、紺繪筒、黃金龍首銜白珠、魚須擗、長一尺、爲簪珥」とあることから「筒」は繪などのきれを用いた髪の覆いであつたことがわかる。

93 象牙錐畫十  
四子箱一

(M一・二三八、流昞釋一三七、流昞圖一七八)

錐畫の線刻紋様を施した象牙の「十四子箱」が一組である。

流昞は「十四子箱」について、内側に十四個の小盒をおさめた箱とする。實際に漢墓からは漆奩のなかに複数の小盒をおさめたものが出土しており、また馬王堆一號漢墓の遺策には「九子曾(繪)檢(奩)一合」(簡三三〇)と「五子檢(奩)一合」(簡三三一)があり、副葬漆器と對應する(湖南省博物館一九七三)。

漢三國時代の象牙については、『三國志』魏書・烏丸鮮卑東夷傳の裴注所引『魏略』西戎傳に「大秦多金・銀・銅……車渠・瑪瑙・南金・翠爵・羽翮・象牙」と西方由來の象牙が記されるほか、同書・吳書・吳主孫權傳・建安二十五年の裴注所引『江表傳』に「是歲魏文帝遣使求雀頭香・大貝・明珠・象牙・犀角・瑇瑁・孔雀・翡翠・鬪鴨・長鳴雞」とあり、南方の象牙が吳から魏にもたらされたことを述べている。

94 墨漆畫廿四子竹  
箱一、丹縑衣自副

(M一・四一三、李零六六、流昞釋一三八、流昞圖一七五)

黒漆を塗って紋様を描いた「廿四子竹箱」が一點で、赤いかとりぎぬの包みをとまなう。

「廿四子竹箱」を李零は器を二十四格に分割したものとす。しかし、流昞がいうように大箱のなかに二十四個の小盒をおさめたものとするのが妥當だろう。

95 墨漆畫十二  
子竹篋箱一、  
丹縑衣自副

(M一・三三三、李零二七、流昞釋一三九、流昞圖一八八)

黒漆を塗って紋様を描いた「十二子竹篋箱」が一點で、赤いかとりぎぬの包みをとまなう。

李零は「十二子杯篋箱」と讀み、「杯篋」すなわち杯を容れるかごと解釋し、飲食類に區分する。これに對し、流昞は「竹篋」と讀み、『說文』竹部「篋、篋筭、竹器也」をもとにこれを竹かごと理解する。そして、「十二子竹篋箱」は十二組の小盒を收容する竹箱であると解釋している。范常喜(二〇二〇b)も「竹篋」と讀み、「竹箱」に類するものだろうとする。

范常喜(二〇二〇b)は西朱村出土石牌M一・五一〇「杯」字および石牌M一・四一三「竹」字と比較し、本石牌の字は「竹」字に讀むべきとする。

96 墨漆畫楊柳篋  
一、丹縑衣・袷沓自副

(M一・三六七、李零六七、流昞釋一四〇、流昞圖一七六)

黒漆を塗って紋様を描いた背の高い箱が一點で、赤いかとりぎぬを縫い合わせてつくった包みをとまなう。

「篋」は竹製で背の高い箱。『說文』卷五上に「篋、竹高篋也」という。「楊柳」が箱の材質を述べたものか、箱に描かれた紋様を記したものかは、明らかでない。流昞は「楊柳」を漆繪の圖案と推定している。

97 □ 畫楊柳函一

□ 衣自副

(M一・一三三、流昞釋一四一、流昞圖二六八一)

紋様をあらわした楊柳函が一點で、包みをとまなう。

石牌は上部を缺損する。流昞は「墨漆」畫楊柳函一、「丹縑」衣自副」と復元しており、その推定は妥當であろう。

98 墨漆畫多楯屨

函一、丹縑衣自副

(M一・三三九、李零六八、流昞釋一四二、流昞圖一六六)

黒漆を塗って紋様を描いた多層の楯が一組で、赤いかとりぎぬの包みをとまなう。

「多楯屨函」について、李零は數層の引き出し(抽屨)をもつ方形の匣と推定し、流昞は數層の隔板に引き出しを加えたものと理解する。しかし、引き出しのある器物が漢魏の時代から存在したかどうか、實物から確かめることは難しい。

「楯」は背の低い方形の函状容器ないし圓形の盤状容器の内部を格子状に分割したものである。江西省南昌東湖區の西晉吳應墓出土の内部を分割した方形漆器の底部には、朱漆で「吳氏楯」と記されており、この種の器物が「楯」と呼ばれていたことが明らかになった(郭二〇一九)。後漢末から魏晉南北朝時代に流行した器種で、安陽西高穴の曹操高陵からは圓形の合子状を呈した陶製楯(M二・四〇四)が出土している。晉の左思「嬌女詩一首」(『玉臺新詠』卷二)に「并心注肴饌、端坐理盤楯」とあるのは、食物を盛る器としての「楯」を述べたものと考えられる。文獻の上ではこれと似た器物に「標」があり、『廣韻』卷三に「標、似盤中有隔也」という。

「屨」は層状に積みかさねた扁平な容器をいう。魏晉南北朝墓から出土した「楯」の大半は、同じ形状の器を層状に複数かさねる仕様になっている。「多楯屨函一」というのは、あるいは「楯」を複数かさねたものを収納する函があつたのかもしれない。

99 墨漆畫藥函一

具、丹縑衣自副

(M一・一五二、李零七五、流昞釋一四三、流昞圖一五八)

墨漆を塗って紋様を描いた藥函が一具、それに赤いかとりぎぬの包みをとまなう。

100 □ 藥筵

□ 自副

(M一・一一二、李零七六、流昞釋一四四、流昞圖二五五)

藥を収納する竹かごである。

「筵」は竹かご。「藥筵」は藥を収納する竹かごをいう。なお、「筵」は「篩」に通じることから、流昞は藥を濾過する竹製のふるいを指すと推定している。

101 竹筵 □

(M二・二二一、流昞釋一五六、流昞圖三三二)

102 竹筵 □

(M二・四、流昞釋一五七、流昞圖二三二)

竹かご。

流昞は「竹筵」を「竹篩」と解釋する。



しかし、『説文』竹部に「筵、篋、竹器也」とあり、段玉裁注は「按、篋、篋、器名、以上下文例之、是盛物之器、而非可以取粗去細之器也」として、「篋」とは「盛物之器」であり飾のことではないと説明している。石牌の銘文のみからその用途を確定するのは困難とはいえ、ここでは竹かごの一種と解釋しておく。

### 103 竹篋

(M一・六、流昞釋一五五、流昞圖三二二)

竹かご。

流昞は「竹篋」は甌の底に置く竹製の敷物と説明する。

『説文』竹部に「篋、篋也」とあり、「篋」もまた竹器である。

『方言』卷十三に「篋・篋・篋・篋」とあり、注に「今江南亦名篋爲篋」と述べている。ここでは「篋」もやはり竹かごの一種と解釋しておきたい。

### (六) 鏡・化粧道具

#### 104 車琚鏡一

##### 枚、柙自副

(M一・三三二、李零六九、流昞釋七六、流昞圖九七)

車琚鏡一枚にそれを収納する柙がともなう。

本石牌については、霍宏偉(二〇一九)の專論がある。それによれば、「車琚」は「車渠」「碑磔」であり、「車琚鏡」とはシャコガイ(Tridacna)をあしらった鏡だという。そのシャコガイの産地については、西方からもたらされた可能性も指摘する。その技法は、螺鈿鏡の類を想起させるものの、漢魏晉南北朝にさかのぼる螺鈿鏡

の實例は知られていない。

一方、流昞は先にみた石碑45「車渠跳脱」や石碑48「車琚珮」と同様に「車琚」「車渠」は玉に似た石と解釋し、一種の「玉鏡」であろうとする。魏文帝曹丕「車渠椀賦」(『藝文類聚』寶玉部下)の序に「車渠、玉屬也。多織理縵文。生于西國、其俗寶之」とある。また、曹植「車渠椀賦」(『藝文類聚』雜器物部)には「惟斯椀之所生、于涼風之浚湄」とある。「涼風」は「淮南子」墜形訓に「崑崙山上、或上倍之、是謂涼風之山、登之而不可死」というように、崑崙山上にあると信じられた不死の世界である。いずれにせよ、曹丕や曹植の賦の記載によれば、曹魏の「車渠」は西方由来の玉の類であったことが知られる。

### 105 淳金銀解閒

#### 塗帶鏡臺一、

#### 丹練沓自副

(M一・三三〇、李零七〇、流昞釋七七、流昞圖一八五)

純金・純銀を塗って飾りとした鏡臺が一點、それに赤いかとりぎぬを縫い合わせた包みがともなう。

「淳金銀」は「純金銀」をいう。『周禮』地官・質人「壹其淳制」の鄭玄注に「杜子春云、淳當爲純」とあり、『漢書』地理志下・齊地「故其俗彌侈、織作冰紈綺繡純麗之物」の顏師古注に「純、精好也……純音淳」という。

「解閒」について、流昞は、「解」は分割・劃分の意味であり、「閒」は空隙・縫隙の意味であるから、「解閒」とは物體がわかれる場所、つまり本石牌の場合は鏡臺の各部位が連接する場所だという。霍宏偉(二〇一九)も同様に、「解」は物體が相連接するところで、

「間」は空隙をいうから、「解間」は物どうしが接するところにできた隙間と解釋する。

「塗帯」について、李零は「塗金帯」とし、霍宏偉(二〇一九)は弦紋帯を塗り飾ったものとする。流昞は石牌の器物を「淳金、銀解間塗帯鏡臺一」とし、純金の鏡臺に「塗銀紋飾帯」を加えたものと解釋している。

漢代の鏡臺の實例をみると、金屬製のU字形の鏡托(鏡受け)と臺座との間を支柱(柄)によってつないだものが多い。支柱や臺座は金屬製のほかに、漆塗木製品などの例も少なくないから、純金・純銀の鏡托と臺座との間を漆塗りの支柱によってつないだ構造を「解間塗帯」と稱した可能性がある。あるいは、『國語』魯語上「晉文公解曹地、以分諸侯」の韋昭注に「解、削也」とあるように「解」を「削」とするならば、削った部分に金銀を塗った裝飾帶と理解することができるかもしれない。

なお、これに類した鏡臺として『北堂書鈔』卷一三六・鏡臺六六に引く曹操「上雜物疏」に「中宮有純銀參帶鏡臺一枚」がある。

### 106 淳金銀解間

塗帯又臺一、

丹練沓自副

(M一・一三三、流昞釋七八、流昞圖一八六)

純金・純銀を塗って飾りとした(鏡)臺が一點、それに赤いかとりぎぬを縫い合わせた包みかともなう。

先の石牌と酷似した銘文をもち、二行目第三字を「鏡」ではなく「又」とする点のみが異なる。

流昞はこの字を「又」と釋讀する。「又」は、頭部が二又にわか

れたさまをいうことから、「又臺」とはU字形の鏡托を載せた鏡臺の別稱にほかならないと考える。

これに對し、霍宏偉(二〇一九)はこれを「又」と讀む。すなわち、石牌銘文において「又」は必ず「又」に點を加えたもので字形が異なり、「又」と釋讀すべきだという。「又」は、また、再び、の意味であり、「鏡臺」の「鏡」字が煩雜であることから省略し「これもまた(鏡)臺である」ことを記したのだという。

石牌の文字は、字形からいえば「又」と釋讀するのが正しい。「又」は右手をかたどった象形文字である。『說文』又部に「又、手也、象形、三指者、手之列多、略不過三也」とあるように五本指を省略して三本指であらわされた。つまり、器物の形狀を手指になぞらえて「又」と表現した可能性はあるだろう。

### 107 淳金五寸疏具

一具、柙自副

(M一・四六七、流昞釋七九、流昞圖一四二)

純金製の大きさ五寸の櫛が一組、それを收納する柙がともなう。

「疏」は櫛のことで、「梳」に同じ。『急就篇』「鏡斂疏比各異工」の顏師古注に「櫛之大而麤、所以理鬢者、謂之疏、言其齒稀疏也。小而細、所以去蟻蝨者、謂之比、言其齒密比也」とある。

### 108 七寸墨漆畫金帶

疏具一合、金錯

鏡、丹練衣自副

(M一・三三四、李零七二、流昞釋八〇、流昞圖二〇六)

黒漆に紋様を描いて金をあしらった大きさ七寸の櫛一組が盒に

入っており、金錯鏡と、赤いかとりぎぬの包みがともなう。

霍宏偉〔二〇一九〕によれば、「金錯鏡」とは細い溝を彫って金を充填する金象嵌裝飾の鏡で、安陽西高穴の曹操高陵および洛陽の曹休墓から出土した鐵鏡も「金錯鏡」の可能性があるといる。曹操高陵の鐵鏡M二・二五二については、河南省文物考古研究院〔二〇一六・二二〇頁〕が實施したX線CTスキャンにより、鏡背に圖案が刻まれていることがわかり、金糸も確認されている。

また、王咸秋〔二〇二二〕によれば、西朱村一號墓からは八鳳紋の金錯鐵鏡一枚が出土しているという。その復元徑は約一二cmでおおよそ曹魏の五寸に相當し、七寸の容器に收納しうる大きさである」と指摘している。なお、八鳳鏡は女性の棺から出土する例が多く、本例は西朱村一號墓の女性墓主に對應する鏡であろう。

『北堂書鈔』服節部三「銀鏡」に魏武王「上雜物疏」を引いて「御物有尺二寸金錯鐵鏡一枚、皇后雜物用純銀錯七寸鐵鏡四枚」とあり、當時の宮廷で好まれた技法であったことがうかがえる。

#### 109 □眉刷四

(M二・二二二、流昞釋八二、流昞圖二四六一)

眉刷が四點。

石牌は上半を缺損する。銘文では「刷」字の右側を「寸」に作る。流昞はこの字を「刷」と釋讀し、「刷」にも通じるとする。「刷」は『說文』又部「刷、拭也」とあり、ぬぐう意味。「刷」は『通俗文』(『太平御覽』服用部所引)に「所以理髮、謂之刷」とある。いずれにせよ、「眉刷」は眉を整える道具であろうとする。

#### 110 □□二、白

##### □鑷拔

(M二・五六、流昞釋八三、流昞圖二五〇一二)

不明の器物が二點、それに鑷子(毛抜き)がともなう。

石牌は上半を缺損し、一行目は具體的な器物名を明らかにしえない。二行目の「鑷拔」は流昞が指摘するとおり「鑷子」すなわち毛抜きと考えられる。すなわち、『釋名』釋首飾に「鑷、攝也、攝取髮也」とあり、『通俗文』(『太平御覽』服節部所引)に「披減髮鬚謂之鑷」とある。また、左思「白髮賦」(『藝文類聚』人部)に「星星白髮、生於鬢垂。雖非青蠅、穢我光儀。策名觀國、以此見疵。將拔將鑷、好爵是糜」とあるように「鑷」と「拔」は同義であり、かさねて用いられることもあった。

#### 111 墨漆畫楊柳粉

##### 銚一合、柙自副

(M二・五一、李零七三、流昞釋八四、流昞圖一五六)

黒漆を塗って紋様を描いたおしろい用の合子が一組で、それを收納する柙がともなう。

李零・流昞ともに「粉銚」は「粉盒」であり、女性の化粧道具であるとするとする。

「墨漆畫楊柳」は石牌96(M二・三六七)に「墨漆畫楊柳籠一」があり、流昞は黒漆に楊柳の繪を描いたものとする。

「銚」は『說文』金部に「銚、溫器也」とあり、食物を温めるなべ・かまの類をいう。容庚『漢金文錄』卷四の敬武主家銚の銘には「敬武主家銅銚、五升、二斤九兩、初元五年五月、河東造、第四」が掲載されている。前漢元帝の初元五年は紀元前四四年。器形は不

詳だが、容量五升（約一ℓ）の小型圓形容器である。

「粉銚一合」は、胡粉を入れるための小型容器。「一合」とあることから、蓋と身からなる盒状容器と推定できる。曹操「上獻帝器物表」（『太平御覽』器物部）に「臣祖騰、有順帝賜器、今上四石銅鑄四枚、五石銅鑄一枚、御物有純銀粉銚一枚」とあり、順帝から賜與されたという純銀の粉銚をあげている。

(七) 衛生器具

112 一合墨漆畫

銀帶唾壺一、

□□□自副

(M一・三三八、李零八一、流昞釋二二三、流昞圖一七八)

黒漆を塗って紋様をあらわし銀の帯を飾った一合の唾壺が一つ。石牌は左上を欠損し、三行目の第一～三字を流昞は「丹縑囊」と復元するものの、確證はない。

「一合」は器物の大きさをいい、約二〇mlときわめて小さい。

「唾壺」はいわゆる痰壺。「墨漆畫銀帶唾壺」は黒漆塗の器物で、口縁などに銀の帯をめぐらせたものと考えられる。曹操「上雜物疏」（『太平御覽』卷七〇三・服用部五・唾壺）に「御雜物用、有純金唾壺一枚、漆圓唾壺四枚、貴人有純銀參帶唾壺三十枚」がある。

113 □書銀帶唾

□囊自副

(M一・一九六、流昞釋二二三、流昞圖二六八一)

銀帯の裝飾をもつ唾壺で、それを収納する囊がともなう。石牌は上半を欠損し、流昞は「墨漆」書銀帶唾「壺一、丹縑」

囊自副」に復元する。

114 墨漆行清一、

丹縑囊自副

(M一・二六五、李零八一、流昞釋二二四、流昞圖一三〇)

黒漆を塗った便器、すなわちおまるのことであり、それを収納する赤いかとりぎぬの囊をともなう。

李零・流昞とも「行清」は「廁」のこととする。『史記』萬石君石奮傳「取親中裨廁臉、身自浣滌」の『索隱』に「孟康曰、廁、行清、臉、行清中受糞函也」とある。曹操高陵出土石牌にも「木墨行清」(M二・九一)がある。また墓の副葬品の實例では、浙江省安吉五福楚墓から出土した馬蹄形の黒漆塗木製便架が知られている(浙江省文物考古研究所ほか二〇〇七)。

115 白珠落香囊一

具、玦廁自副

(M一・二二八、李零八三、流昞釋二二一、流昞圖一三三)

白珠をちりばめて裝飾した香囊が一つである。

李零は「行清」との關係を想定し、廁の消臭のために「香囊」を用いたと解釋する。そして、「玦廁」とは「扶廁」であり、「廁籌」すなわち籌木(糞篋)を指すのだという。これに對し、流昞はこれを「潔具」に分類する一方で、その用途については必ずしも「行清」に限定しない。

流昞は「白珠落」の「落」は「絡」に通じ、「纏繞、捆縛」の意とする。また、「香囊」は香料を入れた袋で、身につけたり、帳に吊り下げたりして用いた。すなわち「白珠落(絡)香囊」とは、白

珠をからめて網状にした香囊だという。なお、曹操高陵出土石牌M二・九六に「香囊卅雙」がある。

また流眇は、「玦」は「玉玦」、「廁」は「側」に通じ、物體の邊沿を指すものと解釋する。銀雀山漢墓竹簡の『孫子兵法』行軍に「輕軍先出居廁」（今本では「廁」を「側」につくる）や『史記』張釋之馮唐列傳に「從行至霸陵、居北臨廁」とあり、裴駟集解に引く蘇林注に「廁、邊側也」とあるのがその根據で、「玦廁」は名詞であり、香囊の口縁に綴じられた玉球を指すと考えた。

一方、「廁」には「まじえる、そえる」の意もある。『漢書』禮樂志・郊祀歌の「廁霧縠」の顏師古注に「廁、雜也。霧縠、言其輕細若雲霧也」とあり、歌妓を描寫するにあたり、軽く薄いちぢみ絹（霧縠）が雲霧のように軽やかに交えているさまを述べている。また『西京雜記』卷一には「天子筆管、以錯寶爲跗、毛皆以秋兔之毫、官師路扈爲之、以雜寶爲匣、廁以玉璧翠羽、皆直百金」とある。したがって、白珠をちりばめた香囊に玉球をそえたものと解釋することもできよう。

(八) 文房具

116 墨漆書案

(M一・二四四、李零一・一三、流眇釋一〇八、流眇圖五二)

黒漆を塗った書案すなわち文机が一点である。

安陽西高穴の曹操高陵出土石牌M二・三二八に「書案一」があり、文獻の上では曹操「上雜物疏」（『北堂書鈔』服飾部二）に「御物有純銀參鏤帶漆書案一枚」がある。

117 書刀

(M一・四〇九、李零一・一四、流眇釋一〇九、流眇圖一四)

書刀が一つ。

「書刀」は木簡・竹簡に書いた文字を削って修正するための道具である。『釋名』釋兵に「書刀、給書簡札、有所刊削之刀也」とある。湖北省江陵鳳凰山一六八號漢墓出土文房具のセットに含まれる青銅製の書刀は、全長二二・八cm、刃部長一三・九cm、柄部長八・九cmで、柄尻に環頭をもつ（鐘一九七五）。

118 墨一蠹

(M一・三〇五、李零一・一五、流眇釋一二〇、流眇圖一五)

螺貝状の墨の塊が一つ。

李零は「墨一蠹」は「墨汁一蠹」の意味であり、「蠹」は瓢形の容器だとする。一方、流眇は「墨一蠹」の「蠹」は量詞であり、魏晉の墨がまるく、蠹（螺）に似た形状であったことから名づけられたといい、この説明は妥當である。『廣雅』釋魚に「蠹・贏・蝸牛、蠹蝸也」とあり、『集韻』卷三に「贏、蚌屬、大者如斗、出日南漲海中。或作蠹」とあるように、「蠹」は「贏」に通じ、螺貝をいう。明の陶宗儀『南村輟耕錄』墨に「上古無墨、竹挺點漆而書、中古方以石磨汁、或云是延安石液、至魏晉時始有墨丸、乃漆煙松煤夾和爲之……自後有螺子墨、亦墨丸之遺製」とあり、上古には墨がなく、中古には磨石で墨をつぶして墨汁としたが、魏晉代に「墨丸」が出現し、その系譜を引くまるとい墨はのちに「螺子墨」と呼ばれたと説明している。

『初學記』文部・墨「一螺九子」條は陸雲『與兄平原書』を引いて「一日上三臺、曹公藏石墨數十萬斤……今送二螺」と記し、また



同「致夫賜令」條では『婦人集』を引いて「汲太子妻與夫書曰、并致上書墨十螺」と記している。「二螺」「墨十螺」はいずれも墨を數える單位であり、石牌の「墨一蠹」も同様に「墨丸」あるいは「螺子墨」を述べたものとみてよいであろう。

漢代の墨の出土例をみると、江陵鳳凰山一六八號漢墓からは粒狀の墨とともに圓盤狀の硯と墨をつぶす磨石が出土し（鐘一九七五）、『輟耕錄』にいう「中古方以石磨汁」の狀況と對應している。これに對し、河南省陝縣劉家渠漢墓からは丸棒狀の墨三點が出土し（黃河水庫考古工作隊一九六五）、また寧夏固原西郊でも松笠に似た紋様をもつ丸棒狀の墨が出土しており（中國國家博物館藏）、これらは魏晉以降の「墨丸」「螺子墨」につらなるもので、次第に球形ないし棒狀の塊をなす墨が用いられるようになったことがうかがえる。

### 三、飲食

#### (一) 飲食物

#### 119 黍五斗

(M一・二六二、李零一、流昞釋一七九、流昞圖九)

黍（モチキビ）五斗である。

「黍」は五穀の一。『説文』黍部に「禾屬而黏者也、以大暑而種、故謂之黍……孔子曰、黍可爲酒、禾入水也」とあり、黍は禾の屬で粘りがあり、大暑の時期に植えることから黍といい、また酒をつくることができるという。

漢魏の一斗は約二升、五斗は約一〇升到相當する。

なお、『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園武士執事下明器。笱八盛、容三升、黍一、稷一、麥一、粱一、稻一、麻一、菽一、小豆

一」とあり、後漢皇帝の葬儀に用いられる明器に「黍一」が含まれ、三升の竹籠に盛られていた。

#### 120 粳米一斗

(M一・二七九、流昞釋一七八、流昞圖二五四―二)

粳米（ウルチゴメ）が一（斗）。

「粳米」は粘りのないウルチゴメであり、粳稻から收穫される。

『續漢書』禮儀志中・大饗「葦戟・桃杖以賜公・卿・將軍・特侯・諸侯云」の劉昭注に『漢官名秩』を引いて「大將軍・三公、臘賜錢各三十萬、牛肉二百斤、粳米二百斛」とあるほか、『齊民要術』養鷄鴨に「以粳米爲粥」とあり、同書・殮飯には「作粳米糗脯法」「粳米棗脯法」がある。

#### 121 小麥一斗

(M一・二五二、李零二、流昞釋一七六、流昞圖二一)

小麥（コムギ）一斗である。

『續漢書』禮儀志下・大喪に記される明器の一覧には「麥一」とあるのみで、小麥と大麥の別を記さない。「小麥」については『續漢書』五行志一・謠に「桓帝之初、天下童謠曰、小麥青青大麥枯、誰當穫者婦與姑」という。

出土例では、洛陽金谷園一號墓出土の後漢陶倉に「小麥萬石」がある（中國科學院考古研究所一九五九）。

#### 122 麩一斗

(M一・一九一、李零三、流昞釋一七七、流昞圖七)

麥の粒を粉にしたもの一斗である。

『説文』麥部に「麩、麥屑末也」とある。

123 大豆一斗

(M一・三八九、李零四、流昞釋一八〇、流昞圖二〇)  
大豆(ダイズ)一斗である。

出土例では、洛陽燒溝六三二號墓および金谷園一號墓出土の後漢陶倉に「大豆萬石」がある(中國科學院考古研究所一九五九)。

124 豉一斗

(M一・二八二、李零五、流昞釋一八一、流昞圖八)  
豉一斗である。

「豉」は『説文』未部に「枝、配鹽幽未也……豉、俗枝、从豆」とあるように、マメに鹽を混ぜ、暗いところにかこつておいたもので、「枝」は「豉」の俗字だという。調味料の一種で、日本でいう濱納豆の類である(林一九七五・六一頁)。

125 清酒一斗、瓦瓶受

(M一・八四、李零六、流昞釋一八六、流昞圖八五)  
清酒一斗で、それを陶製の瓶に容れたものをいう。

「清酒」については李零・流昞とも濁酒ではなく濾過した酒と結論づけている。「清酒」には「澄酒」の意味があり、『禮記』坊記「醴酒在室、醞酒在堂、澄酒在下」の鄭玄注に「澄酒、清酒也」と記される。

中国古代の酒は醸造の日数により三種に區別され、『周禮』天官冢宰・酒正は「辨三酒之物、一曰事酒、二曰昔酒、三曰清酒」とす

る。その鄭玄注は、鄭司農の「事酒有事而飲也、昔酒無事而飲也、清酒祭祀之酒」という見解を紹介したあと、「玄謂、事酒、酌有事者之酒、其酒則今之醞酒也。昔酒、今之酋久白酒、所謂舊醞者也。清酒、今中山冬釀接夏而成」と述べる。つまり何らかの祭祀や出来事にあわせて短期間で醸す酒が事酒、少し時間をかけて醸すのが昔酒、そして春先から初夏までの三、四か月をかけて醸造するのが清酒だという(林一九七五・七二―七四頁)。

126 食蜜 瓦瓶

(M一・四〇、李零七、流昞釋一八三、流昞圖二五四―二)  
蜂蜜を陶製の瓶に容れたもの。

李零は「食蜜」「一斗」「瓦瓶」「受」と復元する。「食蜜」は李零・流昞とも「蜂蜜」と解釋する。『説文』蝨部に「蠶、蠶甘飴也」、王充『論衡』言毒に「蜜爲蜂蜜」とある。

127 黃白荆錫各一合

(M一・一七六、李零八、流昞釋一八二、流昞圖八四)  
黃錫と白錫が各一合である。

李零・流昞とも「荆」は産地、「錫」は「餈」「糖」であり麥芽などを原料とした餈糖とし、それを合子状容器に容れたものとする。「釋名」釋飲食に「餈、洋也、煮米消爛、洋洋然也」とあり、穀を除いた穀物を煮て、それに麥芽の類を加えて餈状にしたものと考えられる(林一九七五・六二頁)。「餈」と同じく水飴状のものに

「飴」があり、『釋名』は「飴、小弱於餈、形怡怡然也」と述べており、「飴」は粘りが弱く、「餈」は粘りが強く固い。

賈思勰『齊民要術』餵舖には「糞白餵法」「黑餵法」「琥珀餵法」がある。これらはいずれも米を煮て粗熱をとってから麥芽を加え、さらに湯を加えて煮詰めていく點は共通するものの、使用する麥芽の種類は、それぞれ小麥もやし、青芽を餅状にした麥もやし、大麥もやし、と異なっている（田中ほか一九九七）。「琥珀餵」が「黄餵」にあたるとすれば、「黄餵」と「白餵」との差異は、使用する麥芽が大麥であるか小麥であるかに由来する可能性が考えられよう。

「荊餵」については晉の盧諶「祭法」（『太平御覽』卷八五二・飲食部十・餵）に「冬祠用荊餵」とあり、『酉陽雜俎』卷七・酒食に「大扁餵」「馬鞍餵」「荊餵」がある。

(二) 調理具

128 瓦磨一合

(M一・一四六、李零一五、流眇釋一五九、流眇圖三三)  
陶製の磨臼が一組。

「瓦」は瓦質、すなわち陶製の模型明器と考えられる。

「磨」は石製の挽臼のこと。二段にかさねた臼の上段をまわして穀物を粉にするための道具。『説文』石部に「礪、石磑也」とあり、段玉裁注に「礪、今字省作磨」とある。元の戴侗『六書故』卷五に「磨……以石摩物也」、明の張自烈『正字通』卷七に「俗謂礪曰磨、以礪合兩石、中琢縱橫齒、能旋轉碎物成屑也」と説明している。

129 研米椎一

(M一・二二五、李零一六、流眇釋一六一、流眇圖三二)  
穀物をつくための椎（杵）が一つ。

「研」は『六書故』卷五に「研……以椎摩物也」とあるように、

椎ですりつぶすことをいう。

「米」は『説文』米部に「米、粟實也」とあり、粟などの穀物の實をいう。洛陽燒溝六三二號墓出土陶倉に「米」「白米」「黍米」「稻米」、金谷園一號墓出土陶倉に「白米」「梁米」「黍米」「稻米」の文字があり、殻を除いた各種の穀物の粒をいう（林一九七五・表一）。

「椎」はつち。『説文』木部に「椎、擊也」といい、『集韻』卷一に「椎……通作槌」とある。石牌にいう「研米椎」は椎・杵状の道具で、おそらく手に持って穀物をつくためのものであるう。

130 碓一

(M一・二一五、流眇釋一六〇、流眇圖三三九一二)  
碓が一つ。

「碓」は穀物をつくための唐臼、踏臼。『説文』石部に「碓、舂也」とあり、また桓譚「新論」（『太平御覽』卷八二九・資産部・舂）に「宓犧之制杵臼、萬民以濟、及後人加巧、因延力借身重以踐碓、而利十倍、杵臼又復設機關、用驢羸牛馬及役水而舂、其利乃且百倍」として、宓犧（伏羲）が創始した杵臼を後人が改良して踏臼を發明し、さらに畜力や水力を利用した改良が加えられたと説いている。その實態については、洛陽東關後漢墓出土の陶製風車・米碓明器などの例からうかがうことができる（餘ほか一九七三）。

131 飯筐一

(M一・九八、李零九、流眇釋一六二、流眇圖一〇)  
飯を盛るための竹かごが一つ。

「筐」は方形の竹器。『詩經』國風・召南・采蘋「于以盛之、維筐

及筥」の毛傳に「方曰筥、圓曰筥」とあり、ものを容れる竹器のうち方形のものを「筥」、圓形のものを「筥」と稱した。『説文』竹部は「匡(匡)、飯器也、筥也。……筥、匡或从竹」といい、「匡」は「筥」は飯器であり、筥の類であると述べている。

132 飯萩

(M一・一八〇、李零一〇、流昞釋一六三、流昞圖一一)

飯を装うためのしゃもじが一つ。

李零は「萩」が「吹笛」すなわち竹筒の笛を意味することから、「飯萩」は飯を盛るための竹筒であろうと推定する。

流昞は「萩」は「歙」に通じ、「歙」は「錘」と同様に土掘りの具であることから、轉じて飯をすくう鉢状の木製の道具をいうと推論している。

雷海龍(二〇一九)も流昞と同様に飯をすくう道具と解釋し、飯を盛る「飯筥」と飯をすくう「飯萩」はセットになっていると考え、考證の過程は異なる。すなわち、「萩」は「椽」に同じであり、「儀禮」有司「二手執桃七枋、以挹澆注于疏七」の鄭玄注に「此二七者皆有淺斗、狀如飯椽」という「飯椽」がそれにあたるとする。

133 瓦鑪

(M一・三三七、流昞釋一四九、流昞圖三)

陶製の鑪が一つ。

「鑪」は火處をいう。王充『論衡』寒溫篇に「火位在南、水位在北、北邊則寒、南極則熱、火之在鑪、水之在溝」とある。

また、その形態については『説文』金部に「鑪、方鑪也」とあり、

方形の鑪をいう。前漢の南越王墓からは大小數種の方形の鑪が出土しており、用途に應じて形状や大きさに差異があったことが知られる(廣州市文物管理委員會ほか一九九二)。

134 胡餅鑪

(M一・三三七、流昞釋一四八、流昞圖二四)

胡餅をあぶるための鑪。

「胡餅」は麩、すなわち麥の粉を加工してつくった食品である。『釋名』釋飲食に「餅、并也、溲麩使合并也」とあるように、麥の粉を水でこねて塊にしたものを「餅」という。『釋名』はさらに續けて「胡餅、作之大漫沍也、亦言以胡麻著上也」と述べ、「胡餅」は大きな「漫沍」のような形状を呈し、胡麻をその上につけることから「胡餅」と呼ぶのだと説明している。畢沅の疏證によれば、「漫沍」とは「兩胡」のことで「龜鱉之屬」であり、甲羅をあわせた形状だという(林一九七五・二二頁)。

つまり「胡餅」とは麥粉を水でこねてつくった餅の一種で、中央がふくらんだ圓盤状を呈し、胡麻をかけたものであり、「胡餅鑪」はそれを焼くための器具である。

135 破瓜刀

(M一・一四二、李零一四、流昞釋一七五、流昞圖二五)

瓜を切るための刀が一點。

「瓜」の字形は「爪」と區別が難しいものの、曹魏初期の立碑と考えられる「上尊號碑」碑陰の「連理之木、同心之瓜」の「瓜」字と字形が酷似する(三國時代の出土文字資料班二〇〇五)。

『晉書』孫恩傳に「師事錢唐杜子恭。而子恭有祕術、嘗就人借瓜

刀、其主求之……有魚躍入船中、破魚得瓜刀。其爲神效往往如此」とあるものの「瓜刀」の詳細は明らかでない。流眇は、三國のときすでに西域から傳來していた西瓜を切る専用の刀であった可能性を指摘している。

### 136 炊奠一、 枷自副

(M一・二二六、李零一七、流眇釋一四七、流眇圖六六)

米を洗い水を切るためのざるが一つ、それを置く枷がともなう。

李零・流眇とも「炊奠」は「炊奠」であり、「奠」は「竈」に通じることから、かまどの意であろうと推測する。これに對し、雷海龍(二〇一九)は「奠」は「奠」であるとし、『説文』竹部の「奠、漉米籩也」などを引いて考證する一方で、現在の江蘇の人は淘米の具を「漉箕」と呼稱することをあげ、「炊奠」はあるいは「笱箕」のような炊具ではないかと推測する。さらに「箕」と「帚」は往往にしてセットで使用されることから「炊奠」と「炊帚」(石牌137、M一・二三四)が組みあう可能性を指摘している。

「炊奠」については『説文』竹部に「籩、炊奠也」とあり、その段玉裁注に「本漉米具也、既浚幹則可炊矣、故名炊奠」というように、米をとぐための道具であり、水を切つて乾かせば炊くことができるので、炊奠というのだと説明されている。

「枷」は「架」に同じ。『禮記』曲禮上「男女不雜坐、不同梳枷」について、陸德明『經典釋文』は「枷、本又作架」という。石牌にいう「枷」は「炊奠(奠)」を載せる臺のようなものと考えられる。『儀禮』既夕禮に「陳明器於乘車之西……笱三、黍・稷・麥……皆木桁久之」とあり、葬送の前に陳列する明器のなかに、黍・稷・麥

を入れた笱(ふご、竹びつ)が三つあり、木桁(臺)の上に置くという。「炊奠(奠)」にともなう「枷」もこれに類するものだろう。

### 137 炊帚一

(M一・二三四、李零一八、流眇釋一五八、流眇圖一二)

ささら(炊帚)が一つ。

流眇は「炊帚」は「炊帚」であり、鍋や碗を洗うのに用いる炊事用具であろうとし、賈思勰『齊民要術』造神麴并酒等に「日三過、以炊帚刷治之、絶令使淨」とあるのを引用する。この『齊民要術』の記事は「造酒法」を述べたものであり、また北宋の朱翼中『北山酒經』蒸醋麴にも「每一次上米用炊帚掠撥周回上下」と酒母用の蒸米をつくるにあたり「炊帚」で米をならすよう記されていることから(中村一九九二)、「炊帚」「炊帚」は調理道具を洗淨・清掃する道具ではなく、酒造などに用いる道具であった可能性もある。

### 138 銀烏丸釜・ 竈一具

(M一・三六五、李零一九、流眇釋一五二、流眇圖八七)

銀製の釜と竈(いずれも模型明器)が一組である。

李零・流眇とも「烏丸」は釜・竈の産地を指すものとし、東北の地で製作された、あるいは異民族の烏丸が製作したものと考えられる。

「釜」は「竈」の上に据えて用いる調理具。甗を載せて穀物を蒸すのに使うほか、煮物の鍋としても用いられた(林一九七六・二二六頁)。「東觀漢記」周澤傳が「妻子自親釜竈」とその清廉なさまをとりあげているのは、當時の貴族女性が自ら竈の前に立つことはほとんどなかったことを意味している。



後漢墓からはしばしば小型の竈形金製品が出土し、江蘇省邗江甘泉二號墓（廣陵王劉荆墓）や陝西省西安沙坡村出土の金製小型竈が知られる（南京博物院一九八一ほか）。本例も銀製のミニチュア裝飾品を述べた可能性がある。王咸秋（二〇二二）は金のミニチュア竈では釜の内部が金粒で満たされていることから、金粒は丹藥の象徴であり、それを「烏丸」と稱した可能性を指摘している。

139 釜二

（M一・四六四、李零二〇、流昞釋一五一、流昞圖二）  
釜が二つ。

「釜」は煮炊きに用いる調理道具で、上に甑を載せて用いることが多い。『説文』鬲部「鬲、鍤屬」の段玉裁注に「今經典多作釜」といい、ふるくは「鬲」の字を用いることが多かった。また『方言』卷五に「鍤、北燕朝鮮洌水之間、或謂之鍤、或謂之鉞、江淮陳楚之間謂之鍤、或謂之鍤、吳揚之間謂之鬲釜、自關而西或謂之釜、或謂之鍤」とあるものの、河北定縣出土の明器には「大官釜」の銘があり、漢代の出土例からみれば「釜」の語は函谷關以西の地域に限らずひろく用いられたらしい（林一九七六・二二五頁）。

140 甑一、覆自副

（M一・四六五、李零二二、流昞釋一五四、流昞圖五五）  
甑が一つ、それに覆いがともなう。

「甑」は底部に小孔を設けた調理具で、釜の上に乗せて穀物などを蒸すのに用いる。こしき。『説文』瓦部に「甑、甑也」とあり、また『周禮』考工記・陶人は「甑、實二甑、厚半寸、脣寸、七穿」とその器形の詳細を記しており、七つの孔をもつという。

「覆」は甑の上にかぶせるもの。李零は「冪」、流昞は「木蓋」の類であろうと推測する。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園武士執事下明器……瓦竈二、瓦釜二、瓦甑一」とあり、石牌に「釜二」「甑一」とあるのに對應している。

(三) 飲食器

141 銀薄百子瓠五

（M一・四七七、李零三〇、流昞釋一八七、流昞圖六九）  
銀箔を貼った、瓢箪形の壺が五つ。

李零・流昞とも「百子瓠」は百子の圖案をあらわした瓢箪形の壺とする。いわゆる千成瓢箪のように、多数の果實をつけた瓢箪を繁榮の象徴として造形化したものであろうか。

142 半合淳金槃・

椀各一、柶自副

（M一・三二六、李零二三、流昞釋一八八、流昞圖一三五）  
半合の大きさの純金製の盤と椀が各一点、それらを收納する柶ともなう。

「半合」は約一〇mlで、ごく小さい容器である。後漢墓出土の金器にはミニチュア製品が多く、これもその類であろう。

「淳金」は純金。『續漢書』祭祀志中・老子に「(桓帝延熹)九年、親祠老子於濯龍。文廟爲壇、飾淳金鉦器、設華蓋之坐、用郊天樂也」とある。

「槃」は「盤」に同じ。『説文』木部に「槃、承槃也、从木般聲。槃、古文、从金。盤、籀文、从皿」とある。北朝鮮平壤で発見され

た樂浪石巖里一九四號墓出土の金銅鉗夾紵盤には「永始元年蜀郡西工造、乘輿髹彫畫紵黃鉗飯槃、容一斗」の刻銘をもつものがある〔町田一九七四・九・一〇〕。

143 半合淳金杯・槃各一、柙自副

〔M一・一五二〇、李零二四、流昞釋一八九、流昞圖二三四〕  
半合の大きさの純金製の杯と盤が各一點、それらを収納する柙をともなう。

「杯」について、流昞はいわゆる耳杯とする。出土例では平壤の石巖里王盱墓出土漆耳杯に「建武廿一年廣漢郡工官造、乘輿髹彫木俠紵杯、容二升二合」とあり、貞柏里二〇〇號墓出土漆耳杯に「永平十一年蜀郡西工造、乘輿俠紵量一升八合杯」とある〔町田一九七四・五九・六二〕。

144 七合金高足 一、柙自副

〔M一・一二二六、李零二三八、流昞釋一九三、流昞圖一〇六〕  
容量七合の金製の高足付きの器が一つ、それに柙がともなう。  
左上の一字を缺失する。李零は缺字を「厄」字の可能性があると指摘し、流昞は具體的な器形は不明とする。

145 五合金連華 一、柙自副

〔M一・三四九、流昞釋一九五、流昞圖一〇八〕  
容量五合で、花をつらねた紋様の金製容器が一つ、それに柙がと

もなう。

一行目第三字を流昞は「含」と讀むが「金」が正しい。また、第四字を流昞は「迂」（「往」の異體字）に作るものの、ここでは字形にもとづき「連」と釋讀した。二行目第一字を缺失するため具體的な器種は不明である。

「連華」については『説文』外部・舜に「舜、艸也。楚謂之薑、秦謂之薑、蔓地連華、象形」とあり、ヒルガオなどの蔓草が花をつらねたさまをいう。

146 半合墨漆畫 椀・槃二具

〔M一・三四一、流昞釋一九六、流昞圖一一一〕  
黒漆を塗って紋様を描いた容量半合の椀と槃（盤）が二組。

147 一升墨漆畫椀 一 具、椀・覆槃自副

〔M一・二二八、流昞釋一九七、流昞圖一六〇〕

148 二升墨漆畫椀 一 具、椀・覆槃自副

〔M一・三〇七、李零二五、流昞釋一九八、流昞圖一六一〕  
黒漆を塗って紋様を描いた容量一升ないし二升の椀が一つで、これに承盤と蓋がともなう。

「椀覆槃」については議論がある。李零は「椀」を「旋」とし、孫機〔二九九・一八〇―一三〕をふまえて「旋」は「椀」の假借と解釋し、圓形の大きな承盤すなわち「承旋」のこととする。孫機が引

く故宮博物院藏鍍金筩形尊の承旋の銘文には「建武廿一年、蜀郡西  
工造乘輿一斛承旋、彫蹲熊脚」と記される。

これに對し流昞は、『莊子』達生「工倕旋而蓋規矩、指與物化、  
而不以心稽、故其靈」の陸德明『經典釋文』に「旋、圓也」とあり、  
また『說文』金部に「鍍、圓鍍也」とあることから、「旋」は「圓」  
であり、「旋(旋)覆槃」は碗をおおう圓槃と推測した。

一方、范常喜(二〇二〇b)は石牌銘文後半を「旋、覆槃自副」と  
區切るべきで「旋」と「覆槃」とは別のものとする。そのうち  
「旋」は「承槃」だとする李零説を肯定し、湖南永州鶴子嶺二號前  
漢墓出土の夾紵胎漆盤に「旋」の自銘があることを指摘した。その  
上で石牌銘文の器物について、江南の六朝墓から出土する銅托付き  
の銅碗のようなものと推定し、「覆槃」は碗をおおう盤狀の蓋と解  
釋している。

149 二升・一升墨

漆畫碗各一

(M一・四三三、流昞釋一九九、流昞圖二二二)  
黒漆を塗って紋様を描いた、容量二升と一升の碗が各一つ。

150 墨漆畫酒槃二

(M一・四三四、流昞釋二〇一、流昞圖七二)  
黒漆を塗って紋様を描いた酒用の槃(盤)が二つ。

151 四寸墨漆畫槃三

(M一・二〇八、流昞釋二〇三、流昞圖七五)  
黒漆を塗って紋様を描いた徑四寸の槃(盤)が三つ。

152 一尺墨漆

畫槃五

(M一・二八六、流昞釋二〇四、流昞圖七三)  
黒漆を塗って紋様を描いた徑一尺の槃(盤)が五つ。

153 六寸墨漆朱

莢畫突槃一

(M一・二八八、流昞釋二〇五、流昞圖二二六)  
黒漆・朱莢畫により裝飾した徑六寸の槃(盤)が一つである。

「朱莢畫」については『鄴中記』に「錦有大登高・小登高、大明  
光・小光明、大博山・小博山、大朱莢・小朱莢、大交龍・小交龍」  
と錦の紋様としてあげられている。これについて夏竦(一九六三)  
は新疆發見の後漢銘文錦にみる三、四條の流線が渦紋と一體化した  
圖案を「朱莢紋」に比定している。一方、同書にはまた「石虎大會  
上御食遊槃兩重、皆金銀參帶百二十酸、雕飾竝同、其參帶之間朱莢  
畫」とあり、槃の金銀紋様帶の間に「朱莢畫」が施されていたとい  
うのは、まさにこの石牌の記載と同様のものではあろう。

「朱莢」は吳朱莢(ゴシユユ)、川薑(カワハジカミ)などと呼ばれ、  
藥草とされた。『西京雜記』卷三に「九月九日、佩朱莢、食蓬餌、  
飲菊蓼酒、令人長壽」とあり、『搜神記』や『荆楚歲時記』にも同  
様の記述がある。流昞は「朱莢畫」を朱莢の圖案と解釋する。

一方、范常喜(二〇二〇a)は前漢海昏侯劉賀墓から出土した漆木  
筩と漆畫盾に朱書された「丹夷」「丹猶」を「丹油」と解釋し、朱  
色の顔料を油に混ぜて漆に色を加えたものと説明している。こうし  
た事例から推測すると、石牌の「朱莢」は「朱夷」「朱油」であり、  
油を加えた朱漆(いわゆる朱合漆)を稱した可能性もある。

「矣」について流昉は「椀」の通假であった可能性を指摘する。『説文』木部に「椀、槃也」とあり、「椀」は「槃」を意味する。したがって「矣槃」は同義の文字をかさねた語で、全體として「槃」を意味するのだという。

154 五寸墨漆畫

淡煮餅槃一

(M一・二〇七、李零二六、流昉釋二〇六、流昉圖二二四)

黒漆を塗って紋様を描いた徑五寸の槃で、淡煮餅を載せるためのものが一つ。

李零は「淡煮餅」は水煮の餅とし、流昉は蒸餅と解釋し、いずれも蒸煮を基調とする中國傳統の調理法であり、爐であぶる胡餅とは區別されると述べている。

「煮餅」について、崔寔『四民月令』五月(『齊民要術』所引)に「距立秋、無食煮餅及水引餅」とあり、夏に食べるものではなかったらしい。潘嶽「西征賦」(『文選』卷十)李善注に引く『三輔舊事』に「太上皇不樂關中、思慕鄉里。高祖徙豐沛屠兒・酤酒・煮餅商人立爲新豐」とあり漢代では市中に酒や煮餅を賣る商人がいた。晉の袁宏『後漢紀』後漢孝質皇帝紀には「(本初元年)閏月甲申、帝崩于玉堂。初帝雖幼、知梁冀專權、頗以爲言、冀懼後不免、因行鳩毒。帝暴不預、太尉固入問疾、帝曰、食煮餅、今腹中悶、得水尙可活。冀曰、吐利、不可飲水。語未絕而崩」とあり、『後漢書』梁冀傳には「冀聞、深惡之、遂令左右進鳩加煮餅、帝即日崩」といい、梁冀が質帝を毒殺する際には煮餅を用いた。

『釋名』釋飲食には「餅、并也、溲麩使合并也。……蒸餅・湯餅・蝎餅・髓餅・金餅・索餅之屬、皆隨形而名之也」とあり、「湯

餅」がおおよそ「煮餅」に相當するものと考えられる。

155 墨漆畫餅

(M一・一五四、流昉釋二〇七、流昉圖三九)

黒漆を塗って紋様を描いた食器で、餅を載せるためのもの。

156 墨漆畫果

槃廿三枚

(M一・四五六、流昉釋二〇八、流昉圖一〇四)

黒漆を塗って紋様を描いた果槃が二十三枚。

「果槃」は果物を盛るためのさら。流昉は、梁の簡文帝「對燭賦」(『藝文類聚』卷八十・火部)に「影度臨長枕、煙生向果盤」とあり、出土例では樂浪彩篋塚(朝鮮古蹟研究會一九三四)に「果槃」の自銘器があることを指摘している。

157 五升墨漆

畫杆五

(M一・二七九、李零二八、流昉釋二二一、流昉圖七六)

黒漆を塗って紋様を描いた容量五升の杆が五つ。

李零釋の時點では左下「五」字を缺損していたが、流昉では接合により全文が釋讀されている。

「杆」について、李零は「孟」に同じとする。流昉は「杆」について湯水や食物を盛る器皿と説明する。すなわち、『儀禮』既夕禮「用器、弓矢・耒耜・兩敦・兩杆・盤匱」の鄭玄注に「此皆常用之器也、杆、盛湯漿」とあり、『急就篇』卷三「橢杆槃案杯鬲」の顏師古注に「杆盛飯之器也、一曰齊人謂盤爲杆」という。また、

『三國志』魏書・王昶傳に収録する家戒に「古者盤存有銘、几杖有誠、俯仰察焉、用無過行、況在己名、可不戒之哉」とある。

158 二升墨漆

書櫃二

(M一・一三六、李零二九、流昞釋二二〇、流昞圖七四)

黒漆を塗って紋様を描いた容量二升の酒器が二つ。

流昞は、『説文』木部に「榼、酒器也」とあり、『左傳』成公十六年に「使行人執榼承飲」とあることから、盒のような容器であったと推定している。

159 漆畫餉斂

練囊自副

(M一・四一、流昞釋一七一、流昞圖二六六一二)

黒漆を塗って紋様を描いた餉斂で、かとりぎぬの囊をともなう。

「餉」は『説文』食部に「饋、餉也」とあり、食糧を送ることをいい、また食糧そのものをいう。「餉斂」については用例がないものの、飯を盛る竹製の容器と考えられる。

160 三升墨漆

畫斂□□

(M一・三六二、李零二二、流昞釋一七二、流昞圖五九)

黒漆を塗って紋様を描いた三升の大きさの斂。

「斂」は「匱」「匱」に同じ。『説文』竹部に「斂、鏡斂」というように、鏡を収納する容器をいうことが多いが、流昞は三升という大きさから判断して鏡斂とは考えにくく、食物を盛る容器と推定し

ており、李零も同様にこれを飲食類に区分する。

161 墨漆畫羹

魁二、盖・杓自副

(M一・一六三、李零三三、流昞釋二二三、流昞圖一三二)

黒漆を塗って紋様を描いた羹用の容器が二つで、それに蓋と杓がともなう。

『説文』斗部に「魁、羹斗」とあり、李零・流昞とも「羹魁」は羹をよそう斗・勺だとする。しかし、そうであるならば、石牌にわざわざ「杓自副」と記す必要はない。

『説文』匚部(段玉裁『説文解字注』)には「匱、似羹魁、柄中有道、可以注水酒」とあり、匱は羹魁に似た器で、その柄中に道があり水や酒を注ぐことができる」と述べている。つまり、柄にあたるところが注口となっているものが「匱」で、單なる中實の柄となっているものが「羹魁」だということになる(林一九七六・二三三頁)。つまり、石牌が記載する「羹魁」は柄のついた容器であり、蓋と杓がこれにともなうのも不自然ではない。

162 一斗・五升師籠各一

(M一・三七六、李零三三、流昞釋一七〇、流昞圖九二)

一斗と五升の師籠がそれぞれ一つ。

李零は「脯籠」と読み、干肉を盛る籠と解釋するのに對し、流昞は「師籠」と読み、竹を編んだ篩狀の器具と理解する。

163 脯籠五

(M一・二五〇、流昞釋一六六、流昞圖二三)



膊(膊) 籠が五つ。

流眊によれば「膊」は「膊」に通じ、「膊籠」は干肉を盛る籠だ  
という。

「膊」については、『説文』肉部に「膊、薄脯、膊之屋上」とあり、「膊」は薄い脯(干肉)であり、屋根の上に貼りつけて乾かすのだという。また、『釋名』釋飲食には「膊、迫也、薄豚肉、迫著物、使燥也」とあり、「膊」は肉をたたいて薄くし、これを物に貼りつけて乾燥させたものだとして述べている(林一九七五・三二頁)。「膊籠」は薄くした肉を乾かすための籠と考えられる。

164 餅咸籠・茅

籠各一具、

兜自副

(M一・三二七、李零三四、流眊釋一六七、流眊圖一四四)

餅を盛るための咸籠と茅籠が各一具、それに兜をとともなう。

流眊は、「咸」は「緘」に通じ、器物を結束するための繩と解する。『説文』糸部に「緘、束篋也。」とあり、『漢書』孝成趙皇后傳「帝與昭儀坐、使客子解篋緘」の顏師古注に「緘、束篋之繩也」とある。つまり、繩を編んだ籠と茅草を編んだ籠、それぞれ一具を指し、どちらも餅を盛るのに用いたと考える。それらに、ものを盛るための「兜」が附屬するのだという。

范常喜(二〇二一a)は、「籠」は「蒸籠」を意味し、「咸籠」は「械籠」すなわち木函形の蒸籠、「茅籠」は「茅草」を編んでつくった蒸籠と解釋する。そして、函形の蒸籠の圖像として山東臨沂白莊漢墓などの庖厨畫像石をあげる。また「兜」は蒸籠の上にかぶせる籠蓋と推定している。

165 瓮二、篋自副

(M一・三三〇、李零三七、流眊釋二二五、流眊圖四八)

瓮が二つ、それに金の花飾りがともなう。

李零・流眊が説明するとおり、「瓮」は「盆」に同じ。『廣韻』卷一には「盆、瓦器、亦作瓮」と記されている。

「篋」は石牌においては「鏤」「鈿」の意味で用いられている。『集韻』卷三に「鈿、金華飾」とあるように、金の花飾りを意味するから、瓮に金の裝飾を加えたものと解釋できる。

166 墨漆畫方案

(M一・三三八、李零六〇、流眊釋二一四、流眊圖五一)

黒漆を塗って紋様を描いた方形の案。

「案」は食器を載せる机形の食膳具をいう。『説文』木部に「案、几屬」とあり、『玉篇』木部に「几屬、食器也」とある。その形状については『急就篇』「楸杆槃案杯間盤」の顏師古注に「無足曰盤、有足曰案、所以陳舉食也」とあり、食事をならべるもので、足のないものが盤、足のあるものが案だと説明している。

167 澤中角勺一

(M一・二〇九、李零三九、流眊釋八五、流眊圖五六)

酒を注ぐための角製の勺一點。

李零は「澤中」は産地名であろうとし、「角勺」は角杯すなわち西方のリュトンと推定する。一方、流眊は「澤」は化粧用のあぶらであり、それをすくう角製の勺だと解釋する。ただし、「澤」の字が意味するのは基本的につや、うるおいであり、それが單獨で脂粉を意味したかどうかは検討の餘地があるだろう。

「澤」は「醴」に通じ、『集韻』卷十に「醴、苦酒、一曰醇酒也、或作澤」というように、濃い酒、苦い酒を意味した。江陵鳳凰山八號漢墓出土竹簡に「澤罌一」があり、酒の容器と考えられている〔金一九七六・一二七〕。中國古代の酒には、一日から數日で速成する醴の類と、何回か米を加えて數か月かけて醸造する醪酒とがあり、後者は『釋名』釋飲食に「醪酒、久釀西澤也」とあるように長い日數をかけて醸造する〔林一九七五・七一～七三頁〕。

「勺」については『儀禮』士冠禮「實勺觶角觶」の鄭玄注に「勺、尊升、所以斟酒也。爵三升曰觶。觶、狀如匕、以角爲之者、欲滑也」とあり、酒を注ぐための勺であった可能性がある。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園武士執事下明器。……瓦鼎十二、容五升。匏勺一、容一升。……瓦酒樽二、容五斗。匏勺二、容一升。」とあり、後漢皇帝の葬儀に用いられる明器では、瓦鼎十二・瓦酒樽二に匏勺各一が對應していることから、おそらくこの石牌の角勺にも對應する酒尊などの器物があるのだろう。

(四) 藥

168 銀小杵臼一具、

杵・丹練衣自副

(M一九二八・一、李零七七、流昞釋一四六、流昞圖一五五)

銀製の小型杵臼が一組、杵と赤いかとりぎぬの包みをともなう。

李零・流昞とも「小杵臼」は藥をつく杵・臼とする。曹操「上獻帝表」〔太平御覽〕器物部七に「藥杵臼一具」があり、前漢海昏侯墓〔南昌漢代海昏侯國遺址博物館二〇二〇〕や巨野紅土山漢墓〔山東省菏澤地區漢墓發掘小組一九八三〕に銅杵臼の出土例がある。

四、車馬

169 雲母犢車一乘、

蓐坐・牛人自副

(M一九三二・一六、李零八五、流昞釋二六八、流昞圖一五四)

雲母を飾った牛車が一乘、敷物と車夫をともなう。

李零・流昞とも「雲母犢車」は雲母を用いて裝飾した車であり、王公の車とする。『晉書』輿服志に「雲母車、以雲母飾犢車。臣下不得乘、以賜王公耳」とあるように、王公のみが乗ることができ、臣下は乗ることが許されていなかった。

中國では、後漢末から士大夫の間で牛車に乗ることが一般化した。『晉書』輿服志の記載によれば、後漢末の靈帝・獻帝以來、皇帝から最下位の貴族にいたるまで朝廷への出仕などに際しては常に牛車に乗るようになったという〔岡村二〇二一・二七七頁〕。

西晉永康二年(三〇二)劉寶墓〔山東鄒城市文物局二〇〇五〕以降、晉墓には陶製鞍馬と牛車模型をセットで副葬した例を散見する。後漢・三國墓から陶製の牛車模型や鞍馬が出土する例は少ないものの、二世紀前半から中ごろの西安潘家莊一六九號墓からは陶牛と椅子式牛車が出土しており〔西安市文物保護考古所二〇〇八〕、本石牌は、後漢後半に出現した陶製鞍馬と牛車模型の副葬が、曹魏墓にも存在したことを示唆している。

なお、曹操高陵および曹植墓〔劉一九九九〕からは長方形や三日月形の雲母が出土しており、葬具を構成した可能性がある。石牌の記述を参考にすれば、出土した雲母の一部は模型明器などを裝飾するの用に用いられたのかもしれない。

170 安車一

〔M一・五三八・五三五、流昞釋二六九、流昞圖二五一〕  
安車が一乗。

「安車」は坐乗の車。『周禮』春官・巾車「安車彫面鷲總」の鄭玄注に「安車、坐乗車、凡婦人車皆坐乘」という。『續漢書』輿服志上には「皇太子・皇子皆安車、朱班輪、青蓋、金華蚤、黑幘文、畫輻文輈、金塗五末」と規定されている。出土例では秦始皇帝陵園出土の二號銅車馬の馬銜に「安車第一」の朱書があり、その構造がうかがえる〔秦始皇兵馬俑博物館ほか一九九八〕。

171 金伯達二

〔M一・三六三、流昞釋七〇、流昞圖二九〕  
金の伯達（白達）が二體。

流昞は黄金製の頭飾りと推定するものの、詳細は記さない。「伯」は「白」に通じることから、「伯達」は「白達」を指した可能性がある。『爾雅』釋畜に「駟類、白顛、白達、素縣、面類、皆白惟駝」とあり、顔に白い紋様がある馬を「白達」と稱した。なお、『續漢書』輿服志上では後漢皇帝の大行載車を牽引する馬について「太僕御、駕六布施馬。布施馬者、淳白駱馬也、以黑藥灼其身爲虎文」と述べており、皇帝の葬送に際しては「白駱」すなわち黒いタテガミの白い馬が用いられた。

一九七四年に河南省偃師寇店の後漢窖藏から金銅の小馬二體、象・牛・羊各一體などが出土しており〔偃師商城博物館一九九二、こいうしたもの指すのかもしれない〕。

172 馬五匹、鞶・勒自副

〔M一・二六七、李零八四、流昞釋二七二、流昞圖八三〕  
馬が五匹、鞍と勒をとまなう。

流昞は、隨葬された五匹の馬とそれに付けられた馬鞶と馬勒を記したものとし、また『續漢書』輿服志上に「駕六馬」があることから五馬は王・諸侯級の車馬と指摘する。

しかし、石牌の馬五匹は「鞶・勒」をとまなう。「鞶」は「鞍」であり、騎乗用の馬具である。一方、「勒」については『説文』革部に「勒、馬頭絡銜也」とあり、これは「勒」が「頭絡」と「銜」からなることを意味する。また『釋名』釋車には「勒、絡也、絡其頭而引之也」とある。つまり「勒」とは、馬の頭にかけて制御するための馬具全體をいう〔林二〇一八・二六五頁〕。

石牌の記載は、騎乗用の鞍馬五匹を指すものであり、車を牽引する馬ではない。おそらく副葬用の明器であろう。

173 絳九流一

〔M一・二三九、李零一〇四、流昞釋二六一、流昞圖三五〕  
九條の垂飾をもつ深紅の旌旗が一枚。

李零は「絳九流一」について「玄三纁二」と類似した句であることから「流」は色の名で、「幽」あるいは「黝」と推測する。

劉連香〔二〇一九〕は「絳九流一」は天子の冕冠の前後に垂れる「冕旒」と解釋する。そして、蔡邕『獨斷』などの記載をもとに、天子の冕は十二旒であるのに對し、三公・諸侯は九旒、卿大夫は七旒とされたことに着目し、西朱村の墓主は「九旒」であるから公の位に相當すると述べている。

流眇もまた「九流」は「九旒」と解釋するものの、それは冕冠の垂飾ではなく、旌旗の垂飾と考える。すなわち『禮記』樂記に「龍旂九旒、天子之旌也」とあり、また『後漢書』輿服志上「皇子爲王、錫以乘之、故曰王青蓋車」の注に「徐廣曰、旌旗九旒、晝降龍」と記される。これらはいずれも馬車にともなう旌旗で、石牌の「絳九流一」は王以上の身分に對應するものだという。

五、武器

174 金珠縷校璫・

金碧圓長劍

一具、柙自副

(M一・三一九、李零八七、流眇釋二六三、流眇圖一七〇)

金珠・金糸による裝飾を端部に加え、青綠色の石を象嵌した金の長劍一具で、それを收納する柙をとまなう。

石牌は二行目第三・第四字が模糊としており、李零・流眇とも

「金碧[寶]□劍」とするが、ここでは「金碧[寶]長劍」とした。

「金珠縷」は西朱村一號墓石牌の頭飾に用例が多く、金糸と金粒による裝飾をいう。

「璫」について李零は「劍鐔」つまり劍のつばと解釋する。これに對し、流眇は「璫」を玉佩と解する。すなわち班固「西都賦」(『文選』卷一)に「雕玉瑱以居楹、裁金璧以飾璫」とあり、『說文』玉部に「璫、華飾也」とあることなどを根據に、金珠縷をあしらった「玉璫」を寶劍に飾つたと推測する。

しかし、後漢の崔駰「刀劍銘」(『駢字類編』卷二一・鳥獸門)に「麟角鳳體、玉飾金璫」とあり、「玉飾」と「金璫」によつて劍を裝

飾したことが述べられており、石牌にいう「金珠縷校璫」はおおよそこの「金璫」にあたるものだろう。こうした金の裝飾について『說文』玉部には「琫、佩刀上飾、天子以玉、諸侯以金」とあり、劍首(柄頭)の圓形裝飾である「琫」を天子は玉製、諸侯は金製としたことが述べられている(林一九七二・二二〇頁)。漢・三國の刀劍の出土遺物と對照するならば、劍首の「琫」を「璫」と稱した可能性があるだろう。

175 劍一

(M一・二五八、流眇釋二六四、流眇圖一)

劍が一本。

176 于寶白玉四具、有

扶、雞辟校短劍

一、衣・柙自副

(M一・一、李零八八、流眇釋二四三、流眇圖二〇一)

于寶(于闐)の白玉が四組、組みひもによつて綴られている。また雞辟の環頭裝飾をもつ短劍が一本あり、それらを收納する包みと柙がともなう。

李零・流眇とも「于寶」は「于闐」、西域の新疆ホータンとする。『晉書』輿服志に「貴人・夫人・貴嬪、是爲三夫人、皆金章紫綬、章文曰貴人・夫人・貴嬪之章、佩于寶玉」とある。また『漢書』西域傳・于闐國に「多玉石」と記されるように、ホータンは玉の産地として古來より著名であった。

また、李零・流眇とも「鈇」を「劍」とし、「短鈇」は「短劍」のことと解釋する。一方、「有扶雞辟校」は「于寶白玉」ないし

「短鉄」に關係する語句とみられるものの、解釋がわかれる。

流眊は「扶雞」を「扶胥」あるいは「扶蘇」として、古代兵車上の大型の盾と短劍とでは、いかにもバランスがわるい。

石牌の銘文は「于寘白玉四具、有扶」でいったん句切るのがよいだろう。「扶」については『續漢書』輿服志下に「綬」を構成する組みひもとして記載があり、「凡先合單紡爲一系、四系爲一扶、五扶爲一首、五首成一文、文采淳爲一圭」というように紡をよりあわせた糸（系）を四本あわせたものが「扶」である。つまり石牌の前半部分は、四組の于寘白玉がそれぞれ組みひもによって綴られていることを述べている。

「雞辟」については范常喜（二〇二一b）の研究がある。すなわち、曹植の「樂府歌詞」に「所賣千金之寶劍、通犀文玉間碧瓊、翡翠飾雞壁、標首明月珠」とあり、翡翠が「雞壁」を飾り、標首を明月珠としたというのに着目し、「雞壁」は寶劍の裝飾と推測している。さらに、近年山東省青島で發掘された土山一四八號漢墓出土遺策「青島市文物保護考古研究所ほか二〇一九」に「雞辟佩刀一」の記載があることにも着目する。未盜掘の棺内からは、雲紋・鳥紋などを環首に金象嵌した刀のほか、青銅環頭の刀と玉具劍が出土し、それぞれ遺策中の「雞辟佩刀一」「佩刀一」「玉具劍一」に相當する可能性を指摘する。そして、「鷄辟」は玉や玳瑁と同じく材質名をあらわすものとした。

ただし、土山一四八號墓の「雞辟佩刀」に對應するという金象嵌の環首刀に玉の裝飾はなく、また「雞辟」を想起させる素材も使用されていない。「雞辟」「雞壁」は雞頭に似た環首の形状、あるいはそこに描かれた鳥紋などの紋様を述べた可能性がある。そうすると、

曹植の樂府に「翡翠が雞壁を飾り」というのも寶劍の環首（を裝飾する鳥紋）のなかに翡翠を埋め込んだものと解釋できるだろう。

## 六、樂器

### 177 衝鍾一、墨漆

畫扶蘭自

副、魚椎一

（M一・一五八、李零一〇五、流眊釋二二七、流眊圖一六七）

### 178 衝鍾一

扶蘭自

（M一・三三〇、流眊釋二二八、流眊圖二六九一）

衝鍾が一つ、黒漆を塗って紋様を描いた扶蘭（鐘虞）をともなう。また鐘を叩くのに用いる魚形の椎が一つ。

「鍾」は「鐘」であり、「衝鍾」は叩いて音を鳴らす鐘のこと。

「扶蘭」について李零は「扶欄」、流眊は「扶蘭」に通じるとし、いずれも鐘を架ける鐘虞と解釋する。

「魚椎」については李零・流眊とも鐘を叩くための魚形の槌とする。「椎」は『説文』木部に「椎、擊也」とあり、『集韻』卷一に

「椎……通作槌」とあるように「槌」に通じる。

### 179 鑄鍾四、墨

扶蘭自副

（M一・一一一、李零一〇六、流眊釋二二九、流眊圖一五九）

鑄（鑄）鐘が四つ、黒漆塗りの扶蘭（鐘虞）をともなう。



李零・流昞とも「鑄」は「鑄」に同じとする。『説文』金部に「鑄、大鐘、淳于之屬、所以應鐘磬也。堵以二、金樂則鼓鑄應之」といい、また『儀禮』大射「笙磬西面、其南笙鍾、其南鑄、皆南陳」の鄭玄注に「鑄、如鍾而大、奏樂以鼓鑄爲節」とあるように、鑄は大型の鐘であり、太鼓とともに節をとる役割を果たした。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「東園武士執事下明器……鑄四、無虞。磬十六、無虞」があり、鐘虞はともなわれないものの鑄が四つとする點は同じである。

180 赤漆畫奏鼓

一、鞞自副、桴二

(M一・九四、李零一〇七、流昞釋二二〇、流昞圖二三六)

赤漆を塗って紋様を描いた鼓が一つで、小鼓をとめない、また鼓桴二つがある。

「赤漆畫」は朱漆を塗って紋様を描いたものをいう。西朱村一號墓の石牌はほとんどが「墨漆畫」で「赤漆畫」はごく少数である。

李零・流昞とも「鞞」は「鞞」に同じで、小鼓とする。『釋名』釋樂に「鞞、裨也、裨助鼓節也。聲在前曰朔、朔始也。在後曰應、應大鼓也」とあり、太鼓のリズムを補助するものだという。

「桴」は「鼓桴」をいう。『禮記』禮運の「黃桴而土鼓」について『經典釋文』は「桴、音浮、鼓桴」と説明している。

181 赤漆

鞞自副

(M一・五四、流昞釋二二二、流昞圖二六七―二)

赤漆塗りの樂器で、小鼓をとまなう。

182 畫琴

囊自副

(M一・三九、李零一〇〇、流昞釋二二三、流昞圖二六一―二)

紋様を描いた琴が一つ、それを收納する囊をとまなう。

「琴」は「瑟」よりも小型の弦樂器。後漢の應劭『風俗通義』琴には「今琴長四尺五寸、法四時五行也、七絃者、法七星也」とあり、後漢の琴は長さ四尺五寸(約一m)で七絃とされている。大型の瑟が一端を地に置き、もう一端を膝に載せて弾くのに對し、小型の琴は全體を膝上に水平に置いて弾く(林一九七六・四三二頁)。湖南省長沙馬王堆三號漢墓の遺策(簡五三)には「琴一」があり、全長八一・四cmの琴がそれに對應する(湖南省博物館ほか二〇〇四)。

183 山畫箏

衣・柙自副

(M一・一九八、李零一一一、流昞釋二二三、流昞圖二六四―二)

紋様を描いた箏で、それを收納する包みと柙をとまなう。

「箏」は琴に似た弦樂器。その弦はもともと五弦であったのが、のちに十二弦、十三弦、十六弦へと増えていったという。『説文』竹部に「箏、鼓弦竹身樂也」とあり、『玉篇』竹部に「箏、似瑟、十三弦」と記されている。

184 墨漆畫簫三

(M一・三五〇、李零一〇九、流昞釋二二四、流昞圖五四)

黒漆を塗って紋様を描いた簫が三つ。

「簫」は竹製の管樂器。『説文』竹部に「簫、參差管樂、像鳳之翼」というように、長さの異なる複数の竹管を長短にしたがってな

らべ結合した「排簫」をいう。『爾雅』釋樂「大簫謂之言」の注に「編二十三管、長尺四寸」、「小者謂之笳」の注に「十六管、長尺二寸、簫一名籟」と記すように、二十三管の大簫と十六管の小簫とがあったという。後漢の沂南畫像石（山東省沂南漢墓博物館編二〇〇二）などに演奏の様子があらわされ、基本的に合奏に用いる樂器である。

185 □畫簫

(M一・五二九、流昞釋二二五、流昞圖二三八一二)  
紋様を描いた簫である。

186 篳一具十一枚、丹

縑裘・金鑄槩一・

柶自副、墨漆槩二

(M一・一一〇、李零一〇八、流昞釋三二六、流昞圖二二〇)

笛十一本が一組になったもので、赤いかとりぎぬの囊と金箔を施した槩二つと柶をとまなう。また黒漆塗りの槩が二つ。

「笛」字は上半を缺失する。竹製の管樂器で、石牌の笛は十一本が一組になっている。『説文』竹部には「笛、七孔笛也。……羌笛三孔」とあり、また『風俗通義』聲音・笛に「笛者滌也……長一尺四寸、七孔、其後又有羌笛」という。

「金鑄」は金箔ないし鍍金の裝飾をいう。晉の張華「輕薄篇」(『樂府詩集』卷六十七)に「横簪刻玳瑁、長鞭錯象牙、足下金鑄履、手中雙莫耶」の句がある。

「金鑄槩」「墨漆槩」の「槩」字について、李零は「牀」に同じとし、流昞は「槩(盤)」と讀む。

187 萬草畫節槌一枚

(M一・二九〇、李零八六、流昞釋二二七、流昞圖八六)

萬草の紋様を描いた節槌が一つ。

「槌」について、李零は馬を制御する鞭であると解釋する。

それに對して流昞は、潘嶽「笙賦」(『文選』卷十八)の「修槌内辟、餘簫外透」に李善注が「修槌、長管也」と説明しているのを引いて、竹製の管樂器と解釋する。また「萬」は「籟」に通じ、ヨモギを指すもので、「萬草畫」はヨモギ草を描いた繪とみる。

188 墨漆畫筥一

(M一・一二五、李零三二、流昞釋二二九、流昞圖五三三)

黒漆を塗って紋様を描いた筥が一つ。

李零が「筥」を「匣」すなわち酒水の容器とするのに對し、流昞は「筥」は「篋」「篋」に同じで、竹製の管樂器と理解する。

『爾雅』釋樂に「大篋謂之沂」の郭璞注に「篋、以竹爲之、長尺四寸、圍三寸、一孔上出一寸三分、名翹、横吹之」とあり、その長さは一尺四寸で周圍が三寸、一つの孔が上に突き出ている一寸三分あり、横向きに吹くものだという。

七、儀禮

189 白布蔽嬰一

(M一・八六、李零六四、流昞釋二六二、流昞圖四二)

白布でつくった蔽嬰一枚である。

『禮記』喪服大記「飾棺、君龍帷、三池、振容、黼荒、火三列、黼三列、素錦褚、加僞荒、纁紐六、齊、五采、五貝、黼嬰二、蔽嬰

二、畫髮二、皆戴圭」の鄭玄注に「漢禮、髮以木爲筐、廣三尺、高二尺四寸、方兩角高、衣以白布、畫者畫雲氣、其餘各如其象、柄長五尺、車行、使人持之而從、既窆樹於壙中」とある。すなわち、漢の禮における髮は木を用いて方形の筐をつくり、それに白布をかぶせて「弓」字を背中あわせにした藪と呼ばれる雲氣紋様をあらわし、柄をとりつけたものである。これを人に持たせて柩車に隨行させ、埋葬後は墓壙に立てるといふ。

190 玄三纁二

(M一・一六四、李零一〇三、流昞釋二六〇、流昞圖二八)

黒い幣帛が三枚、赤い幣帛が二枚。

「玄」は黒色、「纁」はうすい赤色で、幣帛の一種。古代貴族の喪葬儀禮においては死者のための「贈」として用いられ、なかでも馬と玄纁の幣帛は「贈」と稱された。『禮記』檀弓下「既封、主人贈、而祝宿虞尸」の鄭玄注に「贈、以幣送死者於壙也」、『儀禮』既夕禮に「贈用制幣玄纁束」とある。

『續漢書』禮儀志下・大喪に「太常導皇帝就贈位。司徒跪曰、請進贈、侍中奉持鴻洞。贈王珪長尺四寸、薦以紫巾、廣袤各三寸、緹裏、赤纁周緣。贈幣、玄三纁二、各長尺二寸、廣充幅。皇帝進跪、臨羨道房戸、西向、手下贈、投鴻洞中、三。東園匠奉封入藏房中」とあり、後漢皇帝の葬儀では、謚冊・哀冊を贈り、明器を下したあと、皇帝みずから黒と赤の幣帛を贈ったといふ。

曹操高陵出土石牌M二・二五四に「勳二絳緋」、三三五に「玄三阜緋」(報告は「玄三阜緋」と讀む)があり、本石牌と同種のものとして推定されている(徐ほか二〇一八)。

191 受福一

(M一・四七二、李零一二、流昞釋一八四、流昞圖六)

「受福」について李零・流昞はいずれも祭祀に用いる祭肉をいうものと解釋する。すなわち、『易』困に「利用祭祀、受福也」とあり、『漢書』禮樂志に「下民安樂、受福無疆」とある。また、『說文』肉部には「胙、祭福肉也」とある。

なお、安陽西高穴の曹操高陵出土畫像石や敦煌佛爺廟西晉墓群の畫像博などに「舍利」「受福」という一對の靈獸像があらわされ、後漢から魏晉にかけて流行したものと推定される(邢二〇一九)。また『太平御覽』卷七二七・服用部に引く『東宮舊事』に「皇太子納妃有着衣大鏡尺八寸、銀花小鏡尺二寸、漆匣盛蓋銀華金薄鏡三枚、銀龍頭受福蓮華鈎鑲四副」、『南齊書』輿服志に「漆畫輪、金塗縱容後路受福輅」があり、裝飾紋様の一種に「受福」があったことが知られる。

192 福頭、蹄三

具、柙自副

(M一・七七、流昞釋一八五、流昞圖二六六一)

石牌は上半を缺失し、流昞は「受」福頭、蹄三「牲一」具、柙自副」と復元し、賜祭に用いた牛羊豕の三牲の太牢の頭部と蹄部のセツトと理解する。ただし、殘存状況から、缺損部には各行二〜三字があった可能性がある。

193 肉兜一

(M一・一四三、李零一一、流昞釋一六四、流昞圖四)

194 肉兜

(M一・一四〇、流昞釋一六五、流昞圖五)  
肉を包んだもの(肉兜)が一つ。

李零・流昞はいずれも「肉兜」は肉を包んだ袋であろうとする。『漢書』百官公卿表上「武帝太初元年更名家馬爲桐馬」の注に「如淳曰、主乳馬、以韋革爲夾兜、受數斗、盛馬乳、桐取其上肥、因名曰桐馬」とあり、皮革製の袋と考えられる「夾兜」で馬乳を受け、馬酒をつくったことが記される。この例を参考にすれば、袋を意味する「兜」の用例は魏の如淳の時代にさかのぼる。

一方、范常喜(二〇二一a)は石牌にいう「兜」は古典籍にいう「簠」に類した器で、肉を盛る竹かごと解釋する。すなわち、『説文』竹部に「簠、宗廟盛肉竹器也」とあり、『周禮』地官・牛人「凡祭祀共其牛牲之互、與其盆簠以待事」の鄭玄注に引く鄭司農の見解に「盆簠皆器名。盆、所以盛血。簠、受肉籠也」とあるのがそれである。

後世の「兜」の用例として、肉を餡にして皮で包んだ「兜子」があり、薄い皮にさまざまな餡を包んで蒸すなどして調理したものをいう(中村一九九五)。宋の『東京夢華錄』卷四・食店に「魚兜子」があり、元『居家必用事類全集』飲食には「鵝兜子」「雜餡兜子」「蟹黃兜子」「荷蓮兜子」がある。ただし、こうした用例は唐代以前にさかのほらない。

「兜」の字義からすれば、「肉兜」はやはり肉を包んだものと解釋したほうがよい。それは『儀禮』既夕禮に「陳明器於乘車之西……苞二」記される「苞」に對應する可能性があるだろう。これは葬送の前日に陳列する明器と葬具に含まれるもので、鄭玄注は「所以裹奠羊豕之肉」すなわち奠の羊と豕の肉を包むものだと述べている。

「苞」は葦や茅で編んだ包みで、『禮記』曲禮上「凡以弓劍・苞苴・簞筥問人者」の鄭玄注に「苞苴、裹魚肉、或以葦、或以茅」という。

195 當壙

(M一・三三五、流昞釋二六七、流昞圖一七)  
當壙(墓穴を遮蔽するもの)が一つ。

「壙」は墓穴である。流昞は「當壙」について、墓道から墓室へと入るところ、すなわち墓門に置かれた「屏障物」だという。

『永樂大典』所收の『大漢原陵祕葬經』中の「盟器神筭」には、各種明器の名稱・寸法・墓室内での位置を列擧したなかに「當壙」「當野」があり、徐奉芳(一九六三)は「當壙」「當野」を鎮墓俑(天王俑あるいは武士俑)と推定した。ふるい時期の用例を缺くものの、『唐六典』將作監・甄官署に「凡喪葬則供其明器之屬……當壙・當野・祖明・地軸・馬偶人、其高各一尺」とあるのがそれである。石牌の「當壙」は墓門の遮蔽施設である可能性は否定できないものの、墓壙・墓道に置かれた鎮墓獸・鎮墓俑かもしれない。

196 一合金卑勒石

□□、柙自副

(M一・三三〇、李零八九、流昞釋二五七、流昞圖一三三)

197 金卑勒

□金卑勒□

(M一・一三七、流昞釋二五八、流昞圖二六七―二)

一組の「金卑勒石」で、それを收納する柙をともしなう。李零は「金卑勒」の「卑」を「鞞」と解釋し、「鞞」は劍の鞘で

あり、また鞘尻の飾りを意味することから、劍璣をともなう金の鞘と推定している。

流眇は「金車勒石」を「金昇勒石」と読み、また「合」は「盒」であり蓋と組みあう容器を意味すると考え、盒式の勒石（墓誌）に文字を刻み金を填めたものと考えた。しかし、蓋をとまなう墓誌は北魏以前には存在せず、魏晉代には碑形の墓誌が多い。したがって、「二合金昇勒石」を墓誌とみるのは困難である。

八、造形

198 □珠縷帳

□佛人一

(M一・一〇〇、流眇釋六九、流眇圖四九)

金珠・金糸で裝飾した帳のなかに、佛人を安置したものが一つ。

流眇は、これを「首飾」に分類し、「珠串佩飾」に佛像を綴つたものと解釋している。

しかし、一行目末尾の文字は殘劃から「帳」である可能性が高く、また文字の大きさから判斷して文字数は各行四字と考えられることから、もとの銘文は「金」珠縷帳／「中」佛人一」と推測しておく。佛像を「佛人」とする同時代の用例はなく、『三國志』吳書・劉繇傳は後漢末に笮融が建立した「浮圖祠」の佛像について「以銅爲人、黃金塗身、衣以錦采」と述べ、『後漢紀』明帝紀・永平十三年は佛のすがたについて「初、帝夢見金人長大、項有日月光、以問群臣。或曰、西方有神、其名曰佛、其形長大」と表現している。

出土例では二〇二一年に陝西省咸陽市の成任三〇一五號墓から後漢後期の金銅佛が発見されており〔陝西省考古研究院二〇二二〕、この

時期には金銅佛を墓に副葬する場合もあったことが知られる。

199 白晝騎羊兒一

(M一・二八三、李零一〇〇、流眇釋七一、流眇圖六一)

羊にまたがった小兒を白晝であらわしたものが一點。

李零・流眇とも墓室内から出土した小兒騎羊形の琥珀製裝飾品をこれにあてる。すなわち、彩色を施さない彫刻紋様を「白晝」といい、それによって「騎羊兒」をあらわしたものと解釋する。なお、洛陽燒溝一七七號墓からは鉛製の騎羊像が出土している〔中國科學院考古研究所一九五九〕。

200 畫蝦蟇一

(M一・二二三、李零一〇一、流眇釋七三、流眇圖三四)

蝦蟇をあらわしたものが一點。

李零は「畫」をあるいは彫刻の可能性があるとし、流眇も蝦蟇の形に彫刻された琥珀製の珠類ではないかと推測するが、對應する器物は墓から出土していない。

「蝦蟇」は「蝦蟆」に同じで、蟾蜍の意。『後漢書』靈帝紀・中平三年に「復修玉堂殿、鑄銅人四、黃鍾四、及天祿・蝦蟆、又鑄四出文錢」とあり、李賢注に「時使掖廷令畢風鑄銅人、列於倉龍・玄武闕外、鍾懸於玉堂及雲臺殿前、天祿・蝦蟆吐水於平門外」とあって、吉祥の像として宮廷に置かれた。あるいは石牌の「畫蝦蟇」は月象をあらわした圖像・彫刻の可能性もある。

201 白晝陽遂一

(M一・二二二、李零七一、流眇釋一五〇、流眇圖四四)



白畫の陽遂（陽燧）が一つ。

「陽遂」「陽燧」は、王充『論衡』率性篇に「陽遂取火於天、五月丙午日中之時、消鍊五石、鑄以爲器、磨礪生光、仰以嚮日、即日來至、此真取火之道也」といい、同・亂龍篇に「陽燧取火於天、五月丙午日中之時、消鍊五石、鑄以爲器、乃能得火」というように、採火用の鏡であり、一種の凹面鏡である。

「白畫」は彩色のない墨線のみを繪畫をいう。『説文』辛部に「業、大版也。所以飾縣鐘鼓、捷業如鋸齒、以白畫之、象其鉏鋸相承也」とあり、「業」すなわち鐘鼓を懸ける杓を飾る大板には、白地に墨線で鋸齒紋が描かれ、齟齬して相承けるさまをかたどったという。つまり「白畫陽遂」とは、白地に鋸齒紋などの紋様を描いた陽燧鏡（凹面鏡）を指した可能性がある。

ただし、西朱村一號墓出土石碑の「白畫騎羊兒一」が小兒騎羊形の琥珀製裝飾品に對應することから、「陽遂」もまた白畫であらわされたモチーフであった可能性も否定できない。高句麗の德興里古墳の前室東側頂部壁畫には「陽燧之鳥、履火而行」の傍題をもつ靈鳥の圖があり〔朝鮮遺蹟遺物圖鑑編纂委員會一九九〇〕、こうした靈鳥の類を白畫であらわしたのもかもしれない。

## 九、娛樂

### 202 墨漆畫圍棊具

一具、棊・丹縑衣・

箱・柙自副

（M一・二〇〇、李零一一九、流眇釋二二三、流眇圖一九三三）

黒漆を塗って紋様を描いた圍棊の道具一組で、碁石と赤いかとり

ぎぬの包み、箱・柙がともなう。圍棊は圍碁であり、碁盤（碁盤）に白黒の棊（碁石）をならべて對局するものである。

圍棊具を集成検討した孫勳・王繼紅（二〇一七）によれば、漢代の出土例では前漢景帝陽陵南門址出土の方博圍碁盤があるく、同じく前漢の咸陽六號墓の鐵足石碁盤、後漢の河北望都一號墓の石碁盤などが知られる。近年では、江西省南昌の前漢海昏侯劉賀墓から木胎の漆碁盤が出土している〔江西省文物考古研究院ほか二〇一八〕。

碁子（碁石）の實例として、安徽省亳縣元寶坑一號後漢墓（曹操宗族墓）から出土したトルコ石製の碁石二二個があり〔安徽省亳縣博物館一九七八〕、山東省鄒城の西晉劉寶墓（三〇一年葬）では黒一四五個、白一六五個、計三二〇個の碁石が出土している〔山東鄒城市文物局二〇〇五〕。後者の數量は、曹魏の邯鄲淳『藝經』（『文選』卷五二・韋昭『博奕論』李善注所引）に「碁局縱橫各十七道、合二百八十九道、白黒碁子各一百五十枚」というのとおよそ對應する。

### 203 墨漆畫棊蒲牀一、

五木・籌・丹縑衣・

箱・柙自副

（M一・七、流眇釋二二三、流眇圖二〇〇）

黒漆を塗って紋様を描いた棊蒲牀すなわち棊蒲盤が一點で、それに五木（サイコロ）・籌（算木）・丹縑衣・箱・柙がともなう。

流眇が指摘するとおり、「棊」は「檮」に通じ、「棊蒲」は「檮蒲」のこと。「檮蒲牀」は檮蒲の盤をいう。盤の足のあるものを「牀」、足のないものを「柙」と稱した。また石碑の二行目第三字「籌」には手偏「扌」がつく。

「檮蒲」については張華『博物志』（太平御覽）方術部に「老子

入西戎造枹蒲、枹蒲、五木也、或云胡人亦爲枹蒲卜、後傳樓陰善其功」とあり、西域から伝えられたものとしている。「枹蒲、五木也」というように「枹蒲」は「五木」とも呼ばれ、またそれに用いる道具を「五木」と稱した。後漢の馬融「枹蒲賦」〔藝文類聚〕巧藝部に「昔玄通先生游於京都、道德既備、好此枹蒲」とあり、『三國志』魏書・張既傳の裴松之注に引く「魏略」に「(游) 楚不學問、而性好遊邀音樂……所在枹蒲・投壺、歡欣自娛、晉の葛洪『抱朴子』外篇・百里に「或有圍棊・枹蒲而廢政務者矣、或有田獵游飲而忘庶事者矣」とあるように、後漢から魏晉の時代には大いに流行していた。

後漢の馬融「枹蒲賦」には「馬則玄犀象牙、是礎是髀、杯爲上將、木爲軍副、齒爲號令、馬爲翼距……排五木、散九齒、勒良馬、取道里」とあり、「五木」を投じて得られる九つの目(九齒)の出力にしたがって、「馬(コマ)」を進める遊戯であるから、「五木」はサイコロに相當する(林一九七六・三八〇～三八一頁)。黒い犀角と象牙を磨いてつくられたという「馬」や、上將とされる「杯」は、本石牌の枹蒲牀にはともなっていない。

「籌」は『玉篇』竹部に「籌、筭也」とあり、徐鍇『說文繫傳』竹部に「籌、人以之算數也」とあり、算木のことをいう。馬融「枹蒲賦」には「籌爲策動、矢法卒數」と記されている。曹操高陵出土石牌M二二二八九に「枹蒲牀」があり、材質は明らかでないものの、本石牌と同種の器物である。

204 象牙錐畫枹

蒲牀一、五木・籌・  
丹練囊・枹自副

(M一四一五、李零一一七、流昞釋二三四、流昞圖一九七)  
象牙に錐で紋様を刻んだ枹蒲牀(盤)で、それに五木(サイコロ)・籌(算木)・丹練囊・枹がともなう。

三國時代において、曹魏の領域に象は生息せず(文一九九五)、中國南方の象牙と考えられる。『三國志』吳書・吳主傳二・建安二十五年の裴松之注に「江表傳曰、是歲魏文帝遣使求雀頭香・大貝・明珠・象牙・犀角・瑇瑁・孔雀・翡翠・鬪鴨・長鳴雞。……權曰……彼所求者、於我瓦石耳、孤何惜焉。……皆具以與之」と文帝曹丕が孫權に象牙・犀角などを要求し、孫權が承諾したことを傳えている。

205 象牙錐畫彈棊

枹一具、棊・擣・丹  
練衣・箱・枹自副

(M一五二二、李零一一八、流昞釋二三五、流昞圖二〇三)  
象牙に錐で紋様を刻んだ彈棊枹(盤)が一組、それに棊(コマ)・擣(籌)・丹練衣(包み)・箱・枹がともなう。二行目第五字、他の石牌では手偏に「籌」字に作るのを本石牌は「擣」に作る。

「彈棊」は『後漢書』梁冀傳・李賢注に引く邯鄲淳『藝經』に「彈棊、兩人對局、白黑棊各六枚、先列棊相當、更先彈也。其局以石爲之」とあり、二人がそれぞれ白黒の棊各六枚を盤上にならべて對局し、互いにそれを弾いてあてる遊戯である(林一九七六・三八二頁)。「世說新語」巧藝には「彈棊始自魏宮內用妝奩戲。文帝於此戲特妙、用手巾角拂之、無不中。有客自云能、帝使爲之、客著葛巾角、低頭拂棊、妙踰於帝」とあり、曹魏の宮廷において流行したことを傳えているのは、本石牌と關係して興味深い。さらに、『藝文類聚』巧藝部に魏文帝「彈棊賦」が収録されているほか、文帝曹丕の作と

傳えられる「豔歌何嘗行」〔宋書〕樂志三および『樂府詩集』卷三九に「但當在王侯殿上、快獨擣蒲六博、對坐彈碁」とある。  
 「枰」は『玉篇』木部に「枰、博局也」とあるように、彈碁の盤をいう。『說文』木部に「枰、平也」といい、『方言』卷五に「所以投博謂之枰、或謂之廣平」というように、足のない平らな盤を「枰」と呼んだ。

## 206 墨漆畫博具

一具、碁・籌・丹

縑衣・箱・柙自副

(M一・四七九、李零一一六、流昞釋三三六、流昞圖一九二)

黒漆を塗って紋様を描いた六博の道具であり、それに碁(コマ)・籌(算木)・丹縑衣(包み)・箱・柙がともなう。

李零・流昞が指摘するとおり「博具」は「六博」の道具である。六博は「簿」ともいい、『說文』竹部に「簿、局戲也、六箸十二碁也」とあるように、博局と呼ばれる盤を用いて、雙方がそれぞれ六個の「碁」(コマ)を手もとに置き、「箸」と呼ばれる六本の棒を投げて出た目にしたがってコマを動かす遊戯である。出土例にもとづけば、その博局は正方形の盤の四隅にV字、四邊中央に逆L字をあらわし、また中央の小正方形の四邊にT字を配している。具體的なコマの動かし方は不明なところが多いものの、北齊の顔之推『顏氏家訓』雜議には「古爲大博則六箸、小博則二箸、今無曉者、比世所行、一箸十二碁」と記されている。

博具の組みあわせについては、江陵鳳凰山八號漢墓出土の遺冊に「博・箸・碁(箸)・柙(局)・博席一具、博囊一」(金一九七六)の記載がある。また、同じく前漢の馬王堆三號墓(湖南省博物館ほか二〇

〇四)からは博具のセットが出土し、正方形の盒のなかに象牙の大碁子一二枚と象牙の小碁子一八枚、象牙質の細い棒状の籌・箸が四二本(長いもの二二本、短いもの三〇本)、そのほかに小刀が収納されていた。十八面のサイコロだけは別の場所から出土している。三號墓出土の遺策に記載された品目のうち、簡三一五「博一具」が博具のセット、簡三一六「博局二」が盒内の六博の盤、簡三二七「象其(碁)十二」が象牙大碁子一二枚、簡三二八「象直食其(碁)廿」が象牙小碁子一八枚、簡三一九「象筭卅枚」は象牙質の筭(短いもの三〇本、にそれぞれ相當する。ほかに簡三二〇「象□(四字不詳)」があり、「象」が象牙を意味するとすれば、木製のサイコロではなく、象牙質の長い棒状の籌十二本がそれにあたるだろう。これらのうち、「六博」に用いられるのは「博局」と「象其(碁)十二」、そして象牙質の長い棒状の籌十二本(サイコロとして用いる)であり、ほかのものは別の遊戯に用いた可能性がある。

## 207 □□錐畫博

一具、碁・籌・

柙自副

(M一・四四〇、流昞釋三三七、流昞圖一六五)

石牌は右上を缺損するものの、李零・流昞とも一行目第一・第二字を「象牙」と復元する。すなわち、象牙に錐で線刻紋様を施した六博の道具が一組で、碁(コマ)・籌(算木)・柙がともなう。

ただし、一本の象牙から博局を製作することは困難であり、複数の象牙を組みあわせて、あるいは象牙を嵌め込んで製作したものがろう。馬王堆三號墓の博具・博局は漆器であり、碁・籌などが象牙製であった(湖南省博物館ほか二〇〇四・一六二～一六六頁)。

208 丹練表・青練

裏計旃一具、

骨筭・囊自副

(M一・二八五、李零二二〇、流眇釋三三九、流眇圖一七九)

赤色のかとりぎぬの表地と、青色のかとりぎぬの裏地をあわせた計旃一枚で、骨筭とそれらを收納する囊をともなう。

李零・流眇とも、計旃とは算籌を置く毛氈であり、骨筭は骨製の算籌だとする。

「計」は『説文』言部に「計、會也、筭也」とあるように、数えること。「旃」は『釋名』釋牀帳に「氈、旃也、毛相著旃旃然也」とあるように、「氈」に通じ、毛織物・フェルトをいう。『韓詩外傳』卷五の傳に「天子居廣厦之下、帷帳之內、旃茵之上」とあり、また『漢書』王吉傳「廣厦之下、細旃之上」の顏師古注には「廣厦、大屋也。旃與氈同」とある。「計旃」は史書に用例がないものの、李零・流眇のいうとおり籌をならべて数えるための毛氈であろう。

「筭」は計數に用いる算木のこと。『説文』竹部に「筭、長六寸、計歷數者」とあり、段玉裁注は『漢書』律曆志の「筭法用竹、徑一分、長六寸、二百七十一枚而成六觚、爲一握」を引いて「此謂算籌、與算數字各用」と説明している。「骨筭」は、骨製の算木をいう。

209 骨直一具、青地

芝草錦褰自副

(M一・九二、李零一三五、流眇釋二四一、流眇圖一五一)

骨直が一具で、青地に芝草紋様をあらわした錦の褰をともなう。

「骨直」について、李零は「骨殖」と推測し、古文獻においてはしばしば骨殖が人の屍骨を指すと述べている。

それに對し、流眇は「直」を「擲」と解釋する。そして「擲」は「投」の意であるから、「骨直(擲)」とは、動物骨で製作した博戯用具、つまり「骰」であろうと推測する。

しかし、「直」を「擲」とする例は、流眇が引く敦煌變文を除けば用例がなく、また文獻史料中にみる「骨擲」の用例はおおむね遺骨を捨てる意味であるから、「骨直」を「骨擲」と讀み、それを「骰」と解釋することができるかどうかは、なお検討を要する。

ただし、馬王堆三號漢墓出土遺策(簡三二八)に「象直食其(棋)廿」があり、博具中の象牙小碁子に對應する(湖南省博物館ほか二〇〇四)。「食」は『廣韻』卷五に「食、戲名、博屬」とあるから、「直」「直食」も博戯に關係する語であつた可能性がある。

210 高八寸金投壺、

壺一枚・籌・丹

練囊・柙自副

(M一・一五五、李零二二一、流眇釋二四〇、流眇圖一八九)

高さ八寸の金の投壺である。壺が一つと籌(矢)、それらを收納する赤いかとりぎぬの囊と柙をともなう。

「投壺」が矢を壺に投げ入れる遊戯の名であり、また矢を投げ入れるための壺を指したことについては異論がない。

「籌」について李零は考證せず、流眇は「計數に用いる算籌」とする。しかし、『禮記』投壺「籌、室中五扶、堂上七扶、庭中九扶」の鄭玄注に「籌、矢也」とあるように、投壺の矢と解釋するのが正しい。『説文』竹部も「籌、壺矢也」とする。『禮記』投壺という「籌、室中五扶、堂上七扶、庭中九扶」の「扶」は指四本の幅であり、室内・堂上・庭中で投壺をおこなうにあたり長さの異なる矢を

用いたことをいう。『禮記』にはさらに「筭、長尺二寸」とあり、こちらが計數に用いる一尺二寸の算木である。さらに「壺、頸脩七寸、腹脩五寸、口径二寸半、容斗五升。壺中實小豆焉。爲其矢之躍而出也。壺去席二矢半」とあり、その壺は頸部高七寸、腹部高五寸、總高一尺二寸で、なかに小豆をいれて矢が飛び出ないようにした。

一方、『西京雜記』卷五には「武帝時郭舍人善投壺、以竹爲矢、不用棘也。古之投壺、取中而不求還、故實小豆、惡其矢躍而出也。郭舍人則激矢令還、一矢百餘反、謂之爲驍」とあり、前漢武帝のころにはあえて投げた矢が跳ね返ってくるようにし、それをまた繰り返し投げるといふ投壺の名手がいたらしい。

湖南省永州市の前漢劉彊墓からは銅投壺と竹矢五本が出土し、孫機（一九九二・一〇一三）はその大きさが『禮記』投壺の記載にちかいことを指摘している。石牌に記載された金投壺は高さ八寸で『禮記』投壺の記載よりひとまわり小さく、壺と矢（筭）がセットになっている。算木（筭）を含まないのは、漢代にはじまる投壺の新しい遊び方をふまえたものといえるかもしれない。

## 211 金戲弄具廿

（M一・一七、李零二二、流昞釋二四二、流昞圖四七）

金製の戲弄具（ミニチュアの玩具）が二十點。

「戲弄具」について、李零は「弄」の銘をもつ商周の青銅器が往々にしてミニチュア品であることを指摘している。

一方、流昞は「戲弄具」とは、各種の博戲・玩弄の具を指すと述べている。『後漢書』王符傳に引く『潜夫論』浮侈篇に「或作泥車・瓦狗諸戲弄之具、以巧詐小兒」とあり、その「戲弄之具」が石槨の「戲弄具」にあたるかと推定している。

## 212 銀鳩車一

（M一・四五、李零二三、流昞釋二七〇、流昞圖三七）

銀製の鳩車が一つ。

李零は、「鳩車」が五歳以下の子どもの玩具であること、兩輪・三輪・四輪の鳩車の出土例があること、漢代畫像石の「孔子見老子圖」では、項囊が鳩車を牽くことを指摘している。

「鳩車」が子どもの玩具であることについては王子今（二〇一六）らの研究がある。杜夷『幽求子』（『文選』卷四六・王融「三月三日曲水詩序一首」李善注所引）には「年五歲聞有鳩車之樂、七歲有竹馬之歡」とある。

北宋の『宣和博古圖』卷二七には「漢鳩車」と「六朝鳩車」があり、前者は「高二寸二分、長三寸二分、闊一寸七分、輪徑各二寸二分、重一十兩、無銘」で、後者は「高一寸八分、長三寸二分、闊一寸二分、輪徑各一寸三分、重三兩、無銘」と記され、「右二器狀鳩形置兩輪間、輪行則鳩從之。前一器漢物也、其禽背負一子、有鈕置之前以貫繩、蓋繫維之所也。後一器六朝物也、其禽前後負二子、亦有鈕以貫繩焉、尾際又有小輪以助之、蓋制度略相似、但增損不同耳」と解説している。

出土遺物では、一九五五年に洛陽澗西區小型漢墓から出土した後漢代の銅製鳩車（四一號墓）と陶製鳩車（四五號墓）がふるくから知られている（河南省文化局文物工作隊一九五九）。前者を出土した四一號墓は埴棺洞室墓で墓室長一・五m、後者を出土した四五號墓は埴棺堅穴墓で墓室長一・四mと小さく、報告はこれらの被葬者を兒童と推定している。



十、動植物

(一) 植物

213 松樹二

(M一・九、李零一三三、流昞釋二七四、流昞圖一八)  
松の木が二本。

「松」はマツ科植物の總稱。針狀の葉をもつ常緑高木。漢代には墓に植える樹木として「松柏」の組みあわせが定着している。後漢の王符『潜夫論』浮修篇に「今京師貴戚、郡縣豪家、生不極養、死乃崇喪。或至刻金鏤玉、橋梓梗柁……多埋珍寶偶人車馬、造起大冢、廣種松柏、廬舍祠堂」とある。

214 檜柏樹一

(M一・一五三、李零一三四、流昞釋二七三、流昞圖三八)  
檜柏(刺柏)の木が一本。

李零・流昞とも「檜柏」は「刺柏」すなわちタイワンビャクシンとし、李零は二松一柏の三樹をあわせて、葬儀に用いた可能性があると指摘する。

「檜」は『玉篇』木部に「檜、子狄切、檜木別名」というように「檜」の別名で、かわやなぎ、すなわち御柳(ギョリュウ科の落葉小高木)を指す。「檜柳」とも呼ばれた。一方、「檜柏」は『水經注』江水三に「絶巘多生檜栢、懸泉瀑布、飛漱其間」とあり、ギョリュウと同じとする説もあるものの、岩山に多いという表現からやはりビャクシン(刺柏)の類としたほうが理解しやすい。

215 榆樹☐

(M一・二六三、流昞釋二七五、流昞圖三三九一)

榆の木である。石牌下半を缺失するため、數量は不明。

「榆」はニレ科植物の總稱。落葉または半常緑の高木である。

216 安石榴樹二

(M一・五四五、流昞釋二七六、流昞圖四六)

石榴(ザクロ)の木が二本。

「安石榴」は「安石榴」「石榴」であり、ザクロのこと。晉の張華『博物志』卷六に「張騫使西域還、得大蒜・安石榴・胡桃・蒲桃」とあり、前漢代に西域から傳來したという。『西京雜記』卷一には「初修上林苑、羣臣遠方各獻名果異樹」とあり、そのなかに「安石榴十株」が数えられている。また、潘嶽『閑居賦』(『文選』卷十六)に詠まれた西晉洛陽の情景には「石榴蒲陶之珍、磊落蔓衍乎其側」とある。『鄴中記』には「石虎苑中有安石榴、子大如椀蓋、其味不酸」、『宋書』張暢傳に「拓跋燾復求甘蔗・安石榴、(張)暢曰、石榴出自鄴下、亦當非彼所乏」とい、魏晉のころには洛陽や鄴のあたりでもザクロが栽培されていたようである。

(二) 海産物

217 海貝四枚、丹

繡衣・箱☐

(M一・三四五、李零一二四、流昞釋二四六、流昞圖二二八)

海貝が四枚、それらに赤いかとりぎぬの包みと箱がともなう。

流昞は「海」について、海より外のことを指すものとし、外國から傳わったものだとする。ただし、この場合は海に生息する貝類と

するのが妥當である。

なお、洛陽市文物考古研究院〔二〇一七〕は西朱村一號墓から實際に少量の動物骨と貝類が出土したことを報告している。また山東省臨沂の洗硯池晉墓〔山東省文物考古研究所ほか二〇一六〕でも一號墓から貝類二〇點あまりの出土が確認されている。

218 海錢四枚、丹衣・

箱

〔M一・四五一、李零一二五、流眇釋二四七、流眇圖一一七〕

海錢が四枚で、それに赤い包みと箱をとまなう。

李零・流眇とも「海錢」は貨貝（タカラガイ）のこととする。

『説文』貝部に「貝、海介蟲也。……古者貨貝而寶龜、周而有泉、至秦廢貝行錢」とある。タカラガイは殷墟婦好墓や三星堆祭祀坑などから大量に出土したことが知られるが、それらが貨幣的價值を有していたかどうかは議論があり、タカラガイを古代貨幣の起源とする發想は貨幣經濟が發達していく戦國から漢代に成立したとする見方もある〔柿沼二〇一一〕。

219 海箕二枚、丹

縑衣・箱自副

〔M一・二八四、李零一二六、流眇釋二五〇、流眇圖二二九〕

海箕が二枚で、それに赤いかとりぎぬの包みと箱をとまなう。

李零・流眇とも「海箕」は、箕に似た形状の貝と推測する。

220 海釜四枚、

縑

〔M一・一九九、李零一二七、流眇釋二五二、流眇圖一一六〕

海釜が四枚で、それに赤いかとりぎぬの包みをとまなう。

李零・流眇とも「海釜」は釜に似た形状の貝と推測する。

221 海終雷二枚、丹

縑衣・箱自副

〔M一・四六、李零一二八、流眇釋二五三、流眇圖一三九〕

海終雷が二枚、赤いかとりぎぬの包みと箱をとまなう。

李零・流眇とも「海終雷」の意味するところは不詳とする。

222 海鋪首一枚、丹

縑衣・箱自副

〔M一・二六四、李零二二九、流眇釋二五二、流眇圖一四二〕

海鋪首が一枚、赤いかとりぎぬの包みと箱をとまなう。

「海鋪首」について、李零は獸面に似た貝、流眇は銅鋪首に似た貝を指すものと推測する。

223 海増秩四枚、丹

縑

〔M一・六三三、李零一三〇、流眇釋二五四、流眇圖一四〇〕

海増秩が四枚、赤いかとりぎぬの包みと箱をとまなう。

李零・流眇とも「海増秩」の意味するところは不詳とする。

224 海牛齊四枚、丹

縑衣・箱自副

(M一・二二三三、李零二三二、流昞釋二五五、流昞圖二三八)

海牛の臍(に似た貝)が四枚、それに赤いかとりぎぬの包みと箱をともしなう。

李零・流昞とも「海牛齊」は「海牛臍」であり、カイギユウ、すなわちジュゴンの臍に似た形状の貝と推測する。

元の『齊乘』卷一に「白鹿山、文登北四十里……北海中有海牛島。郡國志云、海牛無角、長丈餘、紫色、足似龜、尾若鮎魚、性捷疾、見人則飛赴水、皮堪弓韃、脂可燃燈」と記され、また明の李時珍『本草綱目』卷五十一上・犛牛・附録に「海牛、齊地志云、出登州海島中、形似牛、鬣脚鮎毛、其皮甚軟、可供百用、脂可燃燈」とあり、山東半島沖にもこの種の海獸が生息していた。

225 海大斑螺四枚、

丹縑衣

(M一・二六九、李零二三二、流昞釋二四九、流昞圖一五三)

海産の巻貝である大斑螺が四枚、それに赤いかとりぎぬの包みと箱をともしなう。

李零・流昞とも「海大斑螺」とは、オウムガイのことと推測する。海螺(ホラガイ)は海中に産する巻貝で、殻は酒杯・樂器・裝飾品などに加工された。晉の葛洪『抱朴子』外篇・酒誡に「夫琉璃・海螺之器竝用、滿酌罰餘之令遂急」とある。

参考文献(日文) 五十音順

市元皇 二〇一九 「曹魏の鮮卑頭と郭落帶」『古代文化』第七〇卷第四號

岡村秀典 二〇二一 『東アジア古代の車社會史』臨川書店

柿沼陽平 二〇一一 『中國古代貨幣經濟史研究』汲古書院

湖南省博物館・中國科學院考古研究所編(關野雄ほか譯) 一九七六 『長沙馬王堆一號漢墓』平凡社

小林聰 二〇一〇 「朝服」制度の行方——曹魏～五胡東晉時代における出土文物を中心として——『埼玉大學紀要(教育學部)』第五九卷 第一號

小南一郎 一九七四 「西王母と七夕傳承」『東方學報』京都第四六冊

三國時代の出土文字資料班 二〇〇五 『魏晉石刻資料選注』京都大學人文科學研究所

田中靜一・小島麗逸・太田泰弘編 一九九七 『齊民要術——現存する最古の料理書』雄山閣出版

趙海洲(岡村秀典監譯、石谷愼・菊地大樹譯) 二〇一四 『中國古代車馬の考古學的研究』科學出版社東京

朝鮮古蹟研究會編 一九三四 『樂浪彩篋塚』古蹟調査報告第一、便利堂

中村喬 一九九一 『北山酒經』の造酒法について——北宋時代浙江の造酒法——『東洋史研究』第五〇卷第三號

中村喬 一九九五 『中國の食譜』平凡社東洋文庫

林巳奈夫 一九七二 『中國殷周時代の武器』京都大學人文科學研究所

林巳奈夫 一九七五 『漢代の飲食』『東方學報』京都第四八冊

林巳奈夫編 一九七六 『漢代の文物』京都大學人文科學研究所

林巳奈夫(岡村秀典編) 二〇一八 『中國古代車馬研究』臨川書店

原田淑人 一九三七 『漢六朝の服飾』東洋文庫

町田章 一九七〇 『古代帶金具考』『考古學雜誌』第五六卷第一號

町田章 一九七四 『漢代紀年銘漆器聚成』榎本杜人編『樂浪漢墓』第一冊、樂浪漢墓刊行會

- 參考文獻(中文) 拼音順
- 安徽省亳縣博物館 一九七八「亳縣曹操宗族墓葬」《文物》第八期
- 曹錦炎 二〇二一「石榻銘文分類注釋」中國美術學院漢字文化研究所·洛陽市文物考古研究院編《流眄洛川——洛陽曹魏大墓出土石榻》上海書畫出版社
- 定縣博物館 一九七三「河北定縣四三號漢墓發掘簡報」《文物》第一期
- 范常喜 二〇二〇 a 「海昏侯劉賀墓出土漆書、丹史、醜布」考」《語言科學》第一九卷第三期
- 范常喜 二〇二〇 b 「洛陽西朱村曹魏墓出土石碑銘文零札」《出土文獻綜合研究集刊》第一輯
- 范常喜 二〇二一 a 「洛陽西朱村曹魏墓石碑、肉兜、餅咸籠」考」《中國農史》第二期
- 范常喜 二〇二一 b 「鷄壁新證」《文學遺產》第四期
- 甘肅省博物館 一九七二「武威磨咀子三座漢墓發掘簡報」《文物》第二期
- 甘肅省文物考古研究所 一九九一「敦煌馬圈灣漢代烽燧遺址發掘報告」《敦煌漢簡》中華書局
- 廣州市文物管理委員會·中國社會科學院考古研究所·廣東省博物館 一九九一「西漢南越王墓」文物出版社
- 郭曉蘭 二〇一九「魏晉南北朝時期「榻」考論」《南方文物》第一期
- 國家計量總局·中國歷史博物館·故宮博物院 一九八四「中國古代度量衡圖集」文物出版社
- 河南省文化局文物工作隊 一九五九「一九五五年洛陽澗西區小型漢墓發掘報告」《考古學報》第二期
- 河南省文物考古研究院編著 二〇一六「曹操高陵」中國社會科學出版社
- 湖北省文物管理委員會 一九五九「武昌蓮溪寺東吳墓清理簡報」《考古》第四期
- 湖南省博物館·中國科學院考古研究所編 一九七三「長沙馬王堆一號漢墓」文物出版社
- 湖南省博物館·湖南省文物考古研究所編 二〇〇四「長沙馬王堆二、三號漢墓」文物出版社
- 黃河水庫考古工作隊 一九六五「河南陝縣劉家渠漢墓」《考古學報》第一期
- 霍宏偉 二〇一九「洛陽西朱村曹魏墓石碑銘文中的鏡鑑考」《博物院》第五期
- 江西省文物考古研究院·北京師範大學 二〇一八「江西南昌西漢海昏侯劉賀墓出土漆木器」《文物》第一期
- 金立 一九七六「江陵鳳凰山八號漢墓竹簡試釋」《文物》第六期
- 雷海龍 二〇一九「西朱村曹魏墓M一石榻文字補說」《武漢大學簡帛網》二〇一九年一月二三日 <http://m.bsm.org.cn/?qf/8173.html> (二〇二二年五月十五日最終閱覽)
- 李零 二〇一九「洛陽曹魏大墓出土石碑銘文分類考釋」《博物院》第五期
- 遼寧省博物館 二〇一五「北燕馮素弗墓」文物出版社
- 劉連香 二〇一九「洛陽西朱村曹魏大墓墓主探討」《博物院》第五期
- 劉世儒 一九六五「魏晉南北朝量詞研究」中華書局
- 劉玉新 一九九九「山東省東阿縣曹植墓的發掘」《華夏考古》第一期
- 羅福頤 一九五六「內蒙古自治區托克托縣新發現的漢墓壁畫」《文物參考資料》第九期
- 洛陽市文物管理局·洛陽古代藝術博物館編 二〇一〇「洛陽古代墓葬壁畫」中州古籍出版社
- 洛陽市文物考古研究院 二〇一七「河南洛陽市西朱村曹魏墓葬」《考古》第七期
- 苗薈萃·趙豐 二〇二一「漢代銘文錦圖文研究」《絲綢》第五八卷第一〇期
- 南昌漢代海昏侯國遺址博物館 二〇二〇「金色海昏——漢代海昏侯國歷史與文化展」文物出版社
- 南京博物院 一九八一「江蘇邗江甘泉二號漢墓」《文物》第一期
- 南京大學歷史系考古學專業·湖北省文物考古研究所·鄂州市博物館 二〇〇七

『鄂城六朝墓』科學出版社

南京市博物館 二〇〇一「江蘇南京仙鶴觀東晉墓」《文物》第三期

歐佳·王化平 二〇二〇「洛陽西朱村曹魏墓M一出土金釵蔽髻、石榻所

記禮服首飾」《服裝學報》五一四

秦始皇兵马俑博物館·陝西省考古研究所 一九九八「秦始皇陵銅車馬發掘

報告」文物出版社

青島市文物保護考古研究所·黃島區博物館 二〇一九「山東青島土山屯墓

群四號封土與墓葬的發掘」《考古學報》第三期

山東省菏澤地區漢墓發掘小組 一九八三「巨野紅土山西漢墓」《考古學報》

第四期

山東省文物考古研究所·臨沂市文化廣播新聞出版社 二〇一六「臨沂洗硯

池晉墓」文物出版社

山東省沂南漢墓博物館編 二〇〇一「山東沂南漢墓畫像石」齊魯書社

山東鄒城市文物局 二〇〇五「山東鄒城西晉劉寶墓」《文物》第一期

陝西省考古研究院 二〇二二「陝西咸陽成任墓地東漢家族墓發掘簡報」《考

古與文物》第一期

時軍軍 二〇二〇「從出土石牌銘文、朱綬、看西朱村曹魏大墓等級」《中國

國家博物館館刊》第五期

孫機 一九九一「漢代物質文化資料圖說」文物出版社

孫機 一九九三「中國古輿服論叢」文物出版社

孫機 一九九四「先秦、漢、晉腰帶用金銀帶扣」《文物》第一期

孫劭·王繼紅 二〇一七「中國圍棋文物的考古發現和初步研究」《北京文博

文叢》第二輯

王咸秋 二〇二一「洛陽西朱村曹魏一號墓墓主考」《華夏考古》第三期

王咸秋 二〇二二「洛陽西朱村曹魏墓石榻的發現與分類研究」《中國書法

》第三期

王正書 一九九九「上博玉雕精品鮮卑頭銘文補釋」《文物》第四期

王子今 二〇一六「鳩車」《秦漢名物叢考》東方出版社

章正 二〇一一「六朝墓葬的考古學研究」北京大學出版社

文煥然(文榕生選編整理) 一九九五「再探歷史時期中國野象的變遷」《中國

歷史時期植物與動物變遷研究》重慶出版社

西安市文物保護考古所 二〇〇八「西安南郊潘家莊一六九號東漢墓發掘簡

報」《文物》第六期

夏鼐 一九六三「新疆新發現的古代絲織品——綺、錦和刺繡」《考古學報》

第一期

邢義田 二〇一九「漢畫、漢簡、傳世文獻互證舉隅」《今塵集——秦漢時

代的簡牘、畫像與文化流播》中西書局

許建強·邱雪峰 二〇一四「安徽壽縣壽春鎮計生服務站東漢墓遺物及相關

問題」《東南文化》第三期

徐萃芳 一九六三「唐宋墓葬中的『明器神煞』與『墓儀』制度——讀《大

漢原陵祕葬經》札記」《考古》第二期

徐正考·徐東雪 二〇一八「曹操高陵出土石牌『玄三早緋』、動二絳緋』補

釋」《史學集刊》第二期

偃師商城博物館 一九九二「河南偃師寇店發現東漢銅器窖藏」《考古》第九

期

葉潤清 二〇一六「安徽當塗天子墳東吳墓」《大眾考古》第七期

余扶危·賀官保 一九七三「洛陽東關東漢殉人墓」《文物》第二期

于志勇 二〇〇三「樓蘭——尼雅地區出土漢晉文字織綿初探」《中國歷史

文物》第六期

張尉 二〇〇九「白玉袞帶鮮卑頭製作年代辨正」《中國古代玉器》上海人民

出版社

趙超 二〇一九「洛陽西朱村曹魏大墓出土石牌定名與墓主身份補證」《博物

院》第五期

浙江省文物考古研究所·安吉縣博物館 二〇〇七「浙江安吉五福楚墓」《文

物》第七期

鐘志成 一九七五「江陵鳳凰山一六八號漢墓出土一套文書工具」《文物》第



九期

中國科學院考古研究所 一九五九 『洛陽燒溝漢墓』 科學出版社  
 中國美術學院漢字文化研究所・洛陽市文物考古研究院編 二〇二二 『流眄

洛川——洛陽曹魏大墓出土石槨』 上海書畫出版社

周方・李軍 二〇二二 『三國東吳天子墳の佛像考察及其意義』 『陝西師範

大學學報（哲學社會科學版）二〇二二年一月四日網絡首發論文

參考文獻（韓文）

朝鮮遺蹟遺物圖鑑編纂委員會 一九九〇 『朝鮮遺蹟遺物圖鑑（五）』 高句麗

篇（三）

【附錄】洛陽西朱村曹魏墓出土石碑銘一覽

凡例・本文番號 銘文（遺物番號 流眄釋・圖番號） 概要

本文にない石碑は、冒頭の番號を「―」とした。

一、服飾

(一) 衣服

- 1 白緋練袴／襪一領 (M 1 : 454 流 6・80) 筒袖の長い着物
- 2 白緋練袴／衫二□ (M 1 : 187 流 7・78) 筒袖の衫衣
- 3 白緋練複衫一 (M 1 : 450 流 8・62) あわせの着物
- 4 白緋練大／袖襪一領 (M 1 : 457 流 9・94) 大袖の着物
- 5 白緋練大／袖襪一領 (M 1 : 458 流 10・95) 大袖の着物
- 6 白緋練兩當一 (M 1 : 85 流 14・63) うちかけ
- 7 白緋練袴一 (M 1 : 445 流 15・45) 袴
- 白緋練□□ (M 1 : 550 流 16・19)
- 白緋□／□ (M 1 : 48 流 17・231・1)

8 白紵袴一領 (M 1 : 52 流 11・42) 筒袖のひとつえの着物

9 白扁絹・阜領袖／縁・中單衣一領 (M 1 : 384 流 12・148) ひとつえの内衣

10 白扁絹・阜□／縁・中單衣□ (M 1 : 5 流 13・149) ひとつえの内衣

11 袷袍以下／凡衣九襲 (M 1 : 103 流 18・99) 袷袍以下の着物

(二) 綬帶

12 朱綬文綬囊一、八／十首朱綬、九采衰／帶、金鮮卑頭自副 (M 1 : 366 流 4・209) 朱綬の囊、朱綬、衰帶と帶金具

13 □百廿首朱綬一／具、九采衰帶、金／鮮卑頭・瑠璃自副 (M 1 : 135 流 5・202) 朱綬、衰帶と帶金具

(三) 履物

14 六寸絳韋宛／下一量縣著 (M 1 : 268 流 19・125) 革のくつ

(四) 冠・頭飾

15 武冠一 (M 1 : 488 流 1・16) 武冠

16 平上黑幘一 (M 1 : 205 流 3・40) 平上幘

17 黑介幘一 (M 1 : 141 流 2・33) 介幘

18 翡翠・金・白珠／校小形多股蟬／一具、柶自副 (M 1 : 57 流 25・190) 小型の蟬形裝飾

19 翡翠・白珠／金校蟬二 (M 1 : 478 流 26・101) 蟬形裝飾

20 □窠小形蟬／□柶自副 (M 1 : 109 流 27・263・1) 小型の蟬形裝飾

21 翡翠・金縷・白珠／校百子千孫珮／勝一、柶自副 (M 1 : 255 流 28・198) 勝形佩飾

22 連璧柏勝一具 (M 1 : 461 流 29・67) 連璧裝飾の勝形髮飾

23 翡翠・金・白／珠校篋六 (M 1 : 308 流 30・102) 髮飾

24 八分翡翠・金・白／珠校篋二 (M 1 : 446 流 31・123) 髮飾

- 25 四分翡翠・金／白珠絞一爵／簀四、柶自副 (M 1..448 流 32・184) 髮飾
- 26 三分翡翠・□／珠絞<sup>四</sup> (M 1..475 流 33・107) 鳥形の髮飾  
 □爵／□自副 (M 1..19 流 34・249 1)
- 27 翡翠・金・白珠／絞三簀蔽結／一具、柶自副 (M 1..383 流 37・187) 花形髮飾
- 28 翡翠・金珠縷・白／珠絞五簀蔽結／一具、蝦段自副 (M 1..327 流 35・204) 花形髮飾
- 29 □翠・金珠縷・白／<sup>四</sup>七簀蔽結／□、<sup>四</sup>段自副 (M 1..224 流 36・270) 花形髮飾
- 30 □金絞五□／□副 (M 1..93 流 75・258 1)  
 同心大簀一、／金珠縷絞 (M 1..447 流 38・112) 髮飾  
 一寸□／<sup>四</sup>珠<sup>四</sup> (M 1..547 流 39・249 1) 髮飾
- 31 重華簀三、／金碧寶絞 (M 1..311 流 40・98) 重瓣形の花飾  
 覆撮華一、金・／白珠絞 (M 1..257 流 41・105) 髻をおおう花飾
- 32 □華二枚 (M 1..391 流 42・246 2) 花飾
- 33 六寸瑠璃叉□／表、丹縑表自副 (M 1..53 流 43・147) 瑠璃の釵  
 三點七□／角叉□□ (M 1..171 流 44・92) 三叉の頭飾
- 34 金爪<sup>四</sup>、柶自副 (M 1..433 流 45・82) 金の爪形垂飾  
 金爪一、柶自副 (M 1..460 流 46・65) 金の爪形垂飾
- 35 金<sup>四</sup> (M 1..27 流 51・236 1) 金の垂飾
- 36 □車渠<sup>四</sup>／<sup>四</sup>鍾<sup>一</sup> (M 1..91 流 49・260 1)  
 車渠爪鍾一／□□ (M 1..360 流 50・64) 車渠の爪形垂飾
- 37 □□爪鍾／一、柶自副 (M 1..375 流 47・100) 爪形垂飾
- 38 碧寶佛人爪<sup>四</sup>／一<sup>四</sup> (M 1..348 流 48・143) 佛人の爪形垂飾  
 □珠絞珮鍾／一、柶自副 (M 1..441 流 52・109)
- 39 金珠縷・白<sup>四</sup>／<sup>四</sup>榼<sup>一</sup> (M 1..82 流 53・113) 垂飾  
 □金龍□／□柶自副 (M 1..280 流 54・257 2) 龍形の頭飾
- 40 雜色鬘<sup>一</sup>、五、／柶自副 (M 1..150 流 55・89) かつら  
 (五) 佩飾・裝身具
- 41 金地瑣一 (M 1..309 流 56・31) 金の蛇形鎖
- 42 翡翠・白珠絞耳中／懸一具、金毘自副 (M 1..97 流 57・173) 耳飾
- 43 翡翠・白珠／□ (M 1..449 流 58・36)  
 碧寶指環一 (M 1..332 流 61・50) 指環
- 44 □珠環一、／柶自副 (M 1..181 流 62・68) 浮彫紋の環  
 □還一具 (M 1..527 流 63・248 2) 環か
- 45 珊瑚人、車渠／跳脫縷一具 (M 1..471 流 60・127) 珊瑚人形と車渠腕輪
- 46 壁一、柶自副 (M 1..232 流 265・57) 壁
- 47 石壁三、柶自副 (M 1..214 流 266・60) 石壁
- 48 車渠珮□／具、柶自副 (M 1..380 流 64・96) 車渠の佩飾  
 車渠<sup>四</sup>／金<sup>四</sup> (M 1..55 流 65・245 1)
- 49 白珠絞壁<sup>四</sup>／一、柶自副 (M 1..222 流 66・110) 壁の佩飾
- 50 白珠絞□／玉珮一具 (M 1..261 流 67・77) 玉珮  
 白珠・金<sup>四</sup>／中珠珮<sup>四</sup> (M 1..131 流 68・259 2) 佩飾
- (六) 手巾
- 51 白越手巾一 (M 1..229 流 86・43) 手ぬぐい
- 52 金珠縷絞手巾頭鍾一 (M 1..129 流 87・114) 飾布のついた鐘か

二、什器

(一) 机・坐具・帳

- 66 □□□□□□丈墨／□□斗帳構一／□構青油一枚 (M1:68 流
- 65 □□尺長一／丈斗帳中白／食絹隔一具 (M1:221 流93・171) 斗帳
- 64 270 □□□□□□丹／地承雲錦斗帳一／具、絹隔緹香自副 (M1:流92・208) 斗帳
- 63 □地胡桃／錦牀粘一枚、／長三丈二尺 (M1:260 流91・162) 牀帳
- 62 174 單慮机
- 61 墨漆畫辟方七／寸机一、高五寸 (M1:289 流105・157) 机
- 60 □□尺長六／尺五寸墨漆／畫三重机二 (M1:138 流104・172) 三段机
- 59 □□□□□□尺／高一尺墨漆畫／再重机一枚 (M1:474 流103・137) 二段机
- 58 墨漆再／重机一 (M1:480 流102・70) 二段机
- 57 169 机
- 56 □□尺長一丈／□上複席一枚、／青地落星錦緣 (M1:186 流100・191) 敷物
- 55 □□□□□□□□圜地落星錦薦／一枚、墨漆畫机一 (M1:195 流98・207) 机
- 54 □□□□□□□□青地落星錦／二、墨漆畫 (M1:151 流99・199) 机
- 53 194 二尺長□□因青／地落星錦緣薦／二、墨漆畫机二 (M1:69 流97・205) 机
- 94 斗帳架
- 67 白珠・金鑄投帳／上壁一、柶自副 (M1:49 流95・150) 帳垂飾
- 68 帳中連璧珮勝一、／白珠投、柶自副 (M1:101 流96・164) 帳裝飾
- 71 1 緋練三／□被一領 (M1:197 流22・79) 寢衣
- 72 廣六尺長一丈丹地／承雲錦薦一枚、著／緜五斤、池練自副 (M1:43 流23・21) 承雲錦の褥
- 73 錐畫警枕／緋衣自副 (M1:407 流24・265) 線刻紋の警枕
- 74 5 五尺長六尺墨／漆畫衣枷二枚 (M1:462 流89・163) 衣桁
- 75 高□尺長三尺墨／漆畫衣枷二枚 (M1:361 流88・152) 衣桁
- (四) 燈火具・香爐
- 76 銀槃燈一、丹／練囊自副 (M1:378 流111・119) 銀の承盤付燈
- 77 銀籠燈一、丹／練囊自副 (M1:414 流112・120) 銀の籠付燈
- 78 瓦槃燈一 (M1:14 流113・27) 陶製の承盤付燈
- 79 瓦尺燈一 (M1:315 流114・26) 陶燈
- 80 國珍燈／机自副 (M1:381 流115・260) 燈
- 81 燈一、柶自副 (M1:23 流116・58) 燈
- 82 燈一 (M1:31 流117・241) 燈
- 80 二合著爪金／鏞一、柶自副 (M1:253 流118・122) 金香鏞
- 81 三合銀香鏞一、／槃、丹練囊自副 (M1:179 流119・146) 銀香鏞
- 82 銀香□ (M1:172 流120・240) 2)
- 一升墨漆畫／箒籠一 (M1:318 流168・90) ふせ)

- | □合墨漆畫／□籠二 (M 1..25 流169・81)  
 (五) 筒・箱・籠・函  
 83 一尺墨漆畫／綬筒一合、丹／縑衣自副 (M 1..340 流125・168) 綬筒  
 84 尺二寸墨漆／畫綬筒一合、／丹縑衣自副 (M 1..406 流126・180) 綬筒  
 85 尺三寸墨漆／畫綬筒一合、／丹縑衣自副 (M 1..50 流127・181) 綬筒  
 86 錐畫晨辨綬／筒一、丹縑衣・／袷沓自副 (M 1..463 流128・177) 綬筒  
 87 一升錐畫員綬／筒二、香篋・丹縑／衣・袷沓自副 (M 1..182 流129・194) 綬筒  
 88 二升錐畫員綬／筒二、香篋・丹縑・／衣・袷沓自副 (M 1..431 流130・195) 綬筒  
 89 三升錐畫員綬／筒二、香篋・丹縑／衣・袷沓自副 (M 1..147 流131・196) 綬筒  
 | 一升墨□／□篋□ (M 1..346 流132・252)  
 | 一升墨漆／□ (M 1..42 流133・256 1)  
 90 四寸錐畫員／綬筒二、丹縑／衣・袷沓自副 (M 1..266 流134・183) 綬筒  
 91 四寸方錐畫／綬筒一、丹縑／衣・袷沓自副 (M 1..60 流135・182) 綬筒  
 92 錐畫筒筒三合、／四縑衣自副 (M 1..13 流136・145) 髮飾の筒  
 93 象牙錐畫十／四子箱一 (M 1..238 流137・118) 象牙箱  
 94 墨漆畫廿四子竹／箱一、丹縑衣自副 (M 1..413 流138・175) 竹箱  
 95 墨漆畫十二／子竹篋箱一、／丹縑衣自副 (M 1..333 流139・188)
- 96 竹篋箱  
 墨漆畫楊柳籠／一、丹縑衣・袷沓自副 (M 1..367 流140・176) 籠  
 (背の高い函)  
 97 □畫楊柳函一／□衣自副 (M 1..113 流141・268 1) 楊柳函  
 98 墨漆畫多榻屋／函一、丹縑衣自副 (M 1..339 流142・166) 多層榻  
 99 墨漆畫藥函一／具、丹縑衣自副 (M 1..152 流143・158) 藥函  
 | 墨漆畫□／具、丹縑□ (M 1..408 流145・103)  
 100 □藥篋／□自副 (M 1..112 流144・255 1) 藥かこ  
 101 竹篋□ (M 1..211 流156・232 1) 竹かこ  
 102 竹篋□ (M 1..4 流157・232 2) 竹かこ  
 103 竹篋□ (M 1..6 流155・231 2) 竹かこ  
 (六) 鏡・化粧道具  
 104 車踞鏡一／枚、柙自副 (M 1..382 流76・97) 車踞鏡  
 105 淳金銀解開／塗帶鏡臺一、／丹縑沓自副 (M 1..310 流77・185) 鏡臺  
 106 淳金銀解開／塗帶又臺一、／丹縑沓自副 (M 1..132 流78・186) 鏡臺  
 107 淳金五寸疏具／一具、柙自副 (M 1..467 流79・142) 櫛  
 108 七寸墨漆畫金帶／疏具一合、金錯／鏡、丹縑衣自副 (M 1..314 流80・206) 櫛と金錯鏡  
 | □疏／□ (M 1..537 流81・222 2) 櫛  
 109 □眉刷四 (M 1..122 流82・246 1) 眉刷  
 110 □□二、白／□鑷拔 (M 1..56 流83・250 2) 鑷子  
 111 墨漆畫楊柳粉／銚一合、柙自副 (M 1..511 流84・156) 胡粉合子  
 (七) 衛生器具  
 112 一合墨漆畫／銀帶唾壺一、／□□□自副 (M 1..338 流122・178)

- 132 飯萩一 (M 1・180 流 163・11) しゃもじ
- 131 飯筐一 (M 1・98 流 162・10) 飯かご
- 130 碓一 (M 1・115 流 160・239<sup>1</sup>・2) 碓
- 129 研米椎一 (M 1・215 流 161・22) 穀物用の椎 (杵)
- 128 瓦磨二合 (M 1・146 流 159・23) 陶製の磨臼
- 127 黃白荆錫各一合 (M 1・176 流 182・84) 黃錫と白錫
- (二) 調理具
- 126 食蜜<sup>□</sup>／瓦瓶<sup>□</sup> (M 1・40 流 183・254<sup>1</sup>) 蜂蜜
- 125 清酒一斗、／瓦瓶受 (M 1・84 流 186・85) 清酒
- 124 豉一斗 (M 1・282 流 181・8) 豆豉
- 123 大豆一斗 (M 1・389 流 180・20) ガイズ
- 122 麪一斗 (M 1・191 流 177・7) 麥粉
- 121 小麥一斗 (M 1・252 流 176・21) コムギ
- 120 粳米一<sup>□</sup> (M 1・79 流 178・254<sup>2</sup>) ウルチゴメ
- 119 黍五斗 (M 1・262 流 179・9) モチキビ
- (一) 飲食物
- 118 墨一蠶 (M 1・305 流 110・15) 墨の塊
- 117 書刀一 (M 1・409 流 109・14) 書刀
- 116 墨漆書案一 (M 1・244 流 108・52) 書案 (文机)
- 115 白珠落香囊一／具、玦廁自副 (M 1・128 流 121・133) 香囊
- (八) 文房具
- 114 墨漆行清一、／丹練囊自副 (M 1・265 流 124・130) 便器
- 113 <sup>□</sup>書銀帶唾／<sup>□</sup>囊自副 (M 1・196 流 123・268<sup>2</sup>) 唾壺
- 唾壺
- 133 瓦鑪一 (M 1・37 流 149・3) 陶製の鑪
- 134 胡餅鑪<sup>□</sup> (M 1・377 流 148・24) 胡餅をあぶる鑪
- 135 破瓜刀一 (M 1・142 流 175・25) 瓜を切る刀
- 136 炊奠一、／柳自副 (M 1・226 流 147・66) ざると柳
- 137 炊帚一 (M 1・234 流 158・12) ちくし
- 138 銀烏丸釜一／竈一具 (M 1・365 流 152・87) 釜と竈
- 139 釜二 (M 1・464 流 151・2) 釜
- 140 <sup>□</sup>釜／<sup>□</sup>具 (M 1・271 流 153・237<sup>2</sup>) 釜
- 141 銀薄百子瓠五 (M 1・477 流 187・69) 銀の瓢形壺
- 142 半合淳金槃一／椀各一、柶自副 (M 1・326 流 188・135) 盤と椀
- 143 半合淳金杯一／槃各一、柶自副 (M 1・510 流 189・134) 杯と盤
- 144 三合金撥<sup>□</sup> (M 1・78 流 190・234<sup>2</sup>) 杯
- 145 五合<sup>□</sup>／一、柶<sup>□</sup> (M 1・337 流 191・30)
- 146 七合金高足<sup>□</sup>／一、柶<sup>□</sup> (M 1・126 流 193・106) 高足器
- 147 五合銀<sup>□</sup> (M 1・342 流 194・243<sup>2</sup>)
- 148 五合金連華<sup>□</sup>／一、柶自副 (M 1・349 流 195・108)
- 149 半合墨漆畫<sup>□</sup>／椀・槃二具 (M 1・341 流 196・111) 椀と盤
- 150 一升墨漆畫椀一／具、椀・覆槃自副 (M 1・218 流 197・160) 承
- 151 盤・蓋付椀
- 152 二升墨漆畫椀一／具、椀・覆槃自副 (M 1・307 流 198・161) 承
- 153 盤・蓋付椀
- 154 二升・一升墨／漆畫椀各一 (M 1・432 流 199・121) 椀
- 155 <sup>□</sup>／酒<sup>□</sup>／<sup>□</sup> (M 1・249 流 200・238<sup>1</sup>) 酒用の椀



- 150 墨漆畫酒槃二 (M 1 : 44 流 201 · 71) 酒用の盤  
 三升金  / 一、槃  (M 1 : 22 流 202 · 256 2)  
 四寸墨漆畫槃三 (M 1 : 208 流 203 · 75) 盤  
 一尺墨漆 / 畫槃五 (M 1 : 286 流 204 · 73) 盤  
 六寸墨漆 / 莢畫矣槃一 (M 1 : 288 流 205 · 126) 盤  
 五寸墨漆畫 / 淡者餅槃一 (M 1 : 207 流 206 · 124) 煮餅用の盤  
 墨漆畫餅  (M 1 : 154 流 207 · 39) 餅用の食器  
 墨漆畫果 / 槃廿三枚 (M 1 : 456 流 208 · 104) 果盤  
 墨漆畫金 /  槃一、柶自副 (M 1 : 148 流 209 · 264 2)  
 五升墨漆 / 畫杆五 (M 1 : 279 流 211 · 76) 杆 (盃)  
 二升墨漆 / 畫楯二 (M 1 : 136 流 210 · 74) 酒器  
 升  /  一、槃  (M 1 : 74 流 212 · 257 1)  
 短 /  (M 1 : 546 流 216 · 220 1) 短 (木製高杯)  
 漆畫餉斂 /  練囊自副 (M 1 : 41 流 171 · 266 2) 餉斂  
 三升墨漆 / 畫斂  (M 1 : 362 流 172 · 59) 斂  
 墨漆畫羹 / 魁二、盖 · 杓自副 (M 1 : 163 流 213 · 131) 羹用の器  
 一斗 · 五升師籠各一 (M 1 : 376 流 170 · 91) 篩籠  
 膊籠五 (M 1 : 250 流 166 · 13) 干肉用の籠  
 餅咸籠 · 茅 / 籠各一具、 / 兜自副 (M 1 : 317 流 167 · 144) 餅用の籠  
 盆二、篋自副 (M 1 : 320 流 215 · 48) 盆  
 墨漆畫方案  (M 1 : 38 流 214 · 51) 方形の案  
 澤中角勺一 (M 1 : 209 流 85 · 56) 角製の勺  
 杉斗  /  六、丹  (M 1 : 89 流 173 · 262 1)  
 繩又一、繩自副 (M 1 : 34 流 174 · 72)
- 168 (四) 藥  
 銀小柶白一具、 / 柶 · 丹練衣自副 (M 1 : 281 流 146 · 155) 銀の小柶白  
 四、車馬  
 雲母犢車一乘、 / 蓐坐 · 牛人自副 (M 1 : 316 流 268 · 154) 雲母車  
 安車一  /  (M 1 : 538 · 535 流 269 · 251) 安車  
 金伯達二 (M 1 : 363 流 70 · 29) 金の白達馬か  
 馬五匹、牽 · / 勒自副 (M 1 : 267 流 272 · 83) 鞍馬  
 絳九流一 (M 1 : 239 流 261 · 35) 垂飾付旌旗
- 五、武器  
 174 金珠縷校璫 · / 金碧寶  長劍 / 一具、柶自副 (M 1 : 319 流 263 · 170) 金裝劍  
 175 劍一 (M 1 : 258 流 264 · 1) 劍  
 176 于寔白玉四具、有 / 扶、雞辟校短劍 / 一、衣 · 柶自副 (M 1 : 1 流 243 · 20) 玉具劍  
 縹  于寔  / 一、柶自副 (M 1 : 287 流 244 · 88) 玉具劍か
- 六、樂器  
 177 衝鍾一、墨漆 / 畫扶蘭自 / 副、魚椎一 (M 1 : 158 流 217 · 167) 衝鍾と鐘虞  
 178 衝鍾一  / 扶蘭  (M 1 : 330 流 218 · 269 1) 衝鍾と鐘虞  
 179 罇鍾四、墨  / 扶蘭自副  (M 1 : 111 流 219 · 159) 罇鍾と鐘虞  
 180 赤漆畫奏鼓 / 一、鞞自副、桴二 (M 1 : 94 流 220 · 136) 鼓と小鼓と鼓槌

- 188 墨漆畫篋一 (M 1:125 流 229・53) 篋 (管樂器か)
- 187 萬草畫節櫪一枚 (M 1:290 流 227・86) 節櫪 (管樂器か)  
 | 櫪一具、囊自副 (M 1:59 流 228・263・2) 櫪 (管樂器か)
- 186 篋一具十二枚、丹<sup>1)</sup>縑表・金鑄紫二<sup>2)</sup> / 柶自副、墨漆紫二 (M 1:110 流 226・210) 笛十一本
- 185 書簫 (M 1:529 流 225・238・2) 簫
- 184 墨漆畫簫三 (M 1:350 流 224・54) 簫
- 183 山畫箏 / 衣・柶自副 (M 1:198 流 223・264・1) 箏
- 182 書琴一 / 囊自副 (M 1:39 流 222・261・1) 琴
- 181 赤漆 / 鞞自 (M 1:54 流 221・267・2) 樂器 (鼓?) と小鼓
- 七、儀禮
- 189 白布蔽髮二 (M 1:86 流 262・41) 白布の蔽髮
- 190 玄三纁二 (M 1:164 流 260・28) 黒と赤の幣帛
- 191 受福一 (M 1:472 流 184・6) 祭肉
- 192 福頭、蹄三 / 具、柶自副 (M 1:77 流 185・266・1) 犠牲の頭と蹄
- 193 肉兜一 (M 1:143 流 164・4) 肉を包んだもの
- 194 肉兜一 (M 1:140 流 165・5) 肉を包んだもの
- 195 當壙一 (M 1:335 流 267・17) 墓穴を遮蔽するもの
- 196 一合金卑勒石 / 、柶自副 (M 1:220 流 257・132) 金卑勒石
- 197 金卑勒 /  (M 1:137 流 258・267・1) 金卑勒石
- 八、造形
- 198 珠縷眼佛人一 (M 1:100 流 69・49) 佛像か
- 199 白畫騎羊兒一 (M 1:283 流 71・61) 白畫の騎羊兒
- 200 畫蝦蟆一 (M 1:213 流 73・34) 蝦蟆の圖像
- 201 白畫陽遂一 (M 1:212 流 150・44) 白畫の陽遂 (陽燧)
- 九、娛樂
- 202 墨漆畫圍碁具 / 一具、碁・丹縑衣 / 箱・柶自副 (M 1:200 流 232・193) 圍碁の道具
- 203 墨漆畫棹蒲牀一、<sup>1)</sup>五木・籌・丹縑衣 / 箱・柶自副 (M 1:7 流 233・200) 棹蒲の道具
- 204 象牙錐畫棹 / 蒲牀一、五木・籌 / 丹縑囊・柶自副 (M 1:415 流 234・197) 棹蒲の道具
- 205 象牙錐畫彈碁 / 枰一具、碁・擣・丹 / 縑衣・箱・柶自副 (M 1:512 流 235・203) 彈碁の道具
- 206 墨漆畫博具 / 一具、碁・籌・丹 / 縑衣・箱・柶自副 (M 1:479 流 236・192) 六博の道具
- 207 錐畫博 / 具一具、碁・籌 / 柶自副 (M 1:440 流 237・165) 六博の道具
- 208 丹縑表・青縑 / 裏計旃一具、<sup>1)</sup>骨筭・囊自副 (M 1:285 流 239・179) 算籌を置く毛氈
- 209 骨直一具、青地 / 芝草錦表自副 (M 1:92 流 241・151) 骨直 (博具か)
- 210 高八寸金投壺、<sup>1)</sup>壺一枚・籌・丹 / 縑囊・柶自副 (M 1:155 流 240・189) 投壺の道具
- 211 金戲弄具廿 (M 1:117 流 242・47) 金の玩具
- 212 銀鳩車一 (M 1:45 流 270・37) 銀の鳩車

十、動植物

(一) 植物

- 213 松樹二 (M 1..9 流 274.18) マツの木
- 214 檜柏樹一 (M 1..153 流 273.38) ビヤクシンの木
- 215 楡樹 (M 1..263 流 275.239.1) ニレの木
- 216 安石留樹二 (M 1..545 流 276.46) ザクロの木
- (二) 海産物
- 217 海貝四枚、丹／縑衣・箱 (M 1..345 流 246.128) 海貝
- 218 海錢四枚、丹衣・箱 (M 1..451 流 247.117) タカラガイ
- 219 海箕二枚、丹／縑衣・箱自副 (M 1..284 流 250.129) 海箕 (貝か)
- 220 海釜四枚、丹／縑衣 (M 1..199 流 251.116) 海釜 (貝か)
- 221 海終雷二枚、丹／縑衣・箱自副 (M 1..46 流 253.139) 海終雷 (貝か)
- 222 海鋪首一枚、丹／縑衣・箱自副 (M 1..264 流 252.141) 海鋪首 (貝か)
- 223 海増秩四枚、丹 (M 1..63 流 254.140) 海増秩 (貝か)
- 224 海牛齊四枚、丹／縑衣・箱自副 (M 1..233 流 255.138) 海牛齊 (貝か)
- 225 海大斑螺四枚、丹縑衣 (M 1..269 流 249.153) オウムガイ

十一、不詳

- 璫 (M 1..561 流 59.27.1)
- 兔 (M 1..88 流 72.218.2)
- 金珠 (M 1..127 流 74.253.2)
- 金珠 (M 1..90 流 90.258.2)
- 墨漆 (M 1..455 流 231.247.2)

- 墨 (M 1..73 流 238.265.1)
- 象牙安息 (M 1..549 流 245.32)
- 錢 (M 1..28 流 248.226.2)
- 歲四枚、丹 (M 1..51 流 256.247.1)
- 石 (M 1..185 流 259.230.2)
- 車一 (M 1..553 流 271.234.1) 「鳩車」か (流 277.250.1)
- 一升墨 (M 1..291 流 277.250.1)
- 墨 (M 1..548 流 278.259.1)
- 墨漆 (M 1..167 流 279.241.1)
- 墨 (M 1..552 流 280.241.2)
- 墨 (M 1..296 流 281.224.2)
- 漆 (M 1..246 流 282.225.1)
- 漆 (M 1..542 流 283.224.1)
- 二 (M 1..70 流 284.229.1)
- 畫 (M 1..554 流 285.221.2)
- 畫 (M 1..551 流 286.222.1)
- 一寸 (M 1..15 流 287.227.2)
- 三寸 (M 1..402 流 288.252.2)
- 金 (M 1..162 流 289.235.2)
- 金 (M 1..237 流 290.235.1)
- 金 (M 1..530 流 291.218.1)
- 銀 (M 1..534 流 292.223.1)
- 白 (M 1..459 流 293.215.2)
- 白 (M 1..555 流 294.216.1)
- 珠 (M 1..533 流 295.219.2)
- 珠 (M 1..165 流 296.220.2)

□	頭	(M 1 .. 532	流	311 .. 225	2)
□	方	(M 1 .. 166	流	310 .. 214	2)
□	侯	(M 1 .. 61	流	309 .. 221	1)
□	侯	(M 1 .. 43	流	308 .. 236	2)
□	綬	(M 1 .. 119	流	307 .. 237	1)
□	皁	(M 1 .. 206	流	306 .. 240	1)
□	二合	(M 1 .. 29	流	305 .. 243	1)
□	一合	(M 1 .. 58	流	304 .. 242	2)
□	自副	(M 1 .. 540	流	303 .. 233	2)
□	副	(M 1 .. 544	流	302 .. 233	1)
□	丹	(M 1 .. 543	流	300 .. 244	1)
□	縑衣	(M 1 .. 210	流	301 .. 244	2)
□	三	(M 1 .. 139	流	298 .. 253	1)
□	二	(M 1 .. 217	流	297 .. 252	1)
□	廨	(M 1 .. 62	流	299 .. 245	2)
□	自副	(M 1 .. 543	流	300 .. 244	1)
□	副	(M 1 .. 210	流	301 .. 244	2)
□	量	(M 1 .. 328	流	317 .. 226	1)
□	一	(M 1 .. 468	流	318 .. 213	2)
□	三色	(M 1 .. 159	流	319 .. 229	2)
□	十六	(M 1 .. 528	流	320 .. 230	1)
□	胸	(M 1 .. 2	流	321 .. 219	1)
□	人	(M 1 .. 536	流	322 .. 214	1)
□	衣	(M 1 .. 560	流	323 .. 216	2)
□	瓦	(M 1 .. 559	流	324 .. 215	1)
□	□	(M 1 .. 418	流	325 .. 213	1)
□	斗				
□	領	(M 1 .. 558	流	312 .. 223	2)
□	一具	(M 1 .. 81	流	313 .. 228	2)
□	一具	(M 1 .. 3	流	314 .. 228	1)
□	具	(M 1 .. 44	流	315 .. 217	1)
□	具	(M 1 .. 541	流	316 .. 217	2)

か